

災害応急対策編（共通）

第1部	総則	P
第2部	組織体制計画	P
第3部	情報通信広報計画	P
第4部	防災関係機関の連携推進計画	P
第5部	避難対策計画	P
第6部	医療救助計画	P
第7部	交通・輸送計画	P
第8部	食糧・物資調達供給計画	P
第9部	保健衛生対策計画	P
第10部	共助協働推進計画	P
第11部	住宅対策計画	P
第12部	文教対策計画	P
第13部	農業災害対策計画	P
第14部	被災者支援計画	P
第15部	ライフライン対策計画	P
第16部	復旧・復興計画	P

災害応急対策編（共通）

第1部

総則

第1章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第40条第2項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱			
県 警察本部	1	鳥取県防災会議に関する事務	9	災害時の文教対策
	2	防災に関する組織の整備	10	清掃、防疫その他の保健衛生対策
	3	防災に関する訓練及び防災思想の普及	11	施設及び設備の応急復旧
	4	防災に関する施設及び設備の整備	12	交通規制及び災害警備
	5	防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備	13	緊急輸送の確保
	6	災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査	14	災害復旧の実施
	7	水防その他の応急措置	15	市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
	8	被災者の救助及び救護措置		

2 市町村、消防局

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱			
市町村 消防局	1	市町村防災会議に関する事務	9	被災者の医療、助産の実施
	2	防災に関する組織の整備	10	避難の指示
	3	防災に関する訓練及び防災思想の普及	11	災害時の文教対策
	4	防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備	12	清掃、防疫その他の保健衛生対策
	5	防災に関する施設及び設備の整備	13	施設及び設備の応急復旧
	6	災害情報の収集及び伝達並びに被害調査	14	緊急輸送の確保
	7	水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置	15	災害復旧の実施
	8	被災者の救難、救助その他の保護	16	管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

3 指定地方行政機関等

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方 行政機関	中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導調整 2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 6 津波警報及び大津波警報の伝達
	中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること 4 非常通信協議会の指導育成に関すること 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること
	中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 3 公共事業等被災施設の査定の立会 4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
	中国四国厚生局	1 独立行政法人国立病院機構等、関係機関との連絡調整
	鳥取労働局	1 労働災害防止についての監督、指導 2 労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
	中国四国農政局 (鳥取県拠点)	1 海岸施保全設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 営農資材の供給指導、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状

	<p>況の把握</p> <p>5 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業</p> <p>6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導</p> <p>7 災害時における主要食糧の供給対策</p>
近畿中国森林管理局	<p>1 国有保安林、治山施設等の整備</p> <p>2 国有林における予防治山施設による災害予防</p> <p>3 国有林における荒廃地の復旧</p> <p>4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請</p>
中国経済産業局	<p>1 災害時の物資の供給対策</p> <p>2 被災商鉱工業者に対する融資あっせん</p> <p>3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置</p>
中国四国産業保安監督部	<p>1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保</p> <p>2 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全</p>
中国地方整備局 (鳥取河川国道事務所、倉吉河川国道事務所、日野川河川事務所、境港湾・空港整備事務所)	<p>1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧</p> <p>2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供</p> <p>3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言</p> <p>4 災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達</p> <p>6 災害時における交通確保</p> <p>7 海洋の汚染の防除</p> <p>8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣</p>
中国運輸局 (鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎)	<p>1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>2 輸送等の安全確保に関する指導監督</p> <p>3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整</p> <p>4 緊急輸送に関する要請及び支援</p>
大阪航空局 (美保空港事務所)	<p>1 災害時における航空輸送の調査及び指導</p> <p>2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整</p>
国土地理院中国地方測量部	<p>1 地理空間情報の活用</p> <p>2 防災関連情報の活用</p> <p>3 地理情報システムの活用</p> <p>4 復旧測量等の実施</p>
大阪管区気象台 (鳥取地方気象台)	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
第八管区海上保安本部 (境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地)	<p>1 情報の伝達・周知</p> <p>2 海難救助等</p> <p>3 海上における緊急輸送</p> <p>4 海上交通安全の確保</p> <p>5 海上における治安の維持</p>
中国四国地方環境事務所	<p>1 大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>2 国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援</p> <p>3 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達</p> <p>4 災害時における環境省（本省）との連絡調整</p> <p>5 被災動物の保護等に係る支援</p>
近畿地方環境事務所	<p>1 山陰海岸国立公園に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>2 山陰海岸国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援</p> <p>3 山陰海岸国立公園の災害時における環境省（本省）との連絡調整</p>
中国四国防衛局	<p>1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整</p>

	2 災害時における米軍部隊との連絡調整
陸上自衛隊（第8普通科連隊）	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	1 原子力施設の災害予防 2 原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 3 原子力災害時における施設内の応急対策 4 平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 5 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
独立行政法人国立病院機構 (中国四国グループ)	1 災害時における医療救護の実施
日本銀行 (松江支店、鳥取事務所)	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 (鳥取県支部)	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 血液搬送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
日本放送協会 (NHK鳥取放送局)	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
西日本高速道路株式会社 (中国支社)	1 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保 2 災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本 <u>中国統括部 米子支社</u>)	1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
日本貨物鉄道株式会社 (米子営業支店)	1 災害時における救助物資の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 (NTT西日本鳥取支店)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
日本郵便株式会社 (鳥取中央郵便局)	1 災害時における郵便業務 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
日本通運株式会社 (山陰支店)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
福山通運株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
佐川急便株式会社 (中国・四国支社)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
ヤマト運輸株式会社 (津山主管支店)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
中国電力株式会社 (鳥取支社) <u>中国電力ネットワーク株式会社</u> <u>(山陰ネットワー</u>	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧

	<u>クセセンター</u>	
	KDDI株式会社 (中国総支社)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	株式会社NTTドコモ 中国支社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ株式 会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	ソフトバンク株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	楽天モバイル株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
指定地方 公共機関	日ノ丸自動車株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本交通株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日ノ丸西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	鳥取ガス株式会社	1 ガス施設の災害予防 2 災害時におけるガスの供給対策 3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
	米子瓦斯株式会社	1 ガス施設の災害予防 2 災害時におけるガスの供給対策 3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
	株式会社新日本海新聞社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
	日本海テレビジョン放送 株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社山陰放送	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	若桜鉄道株式会社	1 災害時における鉄道及び陸路による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県ト ラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
	株式会社山陰中央新報社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
	山陰中央テレビジョン放 送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社エフエム山陰	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	公益社団法人鳥取県医師会	1 災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県LP ガス協会	1 LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガスの供給対策
	鳥取県農業協同組合中央 会	1 災害時における食糧調達供給
	智頭急行株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県バス協会	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	公益社団法人鳥取県看護協会	1 災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県歯科 医師会	1 災害時における医療救護の実施 2 遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関すること
	一般社団法人鳥取県助産師会	1 災害時における医療及び助産活動に関すること
	一般社団法人鳥取県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施
	社会福祉法人鳥取県社会 福祉協議会	1 災害ボランティアに関すること 2 避難行動要支援者避難支援センターに関すること
	日本海ケーブルネット ワーク株式会社	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民 への提供 3 その他災害に関する広報活動

株式会社鳥取テレピア	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
株式会社中海テレビ放送	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
鳥取中央有線放送株式会社	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動

第2節 災害対策基本法による要請等

1 地域防災計画の実施の推進のための要請等（災害対策基本法第45条）

県防災会議の会長又は市町村防災会議の会長は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、下記の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

また、必要に応じ、各地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(1) 県防災会議が要請等を行う主な対象機関等

指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者

(2) 市町村防災会議が要請等を行う主な対象機関等

市町村、公共的団体、防災上必要な施設の管理者

2 知事の通知等（災害対策基本法第55条）

知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。（第3部第1章「気象情報の伝達」参照）

3 市町村長の事前措置等（災害対策基本法第59条）

市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダムの放流操作等、当該市町村の区域を越えて行う指示については、一市町村長の判断に任せるべきではないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要である。

4 知事の応急措置（災害対策基本法第70条）

知事は、本県の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、当該区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努める。

この場合において、知事は、当該区域内の応急措置の実施を総合的に調整する見地から、必要に応じ、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し、各関係機関が本来実施すべき応急措置について、実施の要請等を行うものとする。この場合、指定行政機関、指定地方行政機関は正当な理由がない限り、応急措置の実施を行うものとする。

5 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

知事は、本県の区域内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

6 内閣総理大臣による応援の要求等（災害対策基本法第74条の3）

知事は本県の区域内で災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、市町村に対する応急措置の実施等に係る指示又は要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対して応援することを求めるように求めるものとする。

7-6 指定行政機関の長等に対する応援の要求等（災害対策基本法第74条の4-3）

知事は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村の処理すべき事務の大綱
- 2 県及び市町村に関連する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 3 災害対策基本法第45条に基づく市町村地域防災計画の実施の推進のための市町村防災会議の会長による要請及びその対象機関等
- 4 災害対策基本法第59条に基づく、市町村長の事前措置等

第2章 災害救助法の適用

（県危機管理局、県福祉保健部）

第1節 法の適用

- 1 県は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、適用基準の各号のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法を適用するものとする。
- 2 災害救助法による救助の要否は、市町村の区域単位ごとに判定を行う。

第2節 適用基準等

1 規模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（市町村で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われる。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項 （災害救助法 施行令第1条 第1項各号）	基準	具体例等
<u>第1項</u> 第1号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	基準数は、別表1「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準1号のとおり
<u>第1項</u> 第2号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき	基準数は、別表1「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準2号のとおり
<u>第1項</u> 第3号 前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数…5世帯以上
<u>第1項</u> 第3号 後段	災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき 【内閣府令で定める特別の事情】 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯…5世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
<u>第1項</u> 第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき 【内閣府令で定める基準】 (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 (2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 特殊の補給方法 ：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給 等	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生）。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。
<u>第2項</u> （事前適用）	<u>災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、所管区域が告示されたとき</u>	・ <u>所管区域内で被害を受けるおそれがある場合</u>

【別表1 市町村別災害救助法適用基準表】 (令和2年10月1日：令和2年国勢調査確定値)

市町村名	人口（人）	被害者世帯		市町村名	人口（人）	被害者世帯	
		基準1号	基準2号			基準1号	基準2号
鳥取市	188,465	100	50	琴浦町	16,365	50	25
米子市	147,317	100	50	北栄町	14,228	40	20
倉吉市	46,485	60	30	日吉津村	3,501	30	15
境港市	32,740	60	30	大山町	15,370	50	25
岩美町	10,799	40	20	南部町	10,323	40	20
若桜町	2,864	30	15	伯耆町	10,696	40	20
智頭町	6,427	40	20	日南町	4,196	30	15
八頭町	15,937	50	25	日野町	2,907	30	15
三朝町	6,060	40	20	江府町	2,672	30	15
湯梨浜町	16,055	50	25				

世帯数の算定方法（令第1条第1項第1号から3号に適用）

全壊・全焼・流出世帯・・・1世帯

半壊・半焼する等著しく損傷した世帯・・・1/2世帯、

床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・・・1/3世帯

【参考】適用基準の運用について

- ・新潟県中越地震以降、特に大規模地震が発生した場合には、一定震度以上を観測した市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として、速やかに4号適用する運用が行われている。
- ・最大震度7を観測した新潟県中越地震の際には発災時が夕方ということもあり、新潟県は、震度6弱以上を観測した市町村に深夜に適用した。その後、震度5弱以上であって、避難して継続的に救助を必要とする市町村に順次追加適用した。
- ・最大震度6強を観測した能登半島地震においては、石川県は震度5強以上を観測した市町村に対して直ちに災害救助法を適用した。
- ・最大震度6強を観測した新潟県中越沖地震においては、新潟県は震度6弱以上を観測した市町村に対して直ちに災害救助法を適用した。その後、震度5弱以上の市において追加適用。

第3節 適用手続

1 県

(1) 国への報告

ア 県は、県災害対策本部を設置した場合並びに大規模又は特殊な救助が必要となる災害が発生し又は予見され、災害救助法の適用が予期される場合は、内閣府に被害状況等について第一報を行う。閉庁時間にあっては、別途定められた緊急時の連絡系統に従い、報告を行う。

内閣府連絡先 (勤務時間内のみ)	政策統括官（防災担当）被災者生活再建行政担当 電話 03-5253-2111 電話（直通） 03- 35033593 -93942849 ファクシミリ 03-3502-6034
---------------------	--

イ 被害状況の把握に時間を要する場合は、取り急ぎ以下の内容を情報提供する。

- (ア) 災害の発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 市町村別被害状況（概数）
 - a 人的被害（死者数、行方不明数、負傷者数（重傷者数・軽傷者数））
 - b 住家の被害（世帯数・人員（全壊・全焼・流失、半壊・半焼、床上浸水））
- (エ) 法による救助実施見込市町村名、実施年月日
- (オ) すでに取った措置、今後取ろうとする措置（救助の種類等）
- (カ) その他必要事項

(2) 適用の決定

県は、市町村から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態であると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定する。

なお、適用に当たっては、被害住家の数のみに拘泥しないで、特殊な救助の必要性の有無や、多数の被災者の生命・身体に危害が及ぶ恐れの有無を考慮し、時機を失しないよう速やかに知事の決裁を仰ぎ、適用の適否を判断するものとする。

従来、都道府県知事が令第1条第1項第3号後段及び第4号により法を適用するに当たっては、国に対する協議が求められていたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の趣旨に従い、平成12年4月以降は国に対する協議は必要とされていない。
よって、住家の滅失数によらない適用も考慮に入れ、迅速な適用を行う必要がある。

(3) 通知等

県は、災害救助法を適用したときは、当該市町村、所管の総合事務所県民福祉局（東部圏域は東部地域振興事務所東部振興課）及び県各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、内閣府に報告する。

(4) 公示

県は、災害救助法を適用したときは、内閣府と連絡調整を図り、以下の項目について公示を行う。

ア 災害発生の日 イ 災害の種類 ウ 救助の期間 エ 救助を実施する区域（市町村）

2 市町村

市町村は、災害に際し、当該市町村における災害が第2節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

第4節 救助の実施

1 実施機関

別表3「災害救助法による応急救助の実施概念図」を参照。

(1) 県

ア 県による救助の実施

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

イ 市町村に対する救助の委任

(ア) 委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を市町村に行わせることとする。なお、市町村への委任の基本は別表2のとおりとする。

- ・市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- ・避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

(イ) 委任の手続き

県は、市町村への委任に当たっては、災害ごとに市町村へその事務の内容及び実施期間を通知して行うとともに、これを公示する。なお、通知、公示ができない場合はこの限りではない。

(2) 市町村

ア 市町村は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

イ 市町村は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 救助の種類

- (1) 避難所、応急仮設住宅の設置 (2) 食品、飲料水の給与 (3) 被服、寝具等の給与又は貸与
 (4) 医療、助産 (5) 被災者の救出 (6) 住宅の応急修理 (7) 学用品の給与 (8) 埋葬
 (9) 死体の捜索及び処理 (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

3 救助の基準

(1) 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、別表2「災害救助法による救助の種類と概要」及び災害救助法施行細則のとおりとする。

(2) なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は内閣府に協議し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

4 災害救助に関する県の組織

(1) 災害救助組織については県本部の組織をそのまま活用する。

(2) 救助活動はそれぞれの実施部において実施するものとするが、本部長の総指揮のもとに、各部各課が一体的な協力によりこれを実施するものとする。

【別表2 災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市町村（県が委任）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・避難情報が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む。 ・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能。
応急仮設住宅の給与	県（県が直接設置することが困難な場	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自ら	・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象となる。

	合、県が設計書等を提示し、市町村に委任)	の資力では住家を得ることができない者	・被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	避難所に受入れされた者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	・現に食しうる状態にあるものを給与すること。 ・救助作業に従事する者は対象外。
飲料水の供給	市町村（県が委任）	災害のため現に飲料水を得ることができない者	・供給量は、1人1日3リットル以上を目安とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・床下浸水は対象外。 ・品目は、被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用品、食器、光熱材料を目安とする。 ・夏期と冬期で限度額に差がある。
医療	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害のため医療の途を失った者	・傷害や疾病の原因や、受けた日時又はかかった日時を問わない。
助産	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者	・出産のみならず、死産、流産を含む。
災害にかかった者の救出	市町村（県が委任）	災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	・捜索期間（3日間）に生死が明らかにならない場合は、遺体の捜索として取り扱う。
災害にかかった住宅の応急修理	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	・修理場所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分について必要最小限度を対象とする。（面積制限なし）
学用品の給与	市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、修学上支障のある児童生徒	・小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等を対象とする。 ・品目は、教科書、教材、文房具、通学用品とする。
埋葬	市町村（県が委任）	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり、正式な葬祭ではない。 ・漂流遺体の取り扱いとは下記による。
遺体の捜索	市町村（県が委任）	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	・災害発生後、直ちに死亡していると推定される場合は、3日を経過しなくても遺体の捜索として取り扱う。
遺体対策	市町村（県が委任） 日赤鳥取県支部（県が委託）	災害の際死亡した者	・漂流遺体の取扱いは（次ページ（参考））による。 ・埋葬を除く。
障害物の除去	市町村（県が委任）	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	・通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合に限られる。 ・応急的な除去に限る。 ・豪雪による除雪も対象となり得る。
応急救助のための輸送	県 市町村（県が一部委任）	1 被災者（災害が発生するおそれがある場合の救助にあつては避難者）の避難（避難者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導するための人員、資材等の輸送。災害が発生するおそれがある場合にあつては、高齢者や障がい者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するためのバスの借上げ費用等の費用を対象。） 2 医療、助産（救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等） 3 被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資材等の輸送） 4 飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）） 5 遺体等の捜索（捜索のため必要な人員、資材等の輸送） 6 遺体対策等（遺体対策・検案のための人員の輸送、遺体の処置のため	

		の衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送)
災害ボランティアセンターの設置・運営	市町村（県が委任）	災害ボランティアセンターにおける救助と災害ボランティア活動との調整事務の委託

- * 「実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。
- * 床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

（参考）災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の取り扱い

1 遺体の身元が判明している場合

- (1) 遺体が県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体対策等を実施、その費用は県が負担する。
- (2) 遺体他県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理等されるものとし、その費用については求償を受ける。

2 遺体の身元が判明していない場合

- (1) 遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記1と同様に扱うものとする。
- (2) 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

第5節 費用の支弁及び国庫負担

1 費用の支弁

災害救助法による救助に要する費用は、県が支弁する。

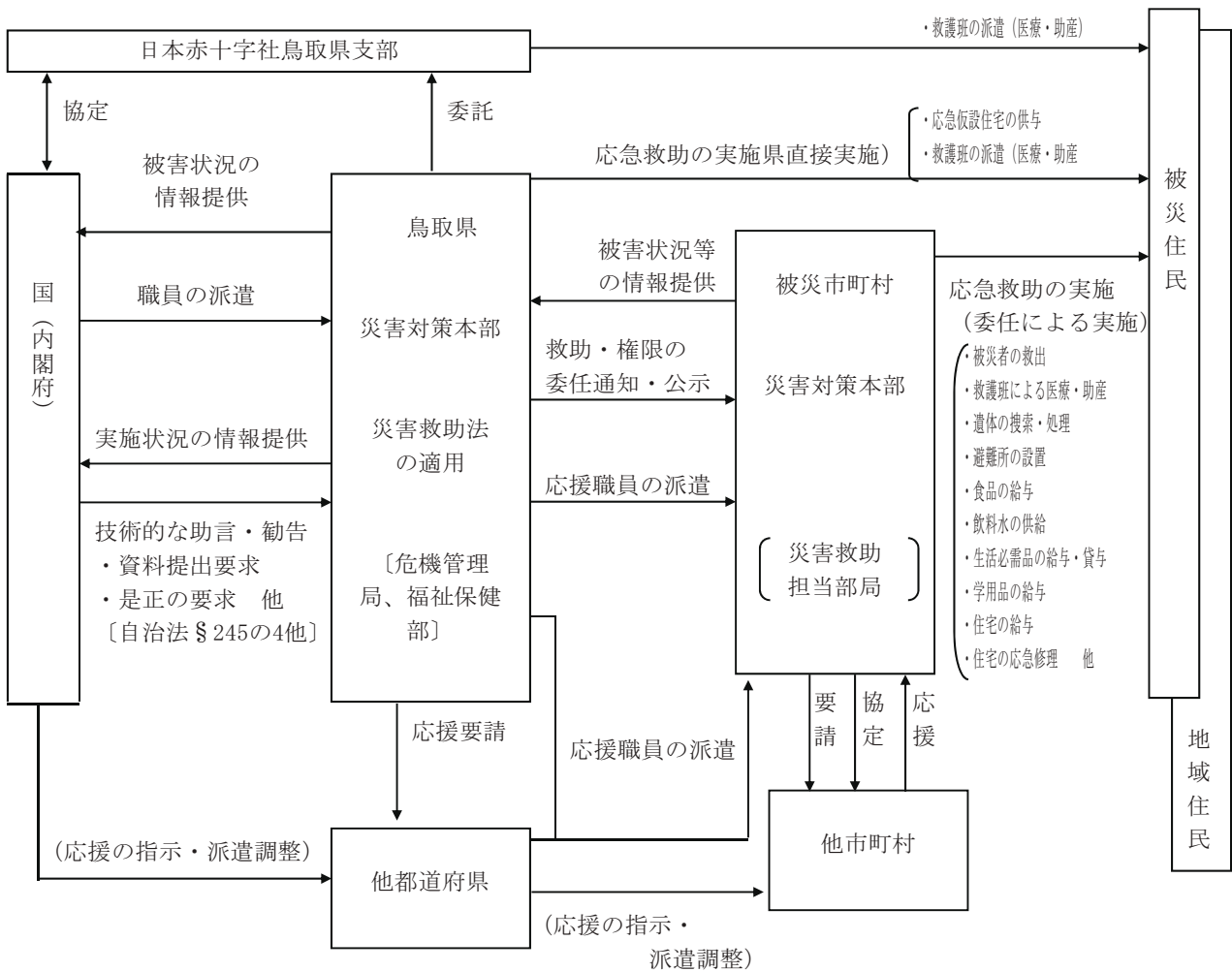
2 国庫負担

災害救助法による救助に要する費用が100万円以上となる場合、県の普通税収入見込額に占める救助費用の割合に応じて、国庫が負担される。

【国庫負担の対象】

- (1) 救助に要した費用（救助の事務を行うのに要した費用を含む。）
- (2) 従事命令を受けた者に対する実費弁償及びこれらの者に対する扶助金の支給に要した費用
- (3) 協力命令を受けた者に対する扶助金の支給に要した費用
- (4) 管理、使用、収容及び保管命令の処分に伴う損失補償に要した費用
- (5) 日本赤十字社に対する補償に要した費用
- (6) 他の都道府県から応援を受けた場合、その求償に対する支払いに要した費用

【別表3】 災害救助法による応急救助の実施概念図



第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害救助法の適用に係る県への報告
- 2 救助の委任を受けた場合の救助の実施に関する項目
- 3 災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができない場合の災害救助法の規定による救助の着手及び知事への報告

第3章 損害補償

（県総務部、県福祉保健部ほか）

第1節 目的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

第2節 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。

公用負担等に依らない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等に依る。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等に依るものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第65条第1項、同条第2項、同条第3項	市町村長ほか	当該市町村の住民又は現場にある者 (自然人のみ)	応急措置に従事	災害対策基本法第84条第1項	市町村
災害対策基本法第71条	県知事	土木技術者、土木業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第84条第2項	県
消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第36条の3	市町村
消防法第25条第2項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第35条の10第1項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第45条	水防管理団体
災害救助法第7条第1項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第12条	県（一定額を超える場合は一部国負担）
災害救助法第7条第2項	地方運輸局長（運輸監理部長を含む）	輸送関係者			
災害救助法第25条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

第3節 民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、県は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害応急対策活動従事者の損害補償
 - (1) 災害対策基本法第84条第1項に基づく損害補償
 - (2) 消防法第36条の3に基づく損害補償

第4章 激甚災害の適用

（県総務部ほか関係各局）

第1節 激甚災害制度の概要

- 1 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区分	概要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） 事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種類	<ul style="list-style-type: none"> 「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） 「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定） ※県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 <ul style="list-style-type: none"> 激甚災害指定基準（本激の基準） 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

- 2 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

- 3 激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区分	条	号	対象事業	関係法令
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第3条	1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業
		2	公共土木施設災害関連事業	費国庫負担法
		3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		4	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		6の2	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		7	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		8	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者総合支援法
		9	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
		10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		12	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
		13	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）	
2 農林水産業に関する特別の助成	第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業	天災融資法	
		・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業		
		・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
		・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助		
		・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例		
		・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助		
・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助				
・共同利用小型漁船の建造費の補助				

	第11条の2	・森林災害復旧事業に対する補助	
3 中小企業に関する特別の助成	第12条	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法
	第14条	・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4 その他特別の財政援助及び助成	第16条	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
	第17条	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
	第19条	・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
	第20条	・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法
	第21条	・水防資材費の補助の特例	
	第22条	・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
	第24条	・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
	第25条	・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法

第2節 激甚災害の指定に係る手続き

1 調査の実施

- (1) 県は、市町村の被害状況等を検討し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について各部局で必要な調査を実施する。
- (2) 各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。（局激については、1月から12月までの復旧事業費の査定額を例年12月下旬に提出して指定するため、例年2月から3月の指定となることに留意。）

2 指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

3 特別財政援助額の交付手続

- (1) 市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。
- (2) 県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

災害応急対策編（共通）

第2部

組織体制計画

第1章 組織及び体制

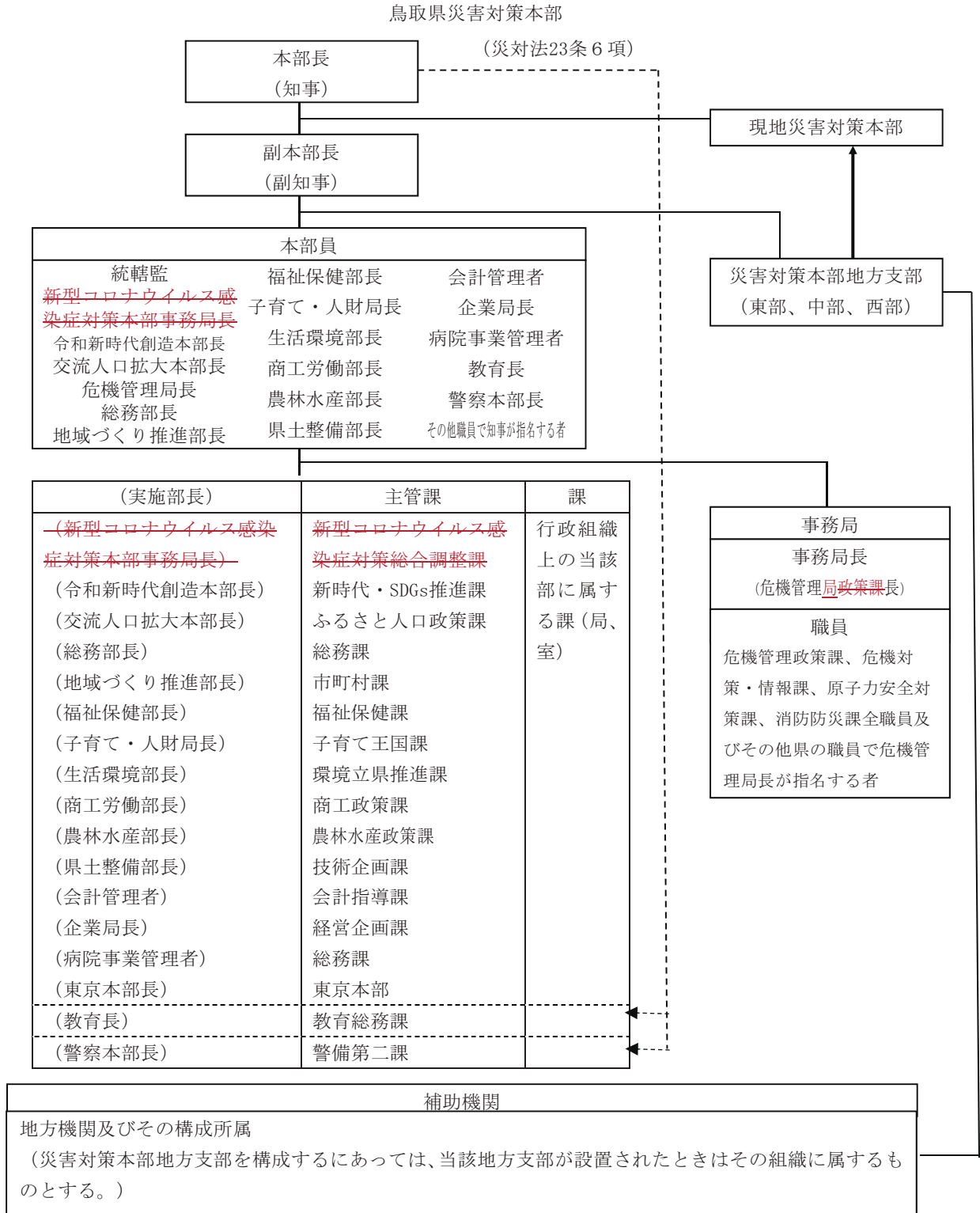
(県危機管理局、県関係部局)

第1節 目的

この計画は、県、市町村及びその他防災機関が災害の発生に対し、速やかにその初動体制を確保し、また、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

第2節 鳥取県災害対策本部等

知事は、鳥取県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、速やかに鳥取県災害対策本部（以下、この編において「県本部」という。）を設置するものとする。（原子力災害対策にかかると災害対策本部等については原子力災害対策編に記載）



1 鳥取県災害対策本部

(1) 県本部の組織

ア 本部長

- (ア) 本部長は、知事はその任務に当たる。本部長は県本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (イ) 知事が不在等の非常時には、自衛隊等への災害派遣要請等の知事権限委譲順位を次のとおりとする。

第1位 副知事 第2位 統轄監 第3位 危機管理局长

イ 副本部長

- (ア) 副本部長は、副知事はその任務に当たる。
- (イ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、統轄監、~~新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長~~、令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局长、総務部長、地域づくり推進部長、福祉保健部長、子育て・人財局長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、企業局长、病院事業管理者、教育長、警察本部長、その他職員で知事が指名する者を充てる。
- (イ) この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、本部員の男女構成について、あらかじめ十分配慮するものとする。
- (ウ) 本部員自らがその任務に当たることができないときは、あらかじめ定めた職員がその任務に当たる。

エ 本部員付

本部員付は、本部員及び事務局と実施部との連絡調整等を行うものとし、各実施部においては、あらかじめ複数の担当職員とその参集すべき順位を定めておくものとする。

オ 実施部

- (ア) 実施部は、各部局で構成し、主管課は各部局の主管課（県土整備部は技術企画課）とする。実施部は、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。
- (イ) 特に指示がない限り平時の執務室を拠点として災害対策に当たるものとするが、被災等により平時の執務室が使用不能となった場合の代替施設をあらかじめ定めておくものとする。

カ 事務局

- (ア) 事務局は、災害対策本部室内に設置し、危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課全職員並びにあらかじめ決められた他課からの応援職員（~~過去に危機管理部局に配置された経験のある者~~）で構成する。
- (イ) 事務局長は、危機管理**局**政策課長をもって充てるものとする。
- (ウ) 事務局は、「鳥取県災害対策本部事務局設置運営要領」「鳥取県災害対策本部事務局応援職員運営要領」に基づき、災害応急対策実施のための連絡調整業務を行う（要領は資料編のとおり）。

キ オブザーバー

- (ア) 県本部は、災害対策を円滑に実施するため、必要に応じ関係者（鳥取県防災顧問、鳥取地方気象台職員、国土交通省中国地方整備局職員、自衛隊連絡幹部、緊急消防援助隊連絡員（東部消防局）など）を招集することができる。
- (イ) また、ライフライン復旧作業を調整するための連絡員を関係機関から招集し、各機関と必要な調整を行う。

(2) 設置の場所

- ア 県本部の設置場所は、県庁第二庁舎3階及び4階とする。なお、県庁第二庁舎が使用不可能な場合は、県東部庁舎等適切な場所に設置するものとする。
- イ さらに、東部地区に大災害が発生し、これらのいずれの施設も県本部として使用できなくなった場合は、中部総合事務所又は西部総合事務所に設置するものとする。

(3) 設置及び廃止の基準

- ア 県本部の設置の基準は、第2章「配備及び動員」による。
- イ 県本部は、概ね次の基準により知事が廃止する。
 - (ア) 県内各地域における危険がなくなったと認めるとき。
 - (イ) 当該災害に係る応急対策及び二次災害防止対策が概ね終了したと認めるとき。

(4) 設置及び廃止の公表

- ア 県本部事務局は、県本部が設置されたときは直ちにその旨を、県関係機関（県庁内を含む）、国（総務省消防庁）、市町村、報道機関及び指定（地方）公共機関、指定地方行政機関に対し、電話（有線、無線）、ファクシミリ、電子メール、庁内放送、文書等により公表（通知）するとともに、県本部（本部長、本部員、事務局各班、通信途絶に備えた衛星携帯電話）の連絡先の周知を図るものとする。
- イ 県本部が廃止されたときは、同様に設置の公表に準じてその旨を公表する。

(5) 県本部の任務等

ア 県本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元の体制を確立するとともに本計画の定めるところにより災害応急対策を実施するものとし、すべての本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。

イ 県本部の実施すべき主な事項は次のとおりである。

(ア) 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整

(イ) 災害に係る各種情報収集

(ウ) 緊急輸送路確保のための連絡調整

(エ) 関係機関への応援要請（要請手続等については、第4部「防災関係機関の連携推進計画」の各章を参照）

(オ) 国（現地対策本部）との連絡調整

(カ) 食糧、生活関連物資等の調達・供給に係る調整

(キ) 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整

(ク) 住民の安心安全情報の提供

ウ 県本部の所掌事務

(ア) 県本部（実施部及び事務局）の所掌事務は、別表「県本部（実施部及び事務局）所管組織の所掌事務（応急対策）」のとおりとする。

(イ) 県本部が設置されていないときであっても、各課（室）は、県本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。

(ウ) なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、**県**危機管理局長が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

エ その他の県の組織

県の地方機関、企業局事業所、教育機関は、鳥取県行政組織規則（昭和39年3月鳥取県規則第13号）、鳥取県企業局組織規程（昭和38年5月鳥取県企業管理規程第1号）、鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年4月鳥取県教育委員会規則第5号）に定める事務のほか、主管部長の指示にしたがって必要な事務を処理するものとする。

オ ワーキングチームの設置

部局横断的な課題については、必要に応じて関係部局職員で構成するワーキングチームを設置し、対応にあたるものとする。

(6) 災害対策本部会議の開催

県本部では、災害対策本部会議（以下「本部会議」という）を適宜開催し、必要な災害対策について協議するものとする。

ア 本部会議の構成

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、状況に応じて必要な本部員が本部会議に参加するものとする。

(イ) 本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。また、必要に応じて本部会議をテレビ会議システムにより開催し、被災市町村から直接被災状況や支援ニーズを聞き取る、必要な対策を協議する等により、被災市町村の実情に応じた支援を行うものとする。

(ウ) 広域的な医療救護対策が必要な場合で、鳥取市が災害対策本部を設置していないときは、保健所設置市である鳥取市（保健所長等）が本部会議に出席する等の必要な協力を得て、一体的かつ迅速的確な対策の確保を図るものとする。なお、鳥取市が災害対策本部を設置している場合は、災害対策本部会議を合同で開催することをもって代えるものとする。

(エ) 本部会議の庶務は、事務局が担当するものとする。

イ 本部会議の開催

(ア) 本部長は、県本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（**副局長兼**危機管理政策課長）に申し出るものとする。

(ウ) なお、県本部の設置直後の第1回**会議**は、本部長参集と同時に速やかに（概ね60分以内を目途）開催するものとし、その後は対応状況を勘案して開催するものとする。

ウ 本部会議の協議事項

(ア) 県本部の配備体制に関すること

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること

(ウ) 市町村長に対する災害対策の指示に関すること

(エ) 指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関

すること

(オ) その他災害対策に関する重要事項

(7) 本部会議の検討項目

本部会議においては、主として部局間で検討が必要なものについて検討するものとし、主な項目は次表のとおりである。

開催時期		検討すべき項目	判断に必要な情報
発生直後 (発災期)	1日目 (災害拡大期)	1 県の体制（地方支部、現地本部の設置等）	気象情報や震度情報、既存の被害想定資料などに基づく俯瞰的な被害見積もり（火災発生を含む）
		2 救助勢力を集中的に投入すべき地域の決定	上記1の被害見積もり
		3 情報収集体制（県消防防災ヘリの運用、被災地域への職員派遣等）	県消防防災ヘリの活動状況、県・市町村庁舎のインフラ機能
		4 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁への災害派遣要請（原則、自衛隊に対する情報収集派遣を要請）	上記1の被害見積もり、活動拠点（空港など）や緊急輸送道路の被災及び迂回路の状況
		5 災害救助法の適用	4号適用の可能性及び内閣府との協議 ※4号適用は時機を失すると適用困難
		6 県の部局間の弾力的な職員応援	職員の被災、登庁状況（総合事務所を含む）
		7 市町村への緊急支援要員の派遣（災害時市町村支援チーム、医療応援ほか）	市町村からの応援要請状況、医療関係従事者の対応状況
		8 非常用食糧、生活関連物資の支援	避難者数の見積もり、応援協定等に基づく調達可能数量の把握、輸送手段の調整
		9 応援協定に基づく他自治体等への応援要請	外部応援が必要な対策、国・全国知事会等との調整状況
		10 広報戦略	県民の必要とする情報、緊急に県民に周知が必要な情報
		11 気象予測を見越した二次災害の防止対策	今後の気象推移、余震の発生見込み等
1～3日後 (災害沈静期)		12 市町村への専門職員派遣（土木関係、保健師等）	市町村からの要請状況、メンタルケア対策の対応状況
		13 応援協定に基づく他自治体への応援要請、特に職員派遣	市町村での避難所運営等に必要な職員数、ボランティア等の活動状況
		14 職員ローテーションの検討	夜間対応に必要な職員数の把握
3日後～ (災害沈静期)		15 支援施策の検討	被害特性の把握、県民のニーズ
		16 仮設住宅の建設	市町村からの要請状況、建設用地の確保
		17 風評被害対策	風評被害の状況
		18 災害復興本部への移行	応急対策の実施状況

※ 災害発生時には、上表を参考に災害特性を踏まえて弾力的に検討

(8) 本部会議の公開

本部会議は、原則として公開とする。

(9) 対策実施に当たっての部局間の連携

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する部局の本部員のみならず他のすべての本部員が緊密な連絡のもとでその実施を図るものとする。

(10) 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合は、県災害対策本部は必要に応じて要員の所在調整等を行うとともに、本部内の情報共有、連絡調整等を緊密に行う等、効率的かつ実効的な組織運営を図るものとする。県現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を図るものとする。

2 鳥取県災害対策本部地方支部

知事は、地方における災害対策の円滑な遂行を図るため、県本部に必要な災害対策本部地方支部（以下この編において「支部」という。）を置くこととする。

(1) 支部の名称、所管区域等は、次のとおりとする。

支部の組織

名称	所管区域	支部長	支部員	主管機関
東部支部	鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部地域振興事務所長	東部県税事務所長 東部建築住宅事務所長 東部農林事務所長 東部農林事務所八頭事務所長 鳥獣対策センター所長 鳥取県土整備事務所長 八頭県土整備事務所長 鳥取家畜保健衛生所長、企業局東部事務所長 東部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	東部地域振興事務所東部振興課
中部支部	倉吉市、東伯郡	中部総合事務所長	中部総合事務所 〔 中部総合事務所県民福祉局長 中部総合事務所倉吉保健所長 中部総合事務所環境建築局長 中部総合事務所農林局長 中部総合事務所県土整備局長 〕 中部県税事務所長 倉吉家畜保健衛生所長、企業局東部事務所長 中部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	中部総合事務所県民福祉局
西部支部	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	西部総合事務所長	西部総合事務所 〔 西部総合事務所県民福祉局長 西部総合事務所米子保健所長 西部総合事務所環境建築局長 西部総合事務所農林局長 西部総合事務所米子県土整備局長 日野振興センター所長 日野振興センター日野振興局長 日野振興センター日野県土整備局長 〕 西部県税事務所長 西部家畜保健衛生所長、境港水産事務所長、企業局西部事務所長、西部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	西部総合事務所県民福祉局

(2) 支部の組織

支部に支部長、支部員及びその他の職員で構成する実施部、事務局を置く。

ア 支部長

(ア) 支部長は当該地域を管轄する総合事務所長（東部圏域においては東部地域振興事務所長）をもって充てる。

(イ) 支部長は本部長の命を受け、支部の事務を総括する。

イ 支部員

(ア) 支部員には、(1)の「支部の組織」の表に掲げる職にある者を充てる。この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、支部員の男女構成について、あらかじめ十分配慮するものとする。

(イ) 支部員は、支部長の命を受け、支部の事務に従事する。

ウ 実施部

実施部は、支部長及び支部員が所属する地方機関等で構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。

エ 事務局

(ア) 事務局は支部の災害対策室内に設置し、支部員の事務を補助する。

(イ) 事務局職員は、支部長及び支部員がその所属する地方機関等の職員のうちから指名するものとする。

(3) 設置の場所

支部の設置場所は、当該区域を所管する県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）とする。

(4) 設置及び廃止の基準

ア 支部の設置基準は、第2章「配備及び動員」による。

イ 支部の廃止基準は、次のとおりとする。

- (ア) 当該区域を所管する県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）に現地災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 県本部が廃止されたとき
- (ウ) その他、知事が必要と認めたとき
- (5) 設置及び廃止の公表
 - 支部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。
- (6) 支部の任務等
 - 支部の所掌事務は次のとおりとする。
 - ア 所管区域の災害に関する情報の収集及び県本部に対する報告に関すること。
 - イ 災害予防及び災害応急対策の実施についての連絡調整に関すること。
 - ウ 関係機関との連絡に関すること。
 - エ その他本部長が命じた事項に関すること。
- (7) 支部連絡会議
 - ア 支部連絡会議の構成
 - (ア) 支部に、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
 - (イ) なお、状況に応じて必要な支部員が支部連絡会議に参加するものとする。
 - イ 支部連絡会議の開催
 - 連絡会議は支部長が主宰する。ただし、支部長が主宰できないときは、あらかじめ支部長が指名する支部員がこれを代理する。
 - ウ 支部連絡会議の協議事項
 - 連絡会議は、支部員の所属する地方機関等の所掌事務に係る災害応急対策の実施に関する事項について連絡調整を図るものとする。
- (8) 支部連絡会議の公開
 - 支部連絡会議は、原則として公開とする。
- (9) オブザーバーの派遣要請
 - 支部長は、必要に応じ、本部長に対してオブザーバー又は連絡要員の支部への派遣について要請するものとする。
- (10) その他
 - ア 支部員の所属する地方機関等の所掌事務に係る災害に関する情報は当該支部員がこれを収集し、当該地方機関等を所掌する部の部長たる本部員に報告するとともに、支部連絡会議に報告するものとする。
 - イ 各支部の支部員は、災害が発生するおそれがあると認めたときは、支部が開設されていない場合でも、災害情報の収集及び伝達のための必要な措置を講ずる。
 - ウ 「鳥取県災害対策地方支部運営要領」によるほか、同要領に基づき支部が作成した運営マニュアルにより支部運営に当たるものとする。（要領は資料編のとおり）

3 鳥取県現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下この編において「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

- (1) 現地本部の組織
 - 現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。
 - ア 現地本部長
 - (ア) 現地本部長は、当該地区を所管する支部長をもって充てる。ただし、所管区域が複数の支部にまたがるときは本部長が指名する。
 - (イ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括して所轄の職員を指揮監督するものとする。
 - イ 現地副本部長
 - 現地副本部長は現地本部長が指名するものとし、現地本部長を補佐する。
- (2) 設置の場所
 - 現地本部の設置場所は本部長が定めるものとするが、原則として当該地区を所管区域とする支部の県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）内に設置する。
- (3) 設置及び廃止の基準
 - 災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるとき設置するものとする。
- (4) 設置及び廃止の公表
 - 現地本部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。
- (5) 現地本部の公開
 - 現地本部は、原則として公開とする。
- (6) 現地本部の任務等

- ア 現地本部は、災害地において県本部の事務の一部を行うものとし、その内容については県本部の本部会議において決定するものとする。
 - イ 現地本部長は、災害が大規模で所管区域の市町村役場、消防機関等が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の市町村役場及び被災地の情報を直接収集・分析し、県本部に報告するものとする。
 - ウ なお、情報収集に当たっては、県本部事務局の情報管理班と密接な連絡のもとに活動するものとする。
- (7) 現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

第3節 鳥取県災害警戒本部

危機管理局長は、県本部が設置されない段階で災害に対する警戒のため必要と認めるときは、鳥取県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

1 警戒本部の組織

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員、本部長付を置く。

(1) 警戒本部長

- ア 警戒本部長は、危機管理局長がその任務に当たる。
- イ 警戒本部長は警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ウ 警戒本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。

第1位 副局長

第2位 副局長兼危機管理政策課長

(2) 警戒副本部長

- ア 警戒副本部長は、副局長がその任務に当たる。
- イ 警戒副本部長は本部長を補佐する。

(3) 本部長付

- ア 危機対策・情報課長、危機管理専門官を本部長付とする。
- イ 本部長付は、被災地に対する応援派遣の検討、本部長の指示する特命事項等の任務に当たる

(4) 事務局

- ア 警戒本部事務局職員は、危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課全職員とする。
- イ なお、県水防本部との連携などのため、必要に応じて他部局からの応援職員を加えるものとする。

(5) 災害対策本部事務局への移行

- ☒警戒本部事務局職員（応援職員を除く。）は、県本部が設置されたときは速やかに県本部事務局職員としての任務につくものとする。

2 設置の場所

警戒本部は、危機管理局の執務室内（県庁第二庁舎）に置くものとし、必要に応じて災害対策本部室に設置するものとする。

3 設置及び廃止の基準

- (1) 警戒本部の設置の基準は、第2章「配備及び動員」のとおりとする。
- (2) 警戒本部は、概ね次の基準により危機管理局長が廃止する。

- ア 体制が第2章「配備及び動員」に定める注意体制又は非常体制に移行した場合。
- イ 県内各地域における警戒の必要がなくなったと認めるとき。

4 設置及び廃止の公表

警戒本部を設置したときは、その旨を直ちに各部局主管課及び各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）並びに警察本部及び消防局等の関係機関に連絡し、さらに勤務時間内にあっては庁内放送を行い全職員に連絡するものとする。なお、警戒本部を廃止したときも同様とする。

5 警戒本部の公開

警戒本部は、原則として公開とする。

6 警戒本部の任務等

警戒本部の主な任務は以下のとおりとする。

- (1) 気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達
- (2) 県ホームページ等による情報提供や注意喚起
- (3) 台風の接近が予想される等の場合、必要に応じて気象台と連携し台風説明会等を開催
- (4) 配備体制の移行を視野に入れた災害への警戒・監視

7 その他

その他「鳥取県災害警戒本部設置運営要領」による。（要領は資料編のとおり）

第4節 その他の応急対策を実施する組織

1 鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの招集

県本部や警戒本部を設置していない場合の所管が明確でない又は複数の部局・機関に関連する災害対策に関する

初動対応については、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、その緊急性や重要性に応じて「鳥取県危機管理委員会」又は「鳥取県緊急対応チーム」を招集し、必要な初動応急対策を実施するものとする。

(1) 組織

区分	構成員	
	鳥取県危機管理委員会	鳥取県緊急対応チーム
議長	知事	危機管理局長
副議長	副知事	危機管理局副局長
委員	統轄監 危機管理局長・ 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長 ・令和新時代創造本部長・交流人口拡大本部長・総務部長・地域づくり推進部長・福祉保健部長・子育て・人財局長・生活環境部長・商工労働部長・農林水産部長・県土整備部長・企業局長 病院事業管理者 教育委員会教育長 警察本部長が指名する部長	副局長兼 危機管理政策課長 危機対策・情報課長 消防防災課長 危機管理担当参事監・参事 その他関係課長 警察本部長が指名する課長
事務局	危機対策・情報課の職員	

(2) 招集の場所

鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの招集の場所は、県災害対策本部室（県庁第二庁舎）とする。

(3) 鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの任務等

鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの所掌事務は次のとおりとする。

- ア 情報の共有
- イ 対応方針の決定
- ウ 対応部局の役割分担と連携要領の決定
- エ 対策本部等の設置の決定
- オ 広報活動に関すること
- カ その他必要な事項

(4) 県本部への移行

県本部等が設置された場合は、これらに移行する。

2 危機管理担当参事の設置

県の危機管理体制の確立のため、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、以下に示す職にある者を危機管理担当参事に指名する。危機管理担当参事は、平素において危機対策・情報課と連携し、県の危機管理体制の強化を推進する。

（令和新時代創造本部）新時代・SDGs推進課長、広報課長

（交流人口拡大本部）ふるさと人口政策課長

（総務部）総務課長

（地域づくり推進部）市町村課長

（福祉保健部）福祉保健課長

（子育て・人財局）子育て王国課長

（生活環境部）環境立県推進課長

（商工労働部）商工政策課長

（農林水産部）農林水産政策課長

（県土整備部）技術企画課長

（教育委員会）教育総務課長

3 危機管理担当参事監の設置

県の危機管理体制の強化を推進するため、総合事務所県民福祉局長及び日野振興局長が危機管理担当参事監を兼務する。（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課長が危機管理担当参事を兼務する。）

第5節 その他の組織等

1 水防組織

水防組織については、風水害対策編第2部第1章「水防計画」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

2 警察本部の警備体制

警察本部の警備体制については、警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」によるものとする。

その概略は、災害応急対策編（共通）第4部第5章「災害警備の実施」のとおりである。

3 各種委員会等の協力

知事は、災害応急対策上必要があると認めるときは、人事委員会等の各種委員会（教育委員会を除く。）、監査委員又は議会に対し協力を求め、災害対策の万全を期するものとする。

(参考) 県が設置する本部等

所管業務区分	名称	本部長等	設置の時期	廃止・移行	記載箇所
緊急消防援助隊	鳥取県消防応援活動調整本部	県消防防災課長	緊急消防援助隊の出動が決定したとき（複数の消防局にわたる場合等）		災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」
被災建築物の応急危険度判定	応急危険度判定支援本部	県住まいまちづくり課長	震度5強以上の地震が発生した場合又は市町村から要請があった場合であって、県対策本部長から指示があったとき		災害応急対策編（共通）第11部第2章「 <u>地震被災</u> 建築物の応急危険度判定」
	応急危険度判定支援支部	県の総合事務所環境建築局建築住宅課長ほか			
被災宅地の危険度判定	危険度判定支援本部	県技術企画課長	市町村から要請があったとき		災害応急対策編（共通）第11部第3章「被災宅地の危険度判定」
	危険度判定支援支部	県の県土整備事務所長・総合事務所県土整備局長			
災害時の保健医療・福祉	保健医療福祉対策本部	県福祉保健部長	次に掲げる場合であって必要と認めるとき ア 県災害対策本部の設置 イ 県災害対策本部未設置だが、医療救護活動等が必要となるおそれがある場合		災害応急対策編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護の実施」 「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」 「鳥取県災害医療活動指針」
	保健医療福祉対策支部	各総合事務所保健所長、 <u>鳥取市保健所長</u>			
災害時の防疫	災害防疫対策本部	県健康政策課長	必要に応じて	県災害対策本部が設置された場合はこれに含まれる	災害応急対策編（共通）第9部第3章「防疫の実施」
	現地災害防疫対策本部	各総合事務所保健所長、 <u>鳥取市保健所長</u>			
災害復興	災害復興本部	知事	必要に応じて（災害復興時）		災害応急対策編（共通）第16部第2章「災害復興」
水防	水防本部	知事（県河川課）	常時設置	県災害対策本部が設置された場合は統合	風水害対策編第2部第1章「水防計画」
県教育委員会	教育委員会災害対策本部	教育次長	大規模災害の発生によって鳥取県災害対策本部が設置された場合		「教育関係機関の災害情報収集要領」

第6節 関係機関との連携体制

県（災害対策本部事務局、災害警戒本部事務局又は危機管理局）は、必要に応じて、関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を実施するものとする。合同対策協議はWEB会議システムを活用して行うこととし、各機関は合同対策協議を行うための必要な体制を整備するものとする。

第7-6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村災害対策本部に係る事項
 - (1) 組織
 - (2) 設置場所
 - (3) 設置及び廃止の基準
 - (4) 設置及び廃止の公表
 - (5) 市町村長が不在の場合の本部長代行順位
 - (6) 本部の任務等
 - (7) 本部会議の開催
 - (8) 支所等の位置付及び体制
 - (9) 庁舎が被災した場合の代替場所等
- 2 市町村現地対策本部に係る事項
 - (1) 組織
 - (2) 設置場所
 - (3) 設置及び廃止の基準
 - (4) 設置及び廃止の公表
 - (5) 現地対策本部の任務等
- 3 市町村警戒本部等の市町村対策本部以外の市町村の災害対応組織
- 4 避難指示発出などの市町村長権限移譲順位
- 5 その他必要な事項

第2章 配備及び動員

(県危機管理局ほか関係各部局)

第1節 目的

この計画は、災害時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために、平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 配備計画

1 県における配備体制の種別の基準

- (1) 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するためとすべき体制は原則として別表「配備動員表」のとおりとし、必要に応じて増員を行う等、適切な配備動員を行うものとする。
- (2) なお、県の体制が各配備体制に移行した際には、各部局及び各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）等に周知を図るものとする。

第3節 BCP発動による資源調整

1 県におけるBCPの発動

- (1) BCPの発動

県（総務部）は、災害時において、災害応急対策業務を含む非常時優先業務を迅速かつ確実に実施するため、「鳥取県庁業務継続計画（鳥取県庁BCP（本庁版））（以下、本章において「県庁BCP」という。）」に基づき、基準に合致するときは県庁BCPを発動し、人的資源の調整や、優先度の低い業務の一時的な停止等を行うものとする。
 - (2) BCP発動の範囲

県庁BCPが発動された場合、その効力は、県庁庁舎のみならず、県の行政組織全体に及ぶものとみなす。

なお、発生した被害等の状況により、県庁BCPに定める対応の一部のみを適用したり、地域によって段階的に対応内容の軽重を設ける等、必要に応じて発動の範囲を調整する。
 - (3) 発動の判断基準

県庁BCPは、次のいずれかに該当する場合に発動する。

なお、アに該当する場合は自動発動とする。

また、イに該当する場合は、**県**総務部長は発動について知事へ協議を行い、知事は発動の可否を決定するものとし、ウ及びエについてはイに準じて発動の可否を決定する。

ア 鳥取県地域防災計画に定める非常体制（2）による災害対応を行う場合

イ 鳥取県地域防災計画に定める非常体制（1）による災害対応を行う場合であって、業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生している場合。

ウ 災害等により業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生し、非常時優先業務を目標復旧時間内に再開することができない、又は再開することができないおそれがある場合。

エ その他、業務に必要な不可欠な主要資源の確保が困難となり、重要業務の遂行に支障が生じている場合。
 - (4) 発動の公表

BCPの発動は、非常時優先業務に各種資源を集中して非常時の対応を行うことであり、非常時優先業務ではない業務に係るものは対応を縮小、延期することを県民、関係者に宣言することでもあることから、県は、県庁BCPを発動したときは、市町村、関係機関等へ周知を行う。

なお、発動している内容を変更したときや、体制を解除したときも同様とする。
 - (5) 組織内への周知

県（総務部）は、県庁BCPの発動状況について、職員への周知を図るよう努める。
 - (6) 体制の解除

県（総務部）は、非常時優先業務が高い水準でなされるようになり、資源再配分の調整の必要がなくなった場合に、県庁BCPの発動を解除し、通常の体制に戻す。
- #### 2 市町村におけるBCPの発動
- 市町村は、市町村業務継続計画に基づき、必要に応じてBCPを発動するものとする。

第4節 県における動員計画

1 県における災害対策要員の動員

- (1) 防災連絡責任者

ア 各主管課及び主管機関の防災連絡責任者

主管課等の防災連絡責任者は、被害状況等の災害情報について、各課防災連絡責任者、事務局等と緊密な連絡のもとに職員の動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害情報の伝達及び収集報告に当たる。

イ 各課（室）の防災連絡責任者

各課（室）の防災連絡責任者は、主管課等の防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、各課（室）の職員を動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害状況等について把握、連絡等を図るものとする。

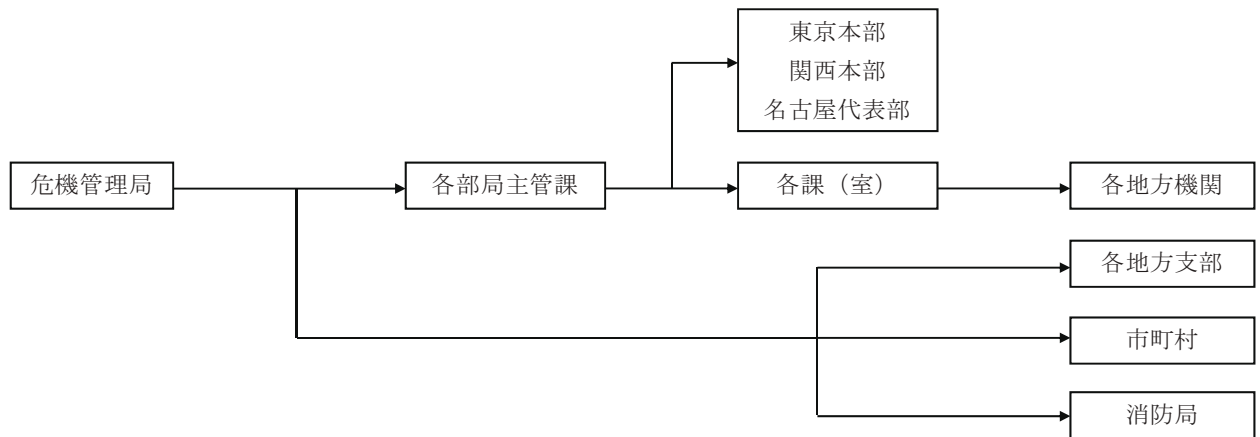
(2) 職員の動員

主管課等の防災連絡責任者は、職員参集・情報提供システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、あらかじめ定めた連絡体制により各課（室）の防災連絡責任者を通じて職員の動員を行う。

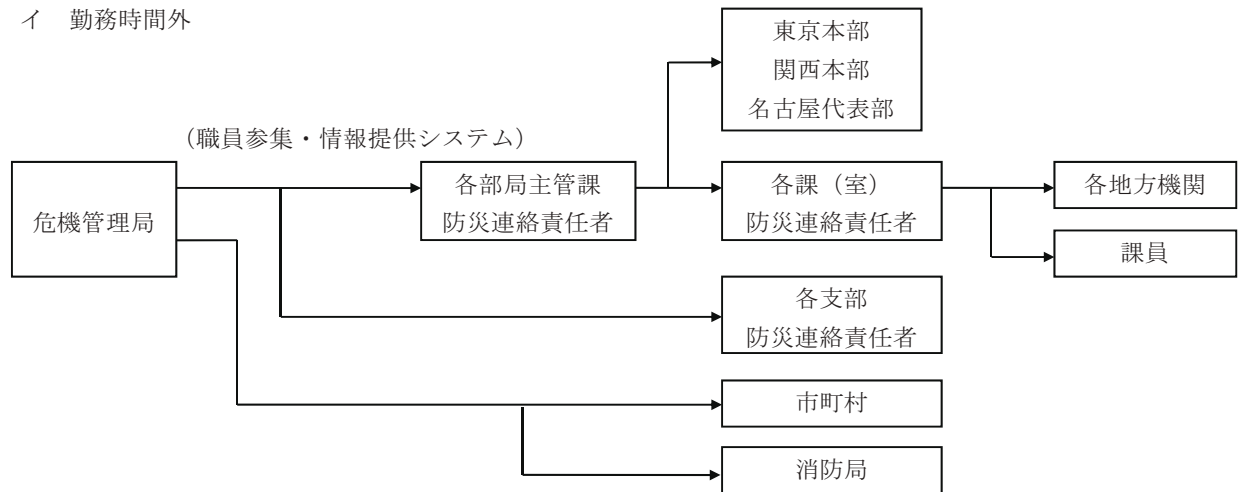
(3) 動員配備の系統

県における職員の動員配備は、次の系統で有線又は無線設備等により伝達し、動員配備するものとする。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



2 職員の登庁

(1) 登庁の基準

ア 職員は常に気象情報等に注意し、課（室）の防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁するよう心がけるものとする。なお、職員は、登庁に当たっては、自らの安全確保に十分留意するものとする。

イ また、職員参集・情報提供システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、速やかに受信状況及び参集の可否を回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

ウ 職員安否確認システムによる安否確認の電子メールを受信した場合は、速やかに安否及び参集見込みを回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

(2) 登庁の場所

ア 登庁する場所は、原則あらかじめ防災行動マニュアル等で定められた場所とする。

イ 公共交通機関等が寸断されるなどし、所定の参集場所に登庁することが困難なときは、最寄りの県施設（総合事務所等）に参集し、各所属等に状況報告を行うものとする。

(3) 登庁時の留意事項

登庁時は、登庁経路における被災状況の把握に努めるものとする。

(4) 県（デジタル・行財政改革局）は、職員の参集状況や安否状況の把握に努めるものとし、必要に応じて各部

局（主管課）及び各総合事務所（県民福祉局。東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）等に対し、~~各部局又は各総合事務所等の~~職員の参集状況等について報告を求めるものとする。

3 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

- (1) 非常体制の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、各所属長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。
- (2) 特に、非常体制(2)の場合は、県本部の総力をもって全職員が災害応急対策にあたることとされているが、長期の対応が必要となるため、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村における災害対策要員の動員
 - (1) 動員手段（勤務時間内・勤務時間外）
 - (2) 動員系統（勤務時間内・勤務時間外）
- 2 職員の登庁
 - (1) 登庁の基準
 - (2) 登庁の場所
- 3 災害が長期にわたる場合の動員計画の確立

別表「配備動員表」

種別	本部等の設置体制		配備の基準（時期）			配備要員	主な対応
	本部	支部	風水害	地震・津波	大規模事故等		
注意体制	—	—	1 次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 高潮注意報 (3) 洪水注意報 (4) 大雪注意報 (5) 雷注意報（ただし、竜巻に係る気象情報とセットの場合） 2 気象警報（警戒体制（1）となる気象警報を除く。）が発表されたとき。 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 待機 (2) 準備	県内で「震度3」の地震が発生した場合	—	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	関係各課（室）においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。
警戒体制（1）	—	—	1 次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想されるとき） (6) 暴風雪警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想されるとき） 2 次の指定河川洪水予報のいずれかが発表されたとき。 (1) 洪水注意報 (2) 洪水警報 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 出動 (2) 指示 4 その他危機管理局長が必要と認められたとき。	県内で「震度4」の地震が発生した場合	—	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	1 関係各課（局）においては、防災活動に従事するとともに、適宜部長会議等を開き情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2 関係各課（局）においては、非常体制配備等に対する準備を行うものとする。 3 総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）においては、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村に情報連絡員を派遣するものとする。（警戒体制（2）の場合）
警戒体制（2）	鳥取県災害警戒本部 【事務局】 危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び危機管理局長がそのつど必要と認める応援職員	—	1 次の気象情報の1以上が発表されたとき。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 <u>(3) 顕著な大雨に関する情報</u> <u>(4) 顕著な大雪に関する情報</u> 2 次のいずれかに該当し、危機管理局長が必要と認められたとき。 (1) 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。 (2) 指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。 (3) その他災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。	1 県内で「震度5弱」の地震が発生した場合 2 津波注意報の発表（気象庁又は大阪管区気象台）	大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合 で、危機管理局長が必要と認められたとき	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	各部（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。
非常体制（1）	鳥取県災害対策本部 【事務局】 危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び別途危機管理局長が指名する応援職員	鳥取県災害対策本部地方支部※ 【事務局】 地方支部運営マニュアル であらかじめ定められた職員	1 特別警報が発表されたとき。 2 知事が必要と認められたとき。	1 県内で「震度5強～6弱」の地震が発生した場合 2 大津波警報又は津波警報の発表（気象庁又は大阪管区気象台）	1 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認められたとき。 2 その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、知事が必要と認められたとき。	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員 全職員	各部（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。 県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。
非常体制（2）	—	—	県下およそ全域にわたる風水害が発生し、知事が必要と認められたとき。	1 県内で「震度6強」以上の地震が発生した場合 2 県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、知事が必要と認められたとき	—	—	—

(備考) 1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用する。
2 県警察本部の配備体制は、県警察本部長の定めるところによる。
3 県水防本部の配備体制は、「水防計画」の定めるところによる。
4 原子力災害にかかる配備体制は「原子力災害対策編」の定めるところによる。
5 平均風速とは、10分間平均風速を指す。
6 「大津波警報」「緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4）」も特別警報に位置付けられている。
※ 地方支部にあっては所管区域に限る

第3章 職員派遣

（県危機管理局、県総務部ほか関係各部署）

第1節 目的

この計画は、職員派遣等、災害時の応急対策を実施する人員の確保について定めることを目的とする。

第2節 実施責任者

災害時の応急対策を実施するために必要な職員の確保は、県、市町村等の防災関係機関においてそれぞれ行うものとする。

第3節 職員の派遣及び要請

1 派遣及び応援の要請決定

- (1) 県及び市町村は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。
- (2) なお、迅速かつ円滑に実施するため、県及び市町村が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣又は応援を要請するものとする。
- (3) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項

2 県の実施する措置

- (1) 実施部（又は災害応急対策を実施する部局）は、職員の確保状況について状況の把握に努め、職員が不足している場合には、本部に報告するものとする。
- (2) 県本部（又は危機管理局）は、職員の派遣又は応援の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、要請先及び要請内容を決定するものとする。
- (3) 要請先との連絡調整は、人事担当部局において行う。

3 市町村の実施する措置

市町村は、県に準じて職員の状況把握及び派遣（応援）の要請を行う。

4 費用負担等

職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、協定の定めによるものとするが、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

第4節 県の応援

1 災害時市町村支援チームの派遣

(1) 災害時市町村支援チームの概要

県内で大規模又は、重大な災害が発生した場合に、被災市町村の災害応急対策の迅速な実施を支援するため、あらかじめ登録された県職員を被災市町村に派遣するものである。

(2) チームの構成

職種	人数	職位	備考
チームリーダー	1名	課長級以上の職員	
事務要員	1名	課長補佐級以下の職員	
(情報連絡員※)	(1名)		(地方支部を所管する所属（総合事務所等）から警戒体制（2）以上等で被災市町村に派遣される職員)

※このほか、県から派遣された情報連絡員と連携して活動する。

(3) 支援チームの主な業務

支援チームは、市町村災害対策本部等において主に次の業務を行うものとする。

- ア 被災市町村と県の連絡調整、被災市町村への支援の調整
- イ 被災市町村における被害情報、支援ニーズ等の情報収集及び県との情報共有
- ウ 県から被災市町村に派遣された次のチーム等との連携及び支援調整
 - (ア) 被災建築物応急危険度判定士
 - (イ) 被災宅地危険度判定士

- (ウ) 保健師
- (エ) 鳥取県職員災害応援隊
- (オ) その他被災市町村支援のために派遣されたチーム、職員
- エ その他、県災害対策本部長（知事）等が必要と認めた事項
- (4) 支援チームの派遣
 - ア 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣を必要と認めたときは、人事企画課は各部局等と協議し、支援チームを編成するものとし、編成に当たっては、登録職員の出身地、これまでの勤務地等を勘案するものとする。
 - イ 支援チームの派遣期間は5日間程度を基本とし、長期間にわたることが想定される場合は、適宜職員を交代させるものとする。なお、交代に当たっては、チームリーダー、事務要員が同時に交代することがないよう、また、新旧のチームが引き継ぎを行う期間を設けるよう配慮するものとする。
 - ウ 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣がなくなると認めたときは、派遣を終了するものとする。
 - エ 支援チームの派遣に当たって必要となる被災市町村への移動手段や活動資機材等については、災害対策本部危機対策・情報課及び実施部（総務部）人事企画課が協力して確保するよう努めるものとする。

2 被災市町村への情報連絡員の派遣

- (1) 県は、災害が県内において発生し、又は発生するおそれのある場合等次のいずれかの基準に該当するときは、当該災害等の基準に該当する市町村の区域を所管する総合事務所長（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域における災害にあつては東部地域振興事務所長、日野郡の区域における災害にあつては西部総合事務所日野振興センター長。以下「総合事務所長等」という。）は、速やかに当該市町村（当該市町村の支所を含む。以下同じ。）へ情報連絡員を派遣する。
 - ア 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪又は津波）の発表
 - イ 単独以上の市町村で、アの発表基準に相当する降水量又は積雪深が認められた場合
 - ウ 土砂災害警戒情報の発表
 - エ 記録的短時間大雨情報の発表
 - オ 震度5弱以上の地震の発生の発表
 - カ 津波注意報又は津波警報の発表
 - キ 市町村が災害対策本部を設置したとき（倉吉市、岩美郡岩美町又は日野郡日野町において災害対策本部が設置された場合にあつては、その際のこれらの市町の配備体制が次に掲げるそれぞれの配備体制以上であるとき。）。ただし、震度4以下の地震の発生の発表のみを基準として、災害対策本部が設置された市町村を除く。
 - (ア) 倉吉市 レベル6・非常体制
 - (イ) 岩美郡岩美町 第1～3配備
 - (ウ) 日野郡日野町 第三次非常配備
- (2) 総合事務所長等は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるということで市町村から情報連絡員の派遣の要請があつたとき、又は次のいずれかに該当する場合であつて、危機管理局長若しくは総合事務所長等が情報連絡員派遣の必要があると認めたときは、派遣先市町村へ向かう経路上及び派遣先の安全を確認のうえ、当該市町村へ情報連絡員を派遣する。
 - ア 大規模事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
 - イ 次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。
 - (イ) 指定河川洪水予報「洪水警報」又は「水防警報（出動若しくは指示）」が発表されたとき。
 - (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したとき。
 - (エ) その他災害等が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

- (3) 情報連絡員は、次の業務を優先し、支部（又は総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所長））及び県本部等への情報伝達・報告を行い、必要に応じて、情報共有のための連絡会議を実施するものとする。

- ・第1優先業務 派遣先市町村の災害対応等に係る緊急要請があるときの県への報告
- ・第2優先業務 派遣先市町村の一般被害情報の収集・整理及び県への報告

- (4) 情報連絡員は、派遣先市町村の要請に関する県の対応状況について派遣先市町村へ報告するとともに、県等の対応状況、県内他市町村の主な被害と対応状況、県管理施設等の被害状況（特に県民生活に重大な影響を及ぼすもの）と対応状況等について、派遣先市町村へ情報提供するものとする。※「災害時等における情報連絡員業務要領」による。

3 鳥取県職員災害応援隊の派遣

- (1) 鳥取県職員災害応援隊の概要

大規模又は重大な災害の発生時に市町村等が行う災害応急対策活動には大量の人員が必要であることから、県職員の迅速な応援派遣と現地の状況に応じた的確な初動活動を図るために、あらかじめ希望する県職員を隊員と

して登録し、組織化しておく。被災市町村からの要請等により被災地に派遣され、応援活動を実施する。

なお、必要に応じて本県と応援協定を締結した都道府県等にも派遣される場合がある。

ア 活動内容

被災者の救護、障害物の除去、屋根のシート張り、物資輸送、避難所の運営支援 等

イ 構成

県職員の希望者で構成、応援隊は1隊概ね5名で編成しそれぞれに隊長を置く。

なお、現地連絡調整員として危機管理局等の職員が同行する。

(2) 応援の決定

ア 応援の実施の決定は、市町村長等の要請に基づき、知事が行う。

イ 応援の決定を受け、県（県本部事務局又は総務部人事企画課）は、登録者及び各部局に動員について要請を行い、出動可能な職員を動員する。

(3) 応援の実施

ア 応援隊は、派遣先の市町村長等の指揮下に入り、隊長の監督の下で応援活動を行う。

イ 応援の期間は概ね1週間以内とし、業務内容等により期間の変更又は隊員の交代を行う。

4 「鳥取県職員災害応援隊ドローンチーム」の派遣

県（危機管理局）は、踏査が困難な被災箇所等の被災状況把握等にドローンによる調査等を実施するため、職員災害応援隊の専門チームとして「鳥取県職員災害応援隊ドローンチーム」を設置し、あらかじめドローンを操作できる職員と保有ドローンをドローンチームに登録し、市町村や各部局等からの要請に応じて派遣できる体制を確保するものとする。

（設置運用の概要）

- ・あらかじめドローンの操作ができる職員と保有ドローンをドローンチームに登録する。
- ・ドローンによる被災調査等を必要とする市町村、各部局等は危機管理局に派遣を要請する。
- ・派遣要請を受け、危機管理局とドローンチーム登録所属が調整の上、派遣隊（原則3名以上（操縦者1名、安全監視等を行う補助者2名））を編成する。
- ・ドローンチーム派遣隊を被災地に派遣し、ドローンによる調査等を実施する。
- ・撮影した被災映像等を派遣要請機関と共有し、同機関等が必要な対応等の検討に活用する。

5 被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県本部又は支部から市町村に派遣する職員（情報連絡員、災害時派遣チーム構成員）は、**県本部及び支部に配備している携帯電話、衛星携帯電話等の通信機器及び情報収集端末**を用いて県本部又は支部との通信連絡を行う。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県、他市町村等への職員派遣
- 2 県、他市町村等への応援要請体制の整備
- 3 県、他市町村等からの派遣要員の受入体制の整備

災害応急対策編（共通）

第3部

情報通信広報計画

第1章 気象情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速かつ的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 気象警報等の伝達

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び基準等

特別警報・警報・注意報及び気象情報は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知するとともに報道機関の協力を得て住民に周知する。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、鳥取県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要	
種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(1) 特別警報・警報・注意報

~~予~~雨に関する各市町村の50年に一度の値（値は令和4年3月24日現在）

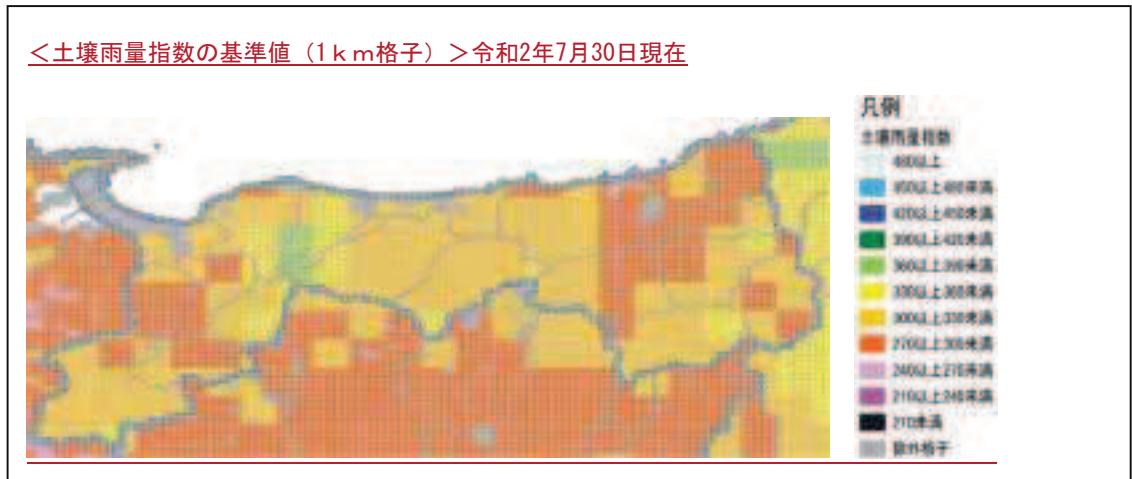
一次 細分 区域	市町村等 をまとめ た地域	二次細分区域 （市町村）	基準	50年に一度の値		
				雨量基準（ミリ）		土壌雨量 指数
				48時間降水量	3時間降水量	
東部	鳥取 地区	鳥取市北部	基準：台風や集中豪雨等により数十年（50年）に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	354	124	217
		岩美町		348	124	218
	八頭 地区	鳥取市南部		357	125	219
		若桜町		368	120	225
		智頭町		345	119	217
中・ 西部	倉吉 地区	八頭町		340	123	213
		倉吉市		394	133	231
		三朝町		362	129	218
		湯梨浜町		349	119	214
		琴浦町		433	142	244
	米子 地区	北栄町		357	123	218
		米子市		360	117	212
		境港市		348	124	211
		日吉津村	361	116	214	
		夫山町	422	132	237	
日野 地区	南部町	339	116	199		
	伯耆町	348	118	209		
	日南町	353	121	219		
	日野町	330	115	207		
		江府町	391	138	234	

- 注1 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- 注2 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注3 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

ア 大雨特別警報発表基準

(ア) 大雨特別警報（土砂災害）

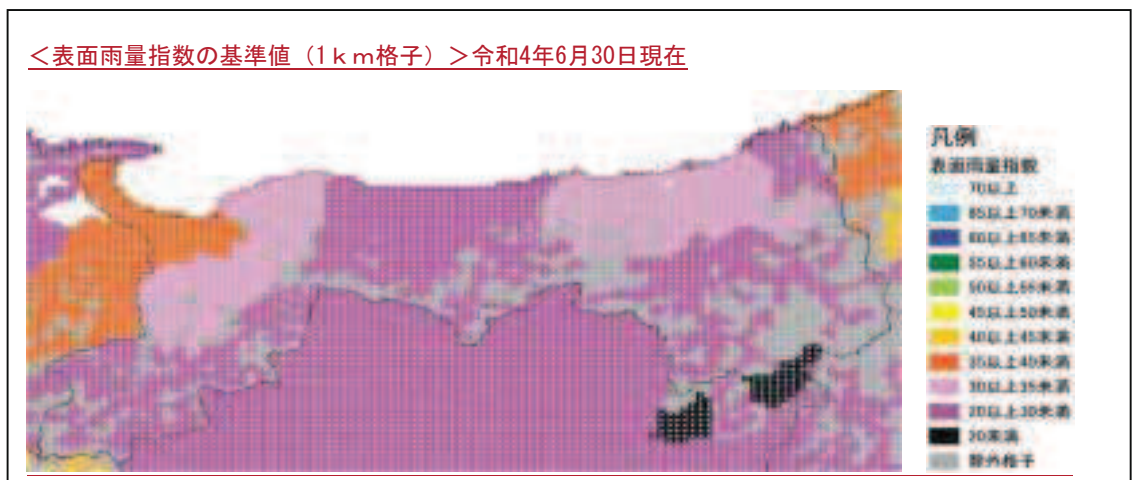
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。



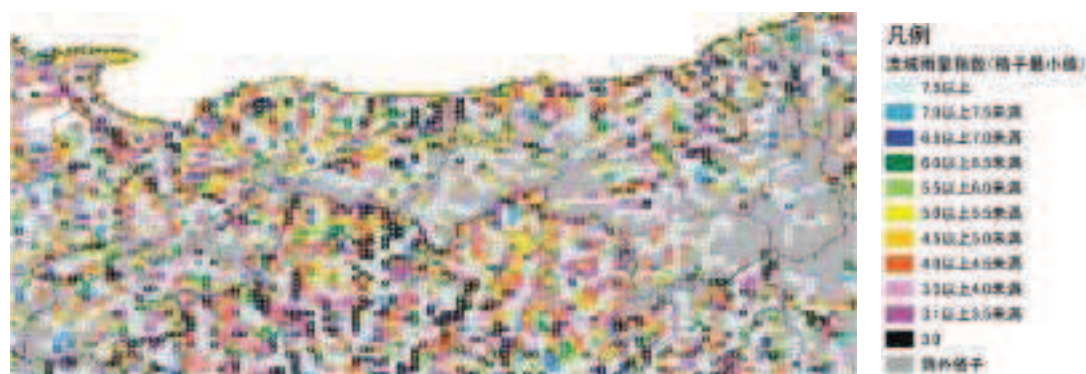
(イ) 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。



<流域雨量指数の基準値（1km格子）>令和4年6月30日現在



イ 大雨警報・注意報発表基準

(大雨警報基準値は令和3年6月8日現在。大雨注意報基準値は令和4年5月26日現在)

		大雨警報基準		大雨注意報基準	
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
鳥取地区	鳥取市北部	18	112	9	90
	岩美町	14	117	10	94
八頭地区	鳥取市南部	11	115	7	90
	若桜町	10	118	6	93
	智頭町	10	128	6	101
	八頭町	12	118	9	93
倉吉地区	倉吉市	12	132	7	105
	三朝町	12	130	8	104
	湯梨浜町	12	133	7	106
	琴浦町	12	141	8	112
	北栄町	12	141	8	112
米子地区	米子市	18	129	11	104
	境港市	16	—	11 10	120
	日吉津村	16	—	11 10	120
	大山町	15	128	10 9	103
	南部町	14	117	9	94
	伯耆町	15	117	9	94
日野地区	日南町	10	117	7	95
	日野町	11	117	8	95
	江府町	10	128	7	104

※「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町の区域。以下本節の各表において同じ。

※注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

※大雨警報については、表面雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

※土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、表中の土壌雨量指数基準、表面雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

1km四方毎の土壌雨量指数基準値については、気象庁ホームページ

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

ウ 洪水警報・注意報発表基準（値は令和4年5月26日現在）

洪水警報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
鳥取地区	鳥取市北部	河内川流域=14. 8 <u>6</u> , 勝部川流域=13.9, 塩見川流域=9.1, 日置川流域=7, 野坂川流域=14.3, 大路川流域=10.7	千代川流域= (12, 46.1), 河内川流域= (12, 13.5 <u>12.8</u>) 塩見川流域= (8, 7.1), 日置川流域= (12, 6.3)	千代川 [用瀬・袋河原・行徳], 袋川・新袋川 [宮ノ下]
	岩美町	蒲生川流域=18.3, 小田川流域=9.8, 陸上川流域=8.8	—	—
八頭地区	鳥取市南部	佐治川流域=18.5 大井手川流域=4. 5 <u>5</u>	千代川流域= (6, 50.4) 大井手川流域= (6, 43 <u>6</u>)	千代川 [用瀬・袋河原・行徳]
	若桜町	八東川流域=28.1	—	—
	智頭町	千代川流域=30, 土師川流域=15.6	千代川流域= (6, 27)	—
	八頭町	八東川流域=32. 3 <u>4</u> , 私都川流域=15.1	—	—
倉吉地区	倉吉市		小鴨川流域= (5, 23.2)	天神川 [竹田橋・小田], 小鴨川 [河原町], 国府川 [福光] 鳥取県由良川 [瀬戸]
	三朝町	三徳川流域=19.4, 加茂川流域=14.8	—	天神川 [竹田橋・小田]
	湯梨浜町	橋津川流域=12.2, 東郷川流域=10.4, 園川流域=5, 原川流域=4.6, 川上川流域=6.3, 羽衣石川流域=6.2, 埴見川流域=4.9	橋津川流域= (9, 10.9)	天神川 [竹田橋・小田]
	琴浦町	加勢蛇川流域 =14.7, 洗川流域=11.7, 勝田川流域=14.2	—	—
	北栄町	北条川流域=8.1	—	天神川 [竹田橋・小田], 鳥取県由良川 [瀬戸]
米子地区	米子市	加茂川流域=5.4, 佐陀川流域=14.6, 精進川流域=9.2, 加茂川 流域=5.1 <u>新加茂川流域=6.3</u>	法勝寺川流域= (8, 12.9), 加茂川流域= (12, 4.8) <u>新加茂川流域=(12, 5.6)</u>	日野川 [溝口・車尾], 法勝寺川 [福市]
	境港市		—	—
	日吉津村		—	日野川 [溝口・車尾]

	大山町	下市川流域=10.1, 名和川流域=7.1, 阿弥陀川流域=16	阿弥陀川流域= (8, 14.4)	—
	南部町	小松谷川流域=10.9	法勝寺川流域= (15, 12.4)	法勝寺川 [福市]
	伯耆町	野上川流域=13.4	日野川流域= (11, 35.8)	日野川 [溝口・車尾]
日野地区	日南町	日野川流域=23, 印賀川流域=12.6, 石見川流域=17.7	—	—
	日野町	日野川流域=31, 板井原川流域=14.1	日野川流域= (6, 30.9)	—
	江府町	日野川流域=43.6, 船谷川流域=9.4	船谷川流域= (6, 8.4)	—

洪水注意報基準				
市町村等を まとめた地 域	市町村 等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
鳥取地区	鳥取市 北部	河内川流域 =11. <u>86</u> , 勝部川流域 =11.1, 塩見川流域=4.6, 日置川流域=5.6, 野坂川流域=11.4, 大路川流域 7.9	千代川流域= (5, 41) , 袋川流域= (9, 9.4) , 河内川流域= (5, 11. <u>85</u>) , 勝部川流域 (5, 11.1) 塩見川流域= (5, 4.5) , 日置川流域= (9, 4.5) , 大路川流域= (<u>95</u> , 6.3)	千代川 [用瀬・袋河原・行徳] , 袋川・新袋川 [宮ノ下]
	岩美町	蒲生川流域=14.6, 小田川流域=7.8, 陸上川流域=7	蒲生川流域= (8, 11.7)	—
八頭地区	鳥取市 南部	佐治川流域=14.8, 大井手川流域 =3. <u>62</u>	千代川流域= (5, 35.3) , 大井手川流域= (6, 3. <u>62</u>)	千代川 [用瀬・袋河原・行徳]
	若桜町	八東川流域=22.4	八東川流域= (6, 17.9)	—
	智頭町	千代川流域=24, 土師川流域=12.4	千代川流域= (6, 19.2)	—
	八頭町	八東川流域 =25.8, 私都川流域=9.1	八東川流域= (5, 18.6) , 私都川流域= (5, 9.1)	—
倉吉地区	倉吉市		小鴨川流域= (5, 19.9)	天神川 [竹田橋・小田] , 小鴨川 [河原町] , 国府川 [福光]
	三朝町	三徳川流域 =15.5, 加茂川流域=11.8	三徳川流域= (5, 14.9) , 加茂川流域= (5, 9.4)	天神川 [竹田橋・小田]
	湯梨浜 町	橋津川流域=9.7, 東郷川流域=8.3, 園川流域=4, 原川流域=3.6, 川上川流域=5	橋津川流域= (7, 7. <u>89</u>) 原川流域 (7, 2.9)	天神川 [竹田橋・小田]

		羽衣石川流域 =4.9, 埴見川流域=3.9		
	琴浦町	加勢蛇川流域 =11.7, 洗川流域=9.3, 勝田川流域=11.3	—	—
	北栄町	北条川流域=6.4	由良川流域= (6, 5.8)	天神川 [竹田橋・小田] , 鳥取県由良川 [瀬戸]
米子地区	米子市	加茂川流域=4.3, 佐陀川流域=11.6, 精進川流域=7.3, 旧 加茂川流域=4 <u>新加茂川流域=5</u>	法勝寺川流域= (8, 11.5) , 加茂川流域= (9, 4.3) <u>新加茂川流域= (9, 4)</u>	日野川 [溝口・車尾] , 法勝寺川 [福市]
	境港市		—	—
	日吉津村		—	日野川 [溝口・車尾]
	大山町	下市川流域=8, 名和川流域=5.6, 阿弥陀川流域=12.8	名和川流域= (5, 4.7) , 阿弥陀川流域= (8, 10.2)	—
	南部町	小松谷川流域=8.7	法勝寺川流域= (7, 8.8) 小松谷川流域= (5, 8.7)	法勝寺川 [福市]
	伯耆町	野上川流域=10.7	日野川流域= (7, 25.4) , 野上川流域= (7, 8.6)	日野川 [溝口・車尾]
日野地区	日南町	日野川流域 =18.4, 印賀川流域=10, 石見川流域=14.1	石見川流域 (6 7, 11.3)	—
	日野町	日野川流域=24.8, 板井原川流域=11.2	日野川流域= (6, 24.8)	—
	江府町	日野川流域 =34.8, 船谷川流域=7.5	船谷川流域= (6, 6)	—

※注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

※複合基準の括弧内は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

※空欄は対象となる河川がないことを意味する。「—」は対象となる基準がないことを意味する。

エ ア、イ、ウ以外の特別警報・警報・注意報発表基準

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
気象特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	気象警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	気象注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上(湖山(アメダス)の観測値は15m/sを目安とする)、海上で15m/s以上と予想される場合

暴風 雪特 別警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	暴風 雪警 報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上海上で25m/s以上と予想される場合（雪を伴う。）	風雪 注意 報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上（湖山（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする）、海上で15m/s以上と予想される場合（雪を伴う。）
大雪 特別 警報	<p>基準 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （50年に一度の積雪深）</p> <p>境 <u>7071</u>cm 米子 65cm 鳥取 <u>106407</u>cm 倉吉 <u>7977</u>cm 大山 <u>349348</u>cm 智頭 <u>114113</u>cm</p> <p>※令和4平成30年11月21日現在 ※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※大雪特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	大雪 警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12時間の降雪の深さが平地で25cm以上、山地で40cm以上と予想される場合 （大山（アメダス）の観測値は55cmを目安とする。）	大雪 注意 報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合 （大山（アメダス）の観測値は35cmを目安とする。）
			なだ れ注 意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 積雪が30cm以上あり、降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 又は山沿の積雪が60cm以上あり、次のいずれかになると予想される場合 1. 日最高気温8℃以上（鳥取地方気象台の値） 2. かなりの降雨	
			濃霧 注意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合 視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合	
			雷注	落雷等により災害が起こ	

	意報	るおそれがあると予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合
	着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温-2℃～+2℃の条件下で12時間降雪の深さ平地15cm以上、山地25cm以上が予想される場合
	霜注意報	10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合/最低気温3℃以下が予想される場合
	低温注意報（最低気温）	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 -4℃以下
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合

※平均風速とは、10分間平均風速を指す。

※融雪注意報、着氷注意報については、本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない。

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 1.2m 岩美町 1.3m 【中・西部】 湯梨浜町 1.3m 琴浦町 1.3m 北栄町 1.3m 米子市 1.2m	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合/対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 0.9m 岩美町 0.9m 【中・西部】 湯梨浜町 0.9m 琴浦町 0.9m 北栄町 0.9m 米子市 0.9m

			境港市 1.2m 日吉津村 1.3m 大山町 1.3m		境港市 0.9m 日吉津村 0.9m 大山町 0.9m
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合	波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6 m以上と予想される場合	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3 m以上と予想される場合

※基準の数値は過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(参考)

○気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁ホームページ）

URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

○警報・注意報発表基準一覧表（鳥取県）（気象庁ホームページ）

URL: https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/tottori.html

(2) 全般気象情報、中国地方気象情報、鳥取県気象情報特別警報・警報・注意報などの気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかにその内容を補足するため「記録的な大雨に関する鳥取県気象情報」、「記録的な大雨に関する中国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鳥取県気象情報」が発表される。この情報は警戒レベル4相当以上の状況で発表する警戒レベル相当情報を補足する。この情報の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から全般気象情報、中国地方気象情報、鳥取県気象情報は線状降水帯発生の可能性について言及して発表される。

大雪警報発表中に、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回る場合に、大雪に対する厳重な警戒を呼びかける。なお、大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合は、「顕著な大雪に関する鳥取県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

気象情報は、特別警報・警報・注意報と組み合わせることで有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

ア アラームの機能

特別警報・警報・注意報を発表するには時期尚早であるが、特別警報・警報・注意報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

イ 補完的機能

特別警報・警報・注意報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは特別警報・警報・注意報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（鳥取県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（鳥取県など）で発表される。

~~(4) 鳥取県気象情報~~

~~気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。~~

~~(4-5) 記録的短時間大雨情報~~

鳥取県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、鳥取県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所に

については、「キキクル（警報の危険度分布）」警報の「危険度分布」で確認することができる。

発表官署		気象庁
発表基準		1時間雨量 90mm 以上

(5-6) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

風水害対策編第2部第1章「水防計画」を参照。

(6-7) 土砂災害警戒情報

ア 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり嚴重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じるものとする。市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

また、市町村は、住民への情報の伝達について特に留意する。

イ 県は、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと（鳥取市は「鳥取市北部」と「鳥取市南部」に分割、伯耆町は「伯耆町岸本地域」と「伯耆町溝口地域」に分割）
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分間積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	警戒基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況などから総合的に判断する。
発表対象市町村	鳥取県内19市町村のうち、対象とする土砂災害が発生するおそれのある17市町（境港市及び日吉津村以外の市町）

※「伯耆町岸本地域」は岩屋谷、遠藤、大殿、大原、押口、小野、金廻、上細見、岸本、清原、久古、口別所、小林、小町、坂長、須村、立岩、番原、福岡原、真野、丸山、吉定、吉長、「伯耆町溝口地域」は伯耆町岸本地域を除いた地域

(7-8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（鳥取県東部など）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

（参考：キキクル（警報の危険度分布）等）

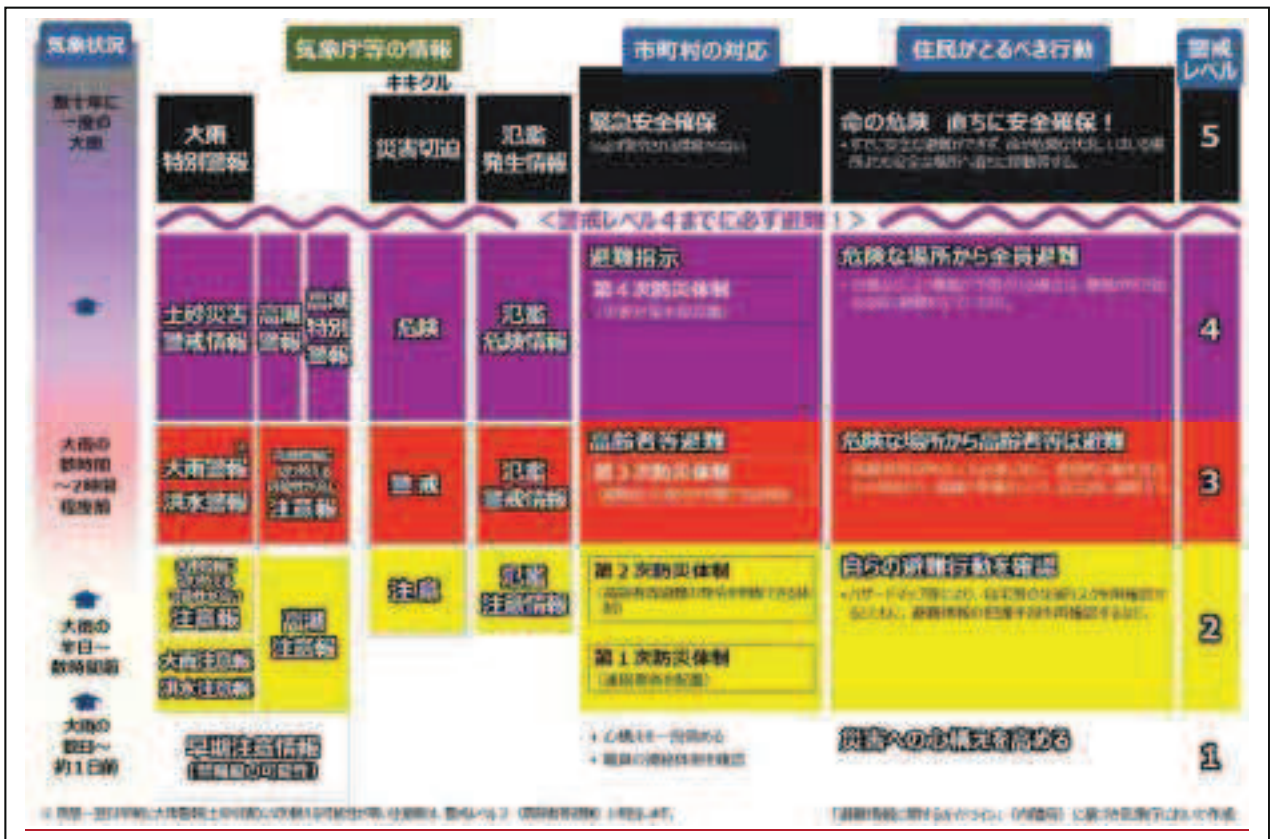
警報を補足する情報として、気象庁で公開しているキキクル以下の（警報の危険度分布）等も参考とすること。

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
<u>土砂キキクル</u> （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まっている場所るか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>黒「災害切迫」</u>：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害が既に発生している可能性が高い状況。直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル5に相当（緊急安全確保）。 ・<u>「非常に危険」</u>（うす紫）、<u>紫「極めて危険」</u>（濃い紫）：命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。避難が必要とされる警戒レベル4（避難指示）に相当。 ・<u>赤「警戒」</u>（赤）：土砂災害への警戒が必要な状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3（高齢者等避難）に相当。 ・<u>黄「注意」</u>（黄）：土砂災害への注意が必要な状況。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・<u>白「今後の情報等に留意」</u>：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
<u>浸水キキクル</u> （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を<u>しており</u>、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まっている場所るか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>黒「災害切迫」</u>：重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5相当。 ・<u>紫「危険」</u>：道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響がでるおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。 ・<u>赤「警戒」</u>：側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。 ・<u>黄「注意」</u>：周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が床上まで水に浸かるおそれがある。 ・<u>白「今後の情報等に留意」</u>：普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。
<u>洪水キキクル</u> （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まっている場所るか</u>を面的に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や、<u>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）</u>について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「非常に危険」</u>（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・<u>「警戒」</u>（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・<u>「注意」</u>（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・<u>黒「災害切迫」</u>：重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5（緊急安全確保）に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> ・紫「危険」：水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。警戒レベル4（避難指示）に相当。 ・赤「警戒」：洪水災害への警戒が必要な状況。警戒レベル3（高齢者等避難）に相当。 ・黄「注意」：洪水災害への注意が必要な状況。ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。警戒レベル2に相当。 ・水色「今後の情報等に留意」：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（参考：段階的に発表される防災気象情報と対応する行動）



<出典:気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>) >

2 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表

- (1) 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う（ただし、「大雨警報・洪水警報の危険度分布」、「鳥取県記録的短時間大雨情報」及び「鳥取県竜巻注意情報」は気象庁）。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台等が代行する。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表する。
- (2) 二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。
- (3) 一種又は二種以上の特別警報、警報、注意報を行った後において、これらの全部若しくは一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たに特別警報事項、警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

3 特別警報・警報・注意報及び気象情報の地域細分

- (1) 特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全

県を対象として発表する。

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

4 特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達系統

特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達系統は別表1-1及び1-2のとおりとする。

5 特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達実施

(1) 県

ア 県（県本部事務局又は危機管理局）は、鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報及び気象情報等を、市町村、関係機関等に伝達するものとする。特に、特別警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

イ 県の各課等への伝達系統の詳細については、別表1-3のとおり

(2) 市町村

市町村は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、直ちにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、掲示その他適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知するものとする。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

(3) 関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本は、下記の警報等（発表及び解除）の通報を受けた時は、所管の通信網（FAX）を通じ、あらかじめ計画された組織によって直ちにこれを各市町村に伝達する。

a 暴風特別警報 b 暴風雪特別警報 c 大雨特別警報 d 大雪特別警報 e 高潮特別警報
f 波浪特別警報 g 洪水警報 h 暴風警報 i 暴風雪警報 j 大雨警報
k 大雪警報 l 高潮警報 m 波浪警報 n 土砂災害警戒情報

イ 放送機関

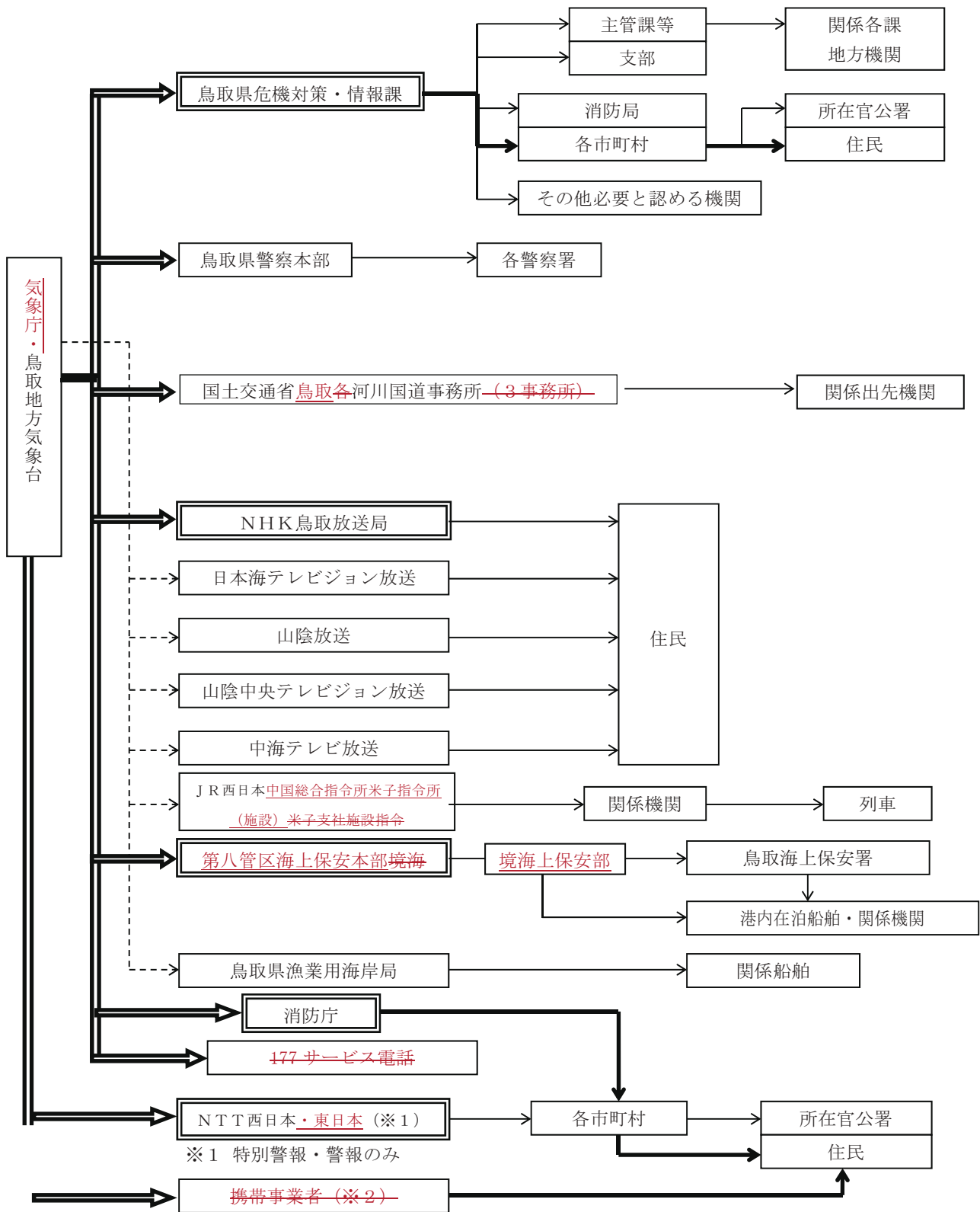
(ア) NHK鳥取放送局長は、注意報の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。警報、特別警報の通知を受けたときは、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

(イ) なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送においても積極的に協力するものとする。

ウ 海上保安庁

境海上保安部は注意報・警報の通知を受けた時は、必要と認めるものについて関係機関及び港内在泊中の船舶へ周知する。（第八管区海上保安本部は注意報・警報等の通知を受けたときは、航行警報によって船舶に周知する。）

別表1-1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図

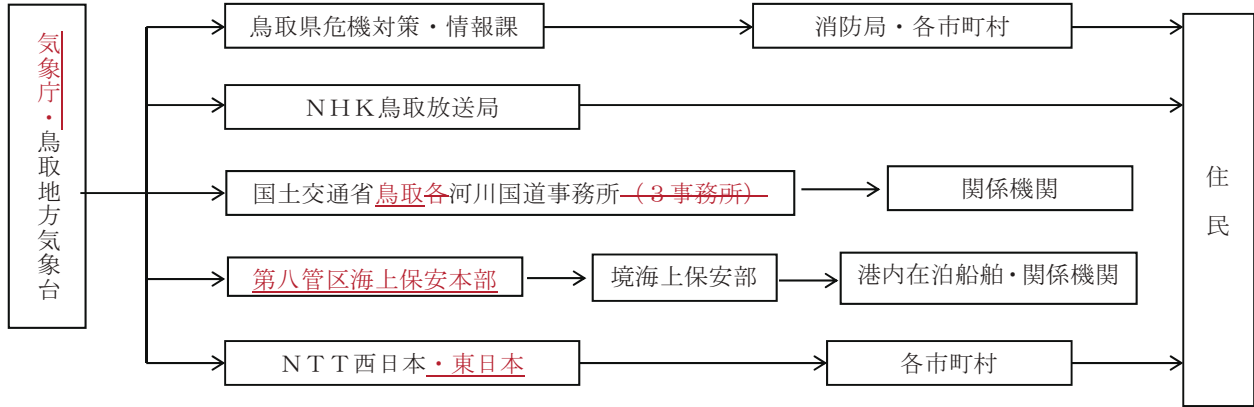


※2 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に始めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

（備考）

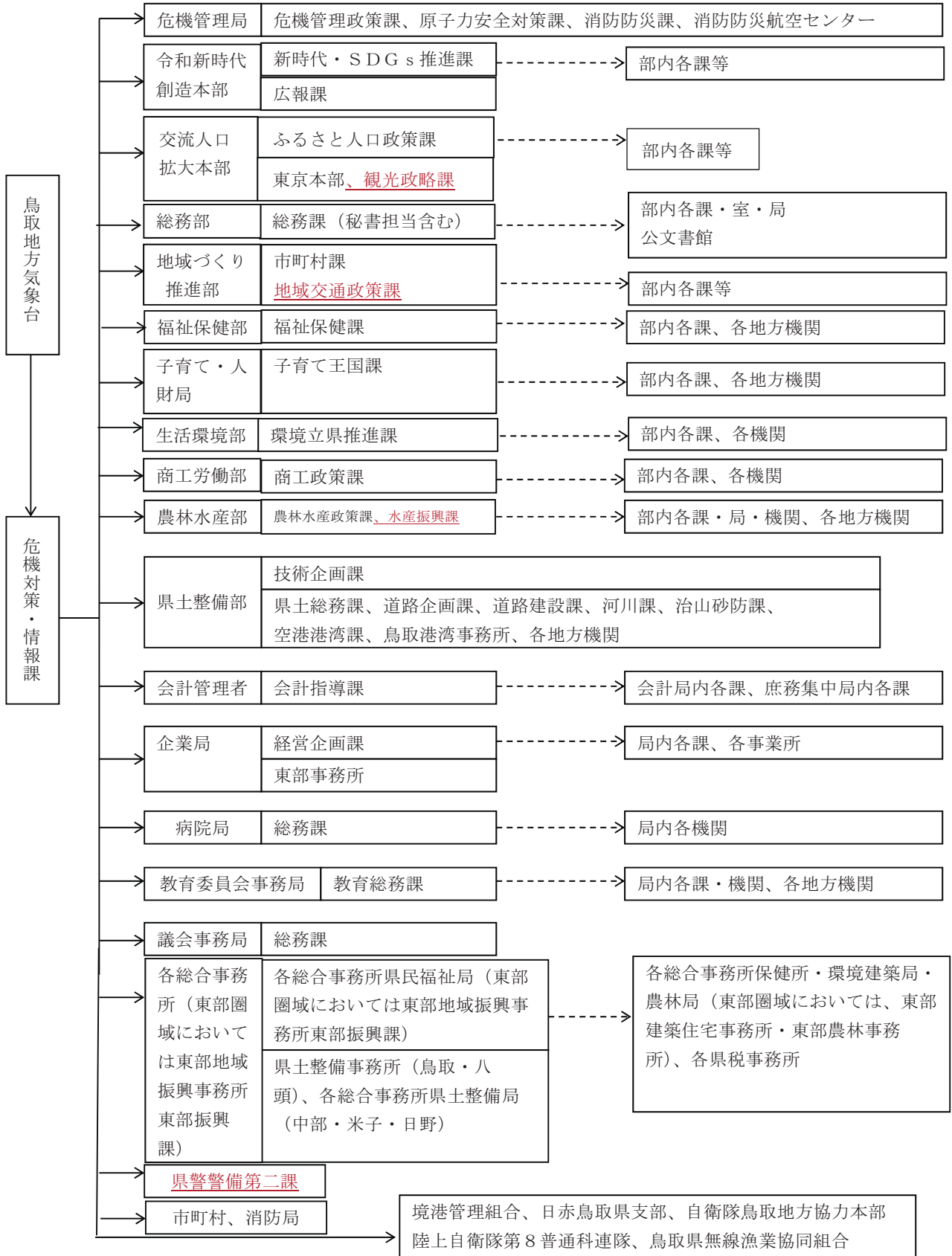
- 1 「**——**」：二重線は専用線等での接続、「**……**」：破線はインターネット接続を表す。
- 2 気象業務法第15条及び第15条の2による警報及び特別警報の伝達の追加的な補助的経路として、県、市町村等、防災上重要な機関に対しては伝達先からの申請により、インターネットによる防災情報提供を行う。
- 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先を表す。
- 4 太い矢印の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を表す。

別表1-2 気象警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）



（備考）通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

別表1-3 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図（県の各課等への詳細伝達系統）



<注意事項>

- ・部局内各課等への伝達は、各部局等で判断
- ・気象情報以外の情報については、危機管理局が必要に応じて伝達
- ・その他特定事象については、本表に関わらず危機管理局が必要に応じて関係機関へ伝達

6 鳥取地方気象台による助言

- (1) 台風等によって重大な災害が発生することが予測される場合等、必要に応じて、県は鳥取地方気象台と協力して気象関係に係る説明会を開催し、職員並びに関係機関に対し防災上の注意を行う。
- (2) また、県は、気象関係に係る解説に際し、必要に応じて鳥取地方気象台に対し説明を求め、又は職員の派遣を要請することができる。

7 気象観測記録の収集

- (1) 気象観測所を設置又は保有する防災機関は、災害時の観測記録を迅速・的確に収集し、その結果を鳥取地方気象台に通報するものとする。（気象等観測所の現況は資料編のとおり。）
 なお、観測の結果が他の機関に重大な影響がある場合は、積極的にその内容を関係機関に通報するものとする。
- (2) 県は、鳥取地方気象台その他防災機関の協力を得て、観測記録の収集に努めるものとし、各機関は積極的にこれを協力するものとする。

第3節 土砂災害発生危険性に関する情報の伝達

1 土砂災害の前兆現象などの情報伝達

- (1) 県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）は、住民から土砂災害の前兆現象（資料編参照）の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。
- (2) また、市町村は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- (3) 市町村又は県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）に情報が入った場合は、県及び市町村で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- (4) 市町村は、必要に応じて避難指示等を発出する。

第4節 異常現象発見時における措置等

1 異常現象の種別

- (1) 竜巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- (2) 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- (3) 異常潮位 天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの
- (4) 異常波浪 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの
- (5) なだれ 建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- (6) その他異常なもの

2 通報手続

- (1) 異常現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市町村長に通報する。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた市町村は、直ちに下記機関に通報する。
 - ア 鳥取地方気象台
 - イ その地域を管轄する県地方機関その他関係機関
 - ウ 当該災害に関係する隣接市町村
- (4) 県地方機関は、その旨を直ちに県危機対策・情報課及び関係部課に通報する。
- (5) 県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、相互に連絡するとともに、鳥取地方気象台にその旨を直ちに通報する。

第5節 火災気象通報・火災警報及び水防警報等

1 火災気象通報の伝達

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに鳥取地方気象台が鳥取県知事に対して通報し、鳥取県を通じて各一部事務組合又は広域連合（消防局）並びに各市町村に伝達される。

【火災気象通報の通報基準】

種類	通報基準
火災気象通報	<p>鳥取地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予報している場合には火災気象通報として通報しない場合がある。</p> <p>(1)実効湿度60%以下で最小湿度40%以下となり、最大風速7m以上の風が吹く見込みのとき。</p> <p>(2)平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降</p>

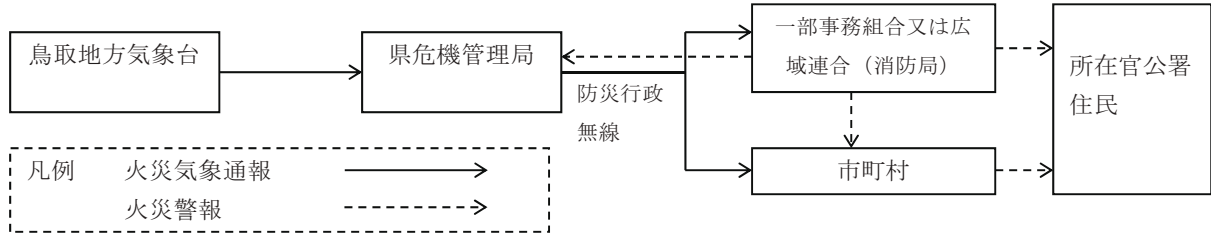
~~雪時は通報しないこともある。~~

2 火災警報の発出

- (1) 一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、前項の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (2) 火災警報の発出は、自ら又は市町村の防災行政無線等を通じて周知する。

3 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。



4 火災警報発出中の火の使用の制限

火災警報の発出中は、その区域にある者は、火災予防条例に定めるところにより次のとおり、火の使用を制限される。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

5 水防警報の取扱い

風水害対策編第2部第2章「水防計画」に定めるところによる。

第6節 気象情報等に基づく対応等

市町村は、警報・注意報及び気象情報等が発表されたときは、住民への伝達に努めると共に、危険性を勘案して避難指示等の発出を行うものとする。特別警報が発表されたときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるとともに、重大な災害の危険性が著しく高まっていることを勘案して避難指示等の発出を行うものとする。

(詳細は第5部「避難対策計画」を参照)

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 警報・注意報及び気象情報等の所在官公庁及び住民への周知伝達並びに特別警報の住民への周知の措置
- 2 土砂災害の前兆現象の発見情報の通報の周辺住民への情報伝達及び応急点検等の対策
- 3 異常現象の鳥取地方気象台、県地方機関、隣接市町村その他関係機関への連絡
- 4 火災警報の住民への周知

第2章 地震及び津波に関する情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、緊急地震速報及び地震情報、並びに大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の伝達について必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 緊急地震速報、津波警報等、地震、津波情報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（※））に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して緊急地震速報（警報）を公表する。地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（※））に対し、緊急地震速報（警報）を公表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
	鳥取県	鳥取県東部
鳥取県中部		倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
鳥取県西部		米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

2 津波警報等及び津波予報の種類及び内容（詳細は津波災害対策編第1部第2章「津波災害の予防」を参照）

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類及び発表基準等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大
		5m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	（表記なし）

（注）1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかつ

たとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報の発表基準及び内容

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報等の種類及び内容

気象庁は、震度1以上の地震が観測された場合、発表基準に基づき地震情報、津波情報及び津波予報（以下、「地震・津波情報等」という。）を発表する。また、気象庁本庁、大阪管区气象台及び鳥取地方气象台は、地震活動の状況等を知らせるため地震活動に関する解説資料等を提供する。

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上を観測した場合（津波警報等を発表した場合を除く）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
	震源・震度に関する情報	①震度3以上を観測②津波警報等の発表または若干の海面変動を予想③緊急地震速報（警報）を発表、のいずれかに該当する場合は、地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した場合、観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。県内には476の震度観測点あり。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発現時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m-1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報及び電文情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。	

区分	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）

沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）
---------------	--

- ※1 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ※2 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ※3 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観点ごとに発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表。
 最大波の観測値及び推定値については、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

地震に関する解説資料等の種類

地震に関する解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・鳥取県に津波警報等を発表時 ・鳥取県内の観測点で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・鳥取県に津波警報等を発表時 ・鳥取県内の観測点で震度4以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

地震活動図	定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の鳥取県の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
-------	--------	---

（気象庁による震度階級関連解説表は別表「気象庁震度階級関連解説表」を参照）

別表2 「気象庁震度階級関連解説表」

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	
				耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。				
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。				
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。			
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。		
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。

					倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂がさらに多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

震度階級	鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面等		ライフライン・インフラ等への影響	大規模構造物への影響
	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況		
0					【ガス供給の停止】 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。 【断水、停電の発生】 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 【鉄道の停止、高速道路の規制等】 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認の	【長周期地震動※による超高層ビルの揺れ】 超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 【石油タンクのスロッシング】 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生し
1						
2						
3						
4						
5弱			亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。		
5強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。				
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。		
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがあ	大きな地割れが生じることがあ	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生すること		

		る。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。		がある。※3	ため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） 【電話等通信の障害】 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 【エレベーターの停止】 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 ※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	たりすることがある。 【大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落】 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 ※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。				

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

＜使用にあたっての留意事項＞

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

別表3「長周期地震動階級関連解説表」（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1 <u>（やや大きな揺れ）</u>	<u>室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。</u>	<u>ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。</u>	二
長周期地震動階級2 <u>（大きな揺れ）</u>	<u>室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</u>	<u>キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</u>	二
長周期地震動階級3 <u>（非常に大きな揺れ）</u>	<u>立っていることが困難になる。</u>	<u>キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</u>	<u>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。</u>
長周期地震動階級4 <u>（極めて大きな揺れ）</u>	<u>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。</u>	<u>キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。</u>	<u>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。</u>

<長周期地震動階級関連解説表の使用にあたっての留意事項>

1. 長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
2. 長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なります。
3. 長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものです。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
4. 長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、表3に示す副詞・形容詞を用いています。

<長周期地震動階級関連解説表で用いる副詞・形容詞>

用語	意味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

※出典：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/cew/data/ltpgm_explain/about_level.html)

4 緊急地震速報、津波警報等及び地震情報等の発表並びに伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 津波警報等

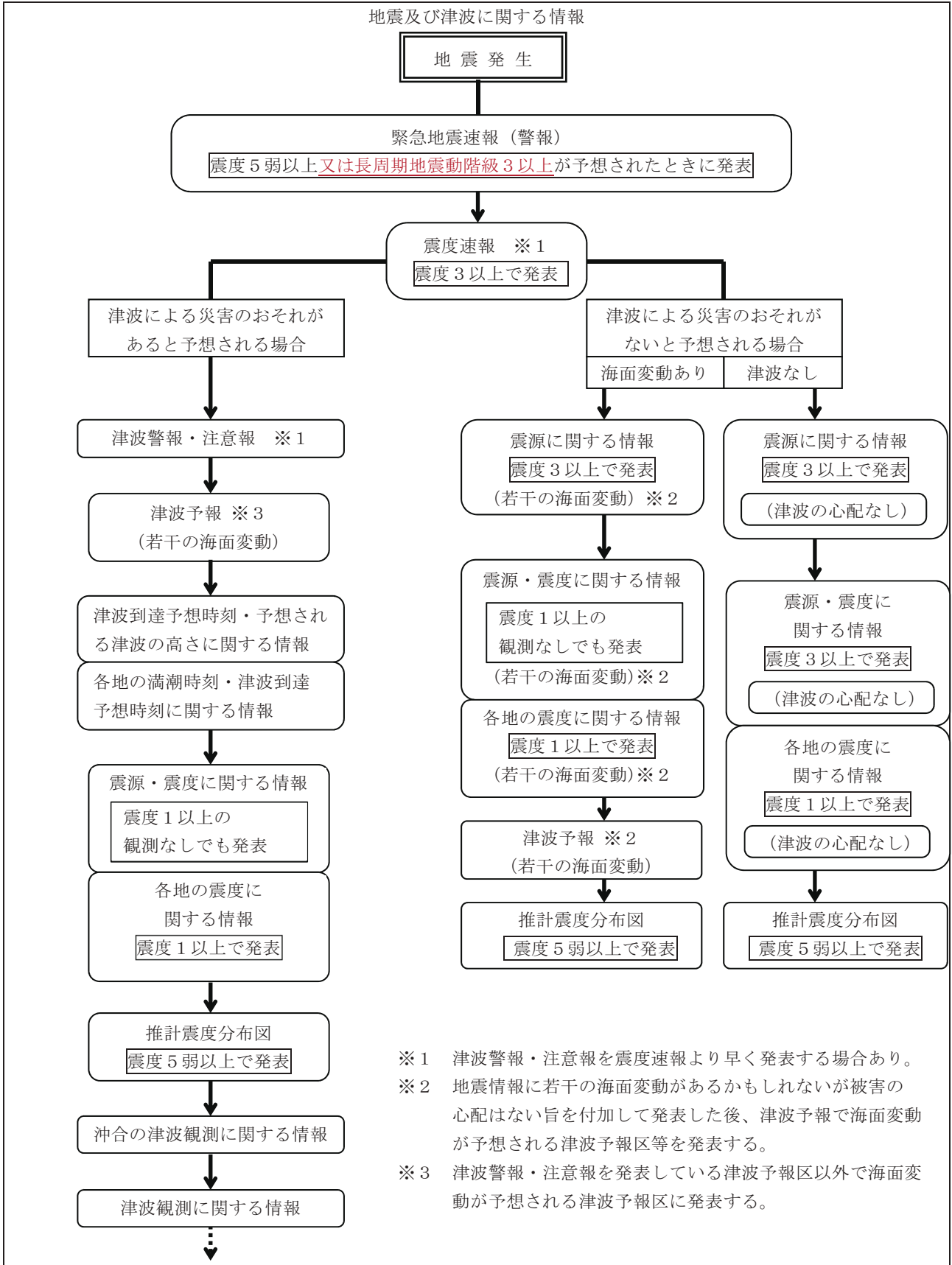
ア 津波警報等の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第10条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が行う場合がある。

イ 鳥取県は、全域が1つの予報区であり、津波予報区の名称は「鳥取県」である。

(3) 地震・津波情報等

地震・津波情報等については、気象庁又は大阪管区気象台が行い、鳥取地方気象台は関係機関に伝達する。

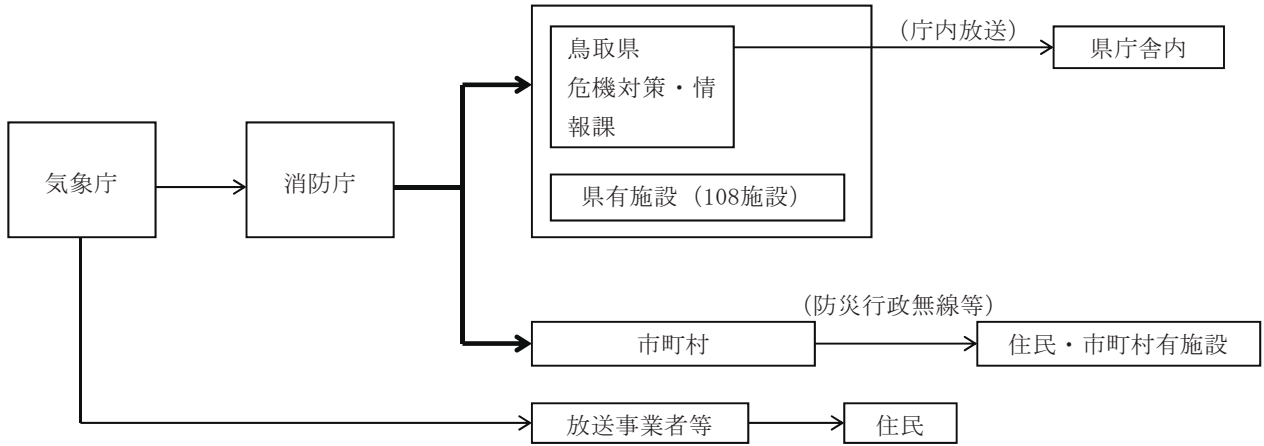
（参考）緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報等の流れ



5 緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報等の伝達系統

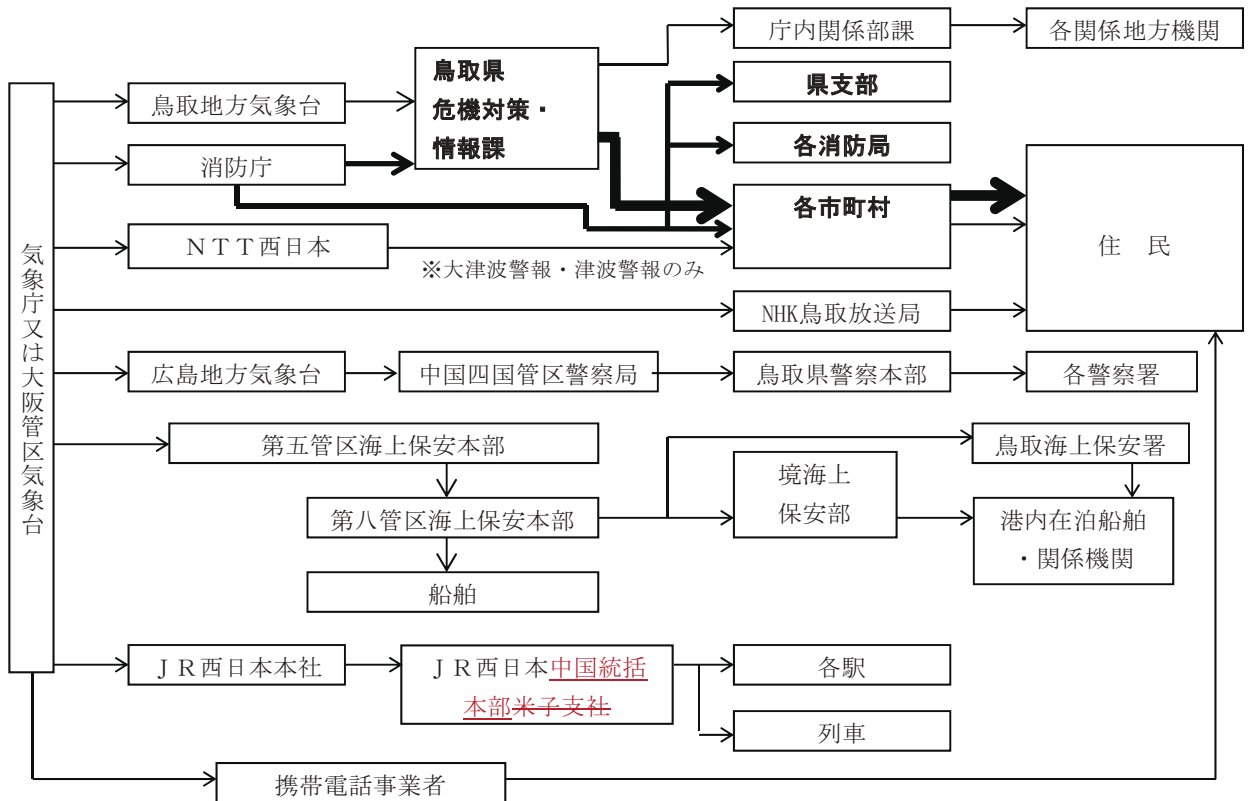
- (1) 緊急地震速報の伝達系統は、別表2-1のとおりである。
- (2) 地震・津波情報の伝達系統は、第1章「気象情報の伝達」別表1-1及び1-2のとおりである。
- (3) 津波警報等の伝達系統は、別表2-2及び2-3のとおりである。

別表2-1 緊急地震速報の伝達系統図



* **→** はJ-A L E R Tにより伝達されるルート。

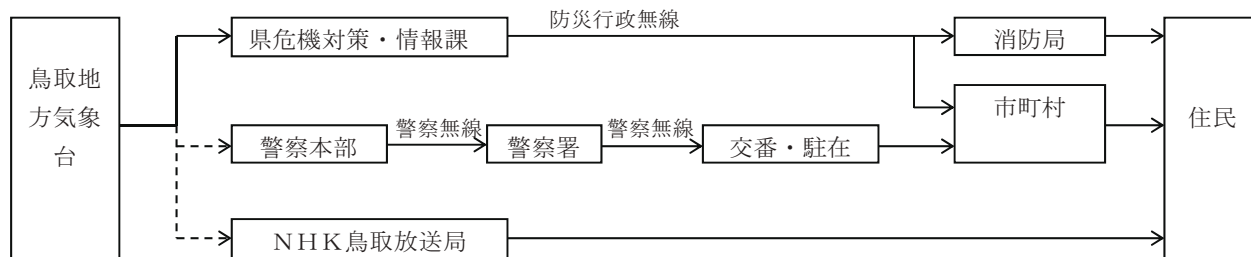
別表2-2 津波警報等の伝達系統図



- * 必要がある場合の補助ルートとして、鳥取地方気象台から鳥取県警察本部、NHK鳥取放送局、境海上保安部に情報伝達される。
- * 緊急やむを得ない場合に市町村長が行う（気象業務法施行令第10条）津波警報伝達系統は、この図によらず、**→**直接住民に伝達するものとする。
- * **→** はJ-A L E R Tにより伝達されるルート。
- * **→** は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知義務づけられている伝達経路。
- ※ 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別表2-3 津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）

……は補助ルートで、必要と認める場合。



- * 有線電話途絶の場合は、防災行政無線電話等を使用するものとする。
- * 通信手段のない場合は鳥取地方気象台は鳥取県危機対策・情報課に手交する。

6 津波警報等及び地震・津波情報等の伝達実施

(1) 県

県（危機管理局、県本部事務局）は、上記警報等の通知を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村に伝達するものとする。特に、大津波警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

ア 警報等の取扱い

(ア) 警報等は、勤務時間中は危機対策・情報課（県本部事務局）が受信し、本庁関係各課、県各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）、市町村、消防局及び関係機関に伝達するものとする。

(イ) 上記警報等のうち津波警報等及び地震情報並びに津波情報については、鳥取地方気象台から受信し、自動的に職員参集・情報提供システムにより関係職員を一斉に参集をかける。市町村・消防局に対して防災行政無線を通じ、ファクシミリ情報として、さらに市町村に対してはJ-A-L-E-R-Tを通じ自動的に伝達する。

イ その他緊急時の通報連絡

概ね上記アの要領により受信し、関係機関並びに庁内関係各課に連絡するものとする。

(2) 市町村・消防局

市町村は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けた時は、直ちにその内容に応じあらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災行政無線、広報車等適切な方法によって、所在官公庁及び市町村民に周知するものとする。特に、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

(3) 関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本福岡センターは、大津波警報又は津波警報（発表及び解除）の通知を受けた時は、Fネット同報通信のファクシミリ送付を通じ、あらかじめ計画された組織によって直ちにこれを各市町村長に伝達するものとする。

イ 警察本部

警察本部は、津波警報等を受けた時は、所管の通信網によって速やかにこれを各市町村長に伝達するものとする。

ウ 放送機関

(ア) NHK鳥取放送局は、津波警報等の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、直ちにその通知された事項を関係地域一般に放送しなければならない。

(イ) なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送、エフエム山陰、日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、中海テレビ放送、鳥取中央有線放送においても積極的に協力するものとする。

エ 海上保安庁

第八管区海上保安本部は、津波警報等の通知を受けた時は、直ちに航行警報によって船舶に周知する。境海上保安部は、津波警報等及び必要に応じて地震情報等を関係機関及び港内在泊中の船舶へ周知する。

オ JR西日本

JR西日本中国統括本部米子支社は、大津波警報及び津波警報の通知を受けたときは、所管の通信網によって速やかに管内各駅、列車に伝達するものとする。

7 地震時における津波警戒による自衛措置

気象庁の行う津波警報等は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域各市町村においては、津波注意報・津波警報・大津波警報発表中及び未発表であって震度4以上の地震を感じたときは、津波の早期来襲に備えて次の措置をとる。〔震度4の地震は、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。また、歩いている人も揺れを感じる。〕

(1) 津波の監視

ア 沿岸地域各市町村においては、安全を確保した上で、津波注意報・津波警報・大津波警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する。〔日本海北部で地震が発生した場合、津波の到達には2時間程度かかるので注意が必要である。〕

イ 沿岸市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

ウ 海面の監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

(2) 報道の聴取

ア 沿岸地域各市町村は、津波注意報・警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも1時間はNHK放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講ずるものとする。

イ 沿岸地域各市町村は、住民がNHK放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知するものとする。

(3) 避難指示等

海面の監視、報道の聴取により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市町村は住民に対して避難の指示等必要な処置をとる。

(4) 県及び隣接沿岸市町村への連絡

市町村は、津波のため住民に避難指示をした場合、速やかに県及び隣接沿岸市町村にその旨連絡する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 津波警報等及び地震情報の所在官公庁及び住民への周知伝達並びに大津波警報の住民への周知の措置
- 2 津波監視の実施及び必要な対策

第3章 災害情報の収集及び伝達

（県関係部局、警察本部、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 県における被害情報収集の要領（総則的事項）

1 被害情報収集の実施

- (1) 被害情報の収集は、次に掲げる場合に行うことを原則とする。
 - ア 第2部第2章「配備及び動員」別表配備動員表に示す警戒体制又は非常体制に該当するとき
 - イ 災害による被害等が発生し、県危機管理局が必要と認めるとき
 - ウ 災害が発生するおそれがある場合で、県危機管理局又は各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）が必要と認めるとき
- (2) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、県の各部局、市町村及び警察本部・消防局その他の機関からも情報収集に努めるとともに、消防防災ヘリコプターを活用した情報収集を行い、的確な初動活動を行うものとする。
- (3) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、収集した情報を原則1日1回（災害発生直後については適宜回数を増とする）を目安として、報道機関等を通じて広報を行うものとする。ただし、台風等災害状況が時間を追って変化する場合においては、必要に応じ随時広報を行う。

2 情報の集約・分析

- (1) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、県の各部局、市町村等から収集した被害情報や災害対応情報~~を~~集約し、気象情報や防災関係機関等からの情報と合わせて整理、分析し、応急対策や災害対応に必要な資料の作成に努めるものとする。
- (2) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう）については、県（県本部事務局又は危機管理局。本項目において以下同じ）が一元的に集約・調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、第7節のとおり消防庁へ報告するものとする。
- (3) 多大な災害が発生した地域においては、回線の寸断や災害対応により、被害情報の報告がなされないことが想定される。県は、被害情報の収集に当たって、被害の程度に併せて、情報の空白地帯が生じていないかどうかチェックを行うものとする。
- (4) 情報空白地帯の被害状況の把握については、職員派遣等による主動的な情報収集を実施するとともに、応援協定に基づく被害状況の収集体制を活用するものとする。

3 情報連絡員の派遣

多大な災害への対応等で被害情報の報告が困難になっている、又はその恐れがあるときは、当該市町村区域を所管する支部所管機関（各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、あらかじめ定めた構成機関の職員等を当該市町村に派遣し、市町村の被害情報の収集と支部所管機関及び県本部等への情報伝達等に当たらせるものとする。（衛星携帯電話、パソコン等の通信手段を携帯）

4 個人情報の取扱い

個人情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性等から勘案し、適切に取り扱うものとする。（詳細については第8節「個人情報の取扱い」を参照）

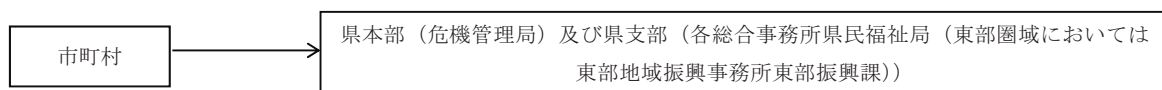
第3節 一般被害等の情報収集

- 1 県（県災害対策本部事務局又は危機管理局）及び支部所管機関（各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、一般被害等に係る情報収集については、市町村を通じて所定の様式により行う。（資料編参照）

※一般被害等

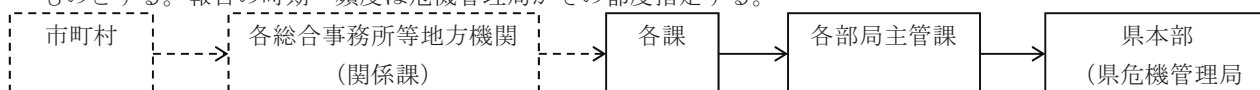
- ・ 人的被害 ・ 住家被害 ・ 非住家被害 ・ 火災の状況 ・ 罹災世帯数 ・ 罹災者数
- ・ 避難指示等の発出の状況 ・ 避難所の設置状況
- ・ 災害対策（警戒）本部設置状況 ・ 避難者の状況（自主避難を含む）
- ・ 緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等 ・ 孤立集落関係
- ・ その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

- 2 各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）は、一般被害等の情報について、情報共有を図るため、総合事務所内の各局関係課（東部においては東部圏域の関係機関）に連絡するものとする。



第4節 実施部被害の情報収集

- 1 市町村は、災害の発生又はそのおそれについて覚知したときは、各総合事務所等関係課に対し、その状況を報告するものとする。
- 2 各総合事務所等関係課は、所掌事務に関する被害等の状況及び応急措置の概要を調査し、県庁各課に報告するものとする。各課は情報を収集し、直ちに当該部局の主管課（農林水産部においては農林水産政策課、県土整備部においては技術企画課。以下同様）に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告するものとする。
- 3 各部局の主管課は、各課から報告を受けた被害の状況等を部局長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、資産活用推進課にその状況を通知するものとする。
- 4 各部局の主管課は、部局内の被害報告を取りまとめ、危機管理局（県本部設置時は県本部事務局）に報告するものとする。報告の時期・頻度は危機管理局がその都度指定する。



第5節 各種の被害情報の収集方法

1 防災関係機関からの被害情報収集

- (1) 防災関係機関（ライフライン事業者等）からの被害情報の収集は、所管課が行い、各部局主管課を通じて県（県本部事務局又は危機管理局）に報告する。
- (2) 防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

2 中央関係情報の収集

- (1) 県本部設置時において、県本部事務局は、東京本部と常時連絡を保ち、中央関係情報の収集に努める。
- (2) 実施部は、関係政府機関等の情報を収集し、災害対策に関する主要な情報については、県本部事務局に連絡するものとする。

3 公共交通機関からの情報収集

県（交流人口拡大本部及び地域づくり推進部）は、公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む）等について情報を収集し、適宜県本部（県本部未設置の場合危機管理局）に報告するものとする。

4 道路管理者からの情報収集

県（県土整備部）は、県内道路の状況（災害発生による道路の通行止め等）について情報を収集し、適宜県本部事務局（県本部未設置の場合危機管理局）に報告するものとする。

5 学校からの情報収集（休校、授業打ち切り、避難情報等）

- (1) 各学校からの報告は、第5部第1章「避難の実施」参照。
- (2) 市町村教育委員会が被災等により機能喪失した場合には、県教育局から市町村教育委員会に職員を派遣し、情報収集するものとする。

6 福祉保健施設等の被害報告

県（福祉保健部）は、福祉保健施設の被災情報等を収集し、適宜県本部事務局（県本部未設置の場合危機管理局）に報告するものとする。

7 応援協定に基づく被害状況の収集

県内郵便局との応援協定に基づき、郵便局配達員等が大雨・地震等による異常現象（土砂崩れ、異常音、出水等）を発見した場合は、下図のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
土砂災害危険箇所等、国道、県道、1級河川、2級河川等に係るものと判断できる場合	所管の県土整備事務所・総合事務所県土整備局（維持管理課）
その他の場合	所管市町村役場

8 ダム、ため池、樋門の情報収集

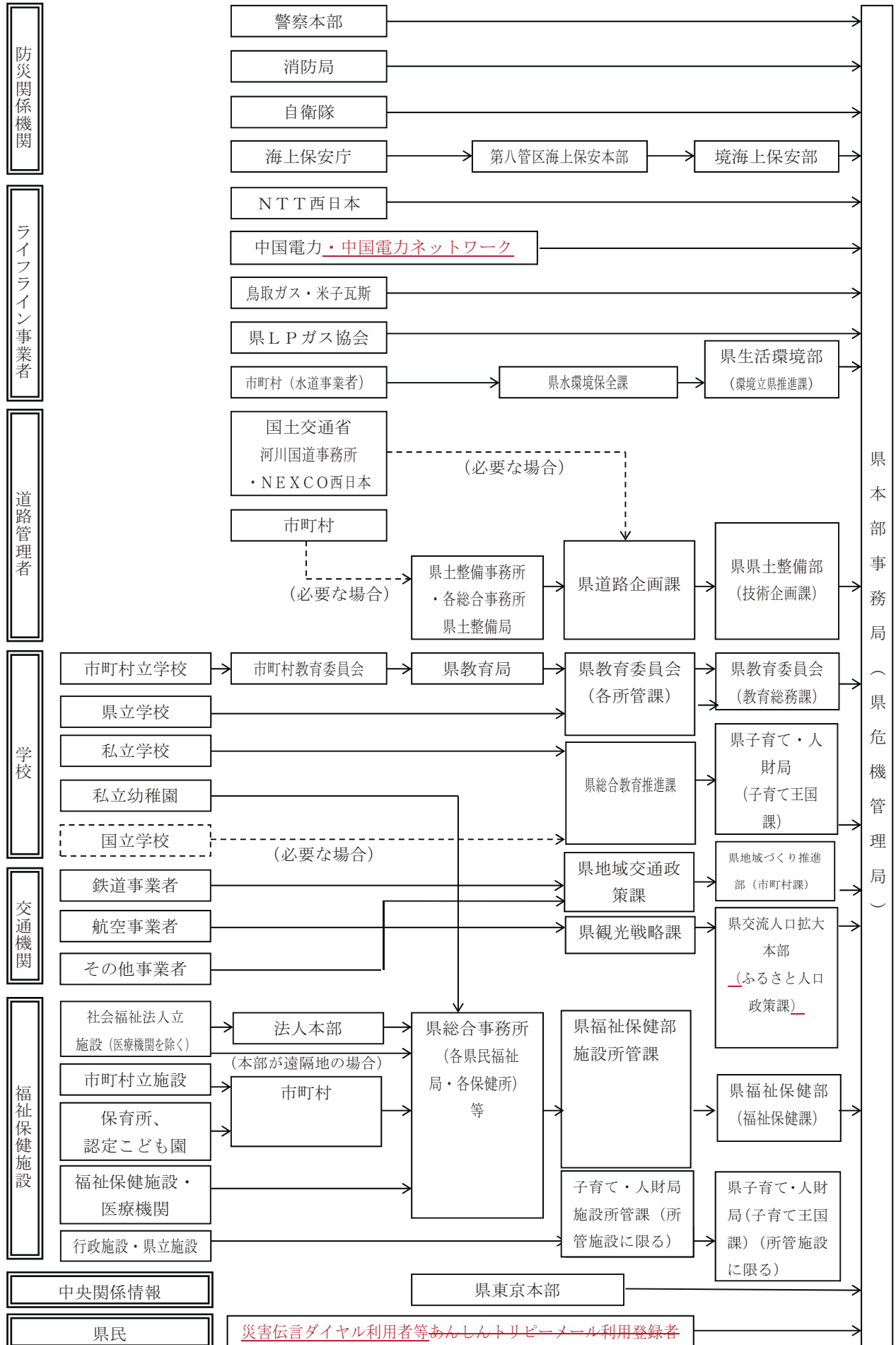
風水害対策編第2部第2章「緊急時のダム管理」及び第3章「ため池・樋門の応急対策」による。

9 国土地理院からの情報収集

災害時において、国土地理院から地理空間情報等の提供が行われるが、その他、被災地域の空中写真撮影が必

要な場合等は、国土地理院との「地理空間の活用促進のための協力に関する協定（平成24年10月22日締結）」に基づき、被災地域の空中写真撮影等が必要な場合は、国土地理院協力をへ要請する。

【情報収集担当課等】



第6節 情報の伝達及び共有

1 機関相互の情報伝達・共有

(1) 県、市町村、防災関係機関は、災害応急対策活動に必要な情報について、対応を実施又は支援する機関相互で、伝達・共有を図るものとする。

(2) 県は、必要に応じて、関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を、WEB会議システムを活用して実施するものとする。

~~(3-2) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、被害情報については、可能な限り報道資料提供を行うとともに、県のホームページにおいて県民に公開するものとする。（第4章「広報・広聴」参照）~~

2 伝達・共有の手段

(1) 情報の伝達・共有に当たっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。

(2) 情報の伝達・共有は、電子メール、電話、ファクシミリ、防災行政無線及びホームページ等により行う。

(3) 県の機関相互の情報伝達・共有については、県内部での情報共有にあっては災害情報データベースを活用するものとする。

~~また、県は必要に応じて、オンライン会議により、県内部及び外部（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と円滑な情報伝達・共有を図るものとする。~~

(4) 避難情報等の住民の身体の安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、障がいのある者等の多様な者にも確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達などの確実な伝達方法）、情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

第7節 災害情報の報告等

1 被害状況等の報告

(1) 市町村から県への報告

ア 市町村は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告。）報告に当たっては、災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）による報告と一体的に行うものとする。（要領及び様式については、資料編参照）

（留意点）

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、状況を把握するよう努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

イ 市町村の一般被害等の報告については、管轄する支部（支部未設置の場合は総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））に行うものとする。

（ア）即報

市町村は、「火災・災害等即報要領」に掲げる基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、電子メール又はファクシミリ等により県本部事務局（未設置の場合は危機管理局）及び管轄する支部（支部未設置の場合は県総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））に報告するものとする。

（イ）中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、概ね3時間ごとに報告するものとする。

なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

（ウ）確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

ウ 上記に限らず、市町村の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し所轄の県地方機関を通じ、所定の様式により行うものとする。

(2) 県から国への報告

ア 支部（支部未設置の場合は県総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、市町村等から収集した被害状況等について、時期に応じて県本部事務局（県本部未設置の場合は県危機管理局）に報告する。

イ 県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理局）は、市町村等からの報告に基づき、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条第2項に基づき、国（消防庁）に対し被害状況を報告するものとする。報告に当たっては、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による消防庁への報告と一体的に行うものとする。

2 火災・災害等即報要領に基づく報告

(1) 市町村、消防局から県（国）への報告

- ア 市町村及び消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県（県本部事務局（又は危機管理局）又は支部（又は県総合事務所県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）
- イ 地震等により、119番へ通報が殺到する場合等においては、消防局は、県に加えて国（総務省消防庁）にも直接通報するものとする。
- ウ また、火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（アにより、併せて県に対して報告。）

【火災・災害等即報要領の報告基準】

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等) ※
災害 (市町村)	<p>【一般基準】</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>(2) 県本部又は市町村災害対策本部を設置したもの</p> <p>(3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>(4) 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの</p> <p>(5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>【個別基準】</p> <p>(1) 地震（県内で震度5弱以上を記録したもの、又は人的被害又は住家被害を生じたもの）</p> <p>(2) 津波（津波警報又は津波注意報が発表されたもの、又は人的被害・住家被害を生じたもの）</p> <p>(3) 風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの）</p> <p>(4) 雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、又は道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの）</p> <p>(5) 火山災害（噴火警報（火口周辺）が発表されたもの、又は火山の噴火により人的被害・住宅被害を生じたもの）</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	<p>(1) 地震（県内で震度5強以上(被害の有無を問わない)）</p> <p>(2) 津波、風水害、火山災害（死者又は行方不明者が生じたもの）</p>
火災・事故 (消防局)	<p>【一般基準】</p> <p>(1) 死者が3人以上生じたもの</p> <p>(2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>【個別基準】</p> <p>(1) 火災（建物火災、林野火災、交通機関の火災等）</p> <p>(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故（危険物施設、高圧ガス施設の事故等）</p> <p>(3) 危険物等に係る事故（高圧ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及びその運搬等に係る事故）</p> <p>(4) 原子力災害等（原子力施設の火災、放射性物質の輸送中の事故、原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象等）</p>	<p>(1) 建物火災(ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災)</p> <p>(2) 交通機関の火災（航空機、列車、トンネル内車両火災等）</p> <p>(3) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故（危険物施設、高圧ガス施設の火災又は爆発事故等）</p> <p>(4) 危険物等に係る事故（死者又は行方不明者が発生したもの、又は危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発、漏えい事故等）</p> <p>(5-4) 原子力災害等</p> <p>(6-5) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられ</p>

	(5) 消防職員及び消防団員の消化活動等に伴う重大事故 (6) その他特定の事故(可燃性ガス等の爆発・漏えい等の事故で社会的に影響度が高いと認められるもの) 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	る等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故 (消防局)	(1) 死者5人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3) 要救助者が5人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (8) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	15人以上の死傷者が発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等 (2) バスの転落等 (3) ハイジャック (4) 不特定多数の者が集まる場所における事故 (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害 (消防局)	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出等その他の人的又は物的災害

※直接即報については、消防局が報告

(2) 県から国への報告

ア 総務省消防庁への報告

(ア) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、収集した即報等は、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。

(イ) 消防組織法第40条の規定に基づく消防庁長官への報告は、火災・災害等即報要領により実施する。
（緊急を要する場合にあっては、要領に定める様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告）

イ その他関係省庁への報告

収集した被害状況は、必要に応じ、関係省庁へ連絡するものとする。

（参考） 国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	NTT回線		防災無線			
平日 (9:30～18:15) 総務省消防庁 応急対策室	電話番号 ファクシミリ	03-5253-7527 03-5253-7537	電話番号	17-5-048-500-9049013 18-7-9049013 18-6-8090-5017	地域衛星電話 消防防災無線 中央防災無線	
			ファクシミリ	17-5-048-500-9049033 18-7-9049033 18-6-8090-5043	地域衛星電話 消防防災無線 中央防災無線	
			電話番号	03-5253-7777	電話番号	17-5-048-500-9049102 18-7-9049102 18-6-8090-5010
上記以外 総務省消防庁 宿直室	電話番号 ファクシミリ	03-5253-7553	電話番号	17-5-048-500-9049036 18-7-9049036 18-6-8090-5041, 5045	地域衛星電話 消防防災無線 中央防災無線	
			ファクシミリ			

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のファクシミリ

第8節 個人情報の取扱い

1 災害時における個人情報の取扱方針

災害時における個人情報の収集及び提供に関する基本的な方針は次のとおりとする。なお、この方針は平成20年に県が作成した「災害時における個人情報の取り扱いに係る運用方針」を踏まえつつ、近年の災害対応で得られた知見を反映したものである。

(1) 大規模災害等により多数の死傷者や行方不明者が発生した場合、県や被災市町村に対し、家族等からの

安否確認の問い合わせや、報道機関からの取材が殺到することが想定される。また、多数の行方不明者が発生して捜索活動が行われている場合、行方不明者の氏名等を公表することで捜索対象を絞り込む効果が期待できる。このような災害時における個人情報をめぐる様々な課題に適時適切に対応するため、災害時に適した個人情報の取扱方針について平時から整理するものとする。

- (2) 災害時における死傷者や行方不明者に関する個人情報の公表は、その公益性を踏まえ、災害の規模等に応じて個別具体的に可否を判断することとする。
- (3) 公表に際しては、原則的には家族等の近親者から同意を得るよう配慮するものとする。ただし、例えば行方不明者が多数生じる中で、人の生命、身体又は財産の安全を守るため迅速な捜索活動を行う必要がある場合等、緊急に対応する必要がある場合には、同意を得る時間的猶予がない場合も想定されるため、その状況に置ける人命の保護と、個人情報の保護との優先順位を踏まえて同意の取得の必要性を判断するものとする。
- (4) 個人情報を公表する対象者に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、市町村等と協力してその加害者等に居所が知られることのないよう努めるものとする。
- (5) 公表を行う場合であっても、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。

また、死者に関する情報については、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うこととする。

(参考)

県個人情報保護条例

~~[必要な範囲での適正な情報収集] 第7条第1項~~

~~実施機関は、登録簿に登録された目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない~~

~~[センシティブ情報の収集禁止の例外] 第7条第3項~~

~~(1) 法令の規定に基づいて収集するとき~~

~~(2) 必要不可欠であると実施機関が認めるとき（災害や事故状況を把握する事務において、対象者の心身の状況に関する情報収集が認められている）~~

~~[本人からの情報収集の例外] 第7条第4項~~

~~(1) 本人の同意に基づいて収集するとき~~

~~(2) 法令の規定に基づいて収集するとき~~

~~(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき~~

~~(4) 相当な理由があると実施機関が認めるとき（所在確認を行うに当たり、本人が行方不明・心神喪失・死亡の場合に家族その他所属団体等から本人の個人情報を収集することが認められている）~~

~~[目的外利用・第三者提供制限の例外] 第8条第1項~~

~~(1) 本人の同意があるとき、本人に提供するとき~~

~~(2) 法令の規定に基づくとき~~

~~(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき~~

~~(4) 実施機関（知事部局）において利用する場合又は他の実施機関（教委、県警等の知事部局以外）に提供する場合であって、事務の執行に必要な不可欠であると認められるとき~~

~~(5) その他提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき（報道機関に対し①個人情報を提供する公益性、②個人情報を提供する必要性があり、③本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、報道機関への提供が認められている）~~

2 個人情報の収集及び提供に係る運用

県は、災害時における個人情報の収集及び提供について、当面以下のとおり運用するものとする。

なお、今後運用を行う中で問題点を明らかになった場合は、適宜見直しを行っていくものとする。

(1) 収集

ア 災害対応の業務に必要と考えられる範囲で収集し、得られた情報は適切に管理する。

イ 情報は本人からの収集を原則とするが、本人からの情報収集が困難な場合もあるため、関係市町村、消防機関、警察本部等と協力し、被災者に関する個人情報の収集にあたることとし、必要に応じて家族その他所属団体等からも収集することとする。

(2) 提供

ア 原則個人が特定される情報は提供しないこととし、提供する情報は、個人が特定されない範囲のみで情報を提供する。

イ 第三者に個人情報を提供する場合は、本人の同意を得て提供するものとする。ただし、次の場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人の同意は不要である。（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するお

それがあると認められるときを除く)

- ・行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- ・上に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。法令に基づく場合、知事部局内で情報共有を図る場合及び知事部局外で事務の執行に必要不可欠な場合並びに個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合その他公益上必要な場合は、本人の同意は県条例に基づき不要である。

なお、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき個人の生命等の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合の例示としては、本人が行方不明若しくは意識不明であって、報道機関への個人情報の提供が本人の速やかな発見若しくは本人親族の出現を容易とし、本人の身体生命、身体の保護に資することが期待される場合が想定される。

ウ 大規模災害においては、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき個人情報保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

(本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときの個人情報保護よりも公益が上回る例)

- ・大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合
- ・多数の行方不明者が発生して捜索活動が行われている場合、行方不明者の氏名等を公表することで捜索対象を絞り込む効果が見込まれ、他の行方不明者の速やかな救助が期待される場合

(3) 県は、個々の事例ごとに災害の規模等を判断し、その都度各市町村に情報収集項目について明示するものとする。

3 市町村及び消防局の災害時における個人情報の取扱

市町村及び消防局における個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律それぞれの個人情報保護条例に基づき運用されるものであるが、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要の範囲内で可能と考えられる。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 一般被害等の情報収集及び報告
- 2 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づく県又は国への報告
- 3 情報収集伝達に係る担当課及び伝達系統
- 4 災害時の個人情報の収集及び報告に係る方針

~~(参考) J R 福知山線列車事故における安否情報の収集・提供~~

~~—平成17年4月25日に発生したJ R 福知山線列車事故においては、午前9時18分ごろという通勤・通学時間に発生したこともあり、多数の被災者（死者107名、負傷者549名）が発生した。この事故における各機関の安否情報の収集・提供の概要は以下のとおりである。（兵庫県J R 福知山線列車事故検証委員会作成「J R 福知山線列車事故検証報告書」等より要約）—~~

~~1—病院~~

~~(1) 県立病院~~

- ~~・兵庫県個人情報保護条例に基づき、利用及び提供の制限の例外（「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」）に該当することを兵庫県に確認し、提供を開始~~
- ~~・提供先：患者の家族、警察本部、報道機関~~
- ~~・提供内容~~
 - ~~患者の家族：患者の氏名、住所を確認の上、搬送の有無を伝達~~
 - ~~報道機関：氏名、性別、年齢、住所（市町村名）~~

~~(2) 県立病院以外の病院~~

~~病院によって、以下のとおり、対応の違いが生じた。~~

- ~~・患者から氏名・住所等の情報を聴取、その意向に基づいて、「家族」「J R」「マスコミ」に分類して対応~~
- ~~・電話による問い合わせ者に、氏名、続柄、生年月日を尋ね、身内かどうかを確認した上で情報を提供~~
- ~~・負傷者が搬送されてきた直後から安否の問い合わせに応じるとともに、院内に氏名を書いた紙を張り出す~~

~~2—兵庫県警察本部~~

~~(1) 警察官（大阪府内は大阪府警の協力を得る）を各病院に派遣して情報収集を実施。~~

~~(2) 死傷者の情報のうち、死亡者については、遺族の子解を得られた場合、情報を提供~~

~~〔提供先〕 家族、報道機関~~

~~〔提供内容〕 名前・性別・生年月日・住所~~

~~〔提供窓口〕 4月25日11：30～28日~~

~~行方不明者相談所を生活安全課内に開設（電話による安否確認に対応）~~

~~4月15日14：30～~~

~~遺体安置所において被害者支援活動を実施（安否情報の提供等）~~

~~4月25日～5月2日~~

~~県民広報課「なんでも相談電話」（常設）を24時間体制で家族からの問い合わせに対応（警察本部のホームページで相談窓口を案内）~~

~~3—尼崎市~~

~~(1) 尼崎市消防局に事故発生当初から安否情報の問合せが多く寄せられたため、4月25日11時に、死者及び負傷者確認のため、搬送先病院及び遺体安置所となった記念公園体育館からの情報収集を開始~~

~~〔収集情報〕 本部職員が各病院から入手した情報、J R 西日本からの情報、消防局からの情報を総合~~

~~〔提供内容〕 氏名、性別、搬送先病院~~

~~※医療機関に搬送された者のみ（死者については、現場からすぐに安置所に搬送されたため、提供できなかった）~~

~~〔提供機関〕 4月25日夕方～5月2日~~

~~〔提供方法〕 ホームページで入院患者のリストを公開・電話照会に対応~~

~~(2) 病院からの情報入手に当たっては、健康福祉局の職員を中心とする30名を派遣して収集のFAXを借りる等して市対策本部へ集約（4月25日昼過ぎには約300名の情報を収集）~~

~~4—J R 西日本~~

~~(1) 警察、消防、TVニュース、事故現場ないし沿線の病院に対する直接問い合わせにより搬送先病院の情報を入手~~

~~(2) 判明した搬送先病院に職員を派遣し、病院からの負傷者リストの提供、掲示されたリストの転記等により安否情報を入手~~

~~(3) 提供方法等~~

~~〔提供先〕 家族、知人等~~

~~〔提供方法〕 病院・遺体安置所での対面提供・遺体安置所で家族が集まっている場所に掲示~~

~~(4) 電話による問合せに対して、本社内に専用窓口を設置して情報提供~~

~~(5) 名簿提供の要望があった8市町に対し、名簿の電子ファイルをメールにより送信~~

第4章 広報・広聴

(県関係部局、県危機管理局、警察本部)

第1節 目的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた各種情報をいち早く共有することにより、住民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

第2節 県における広報活動

1 基本方針

- (1) 県は、県内の被害情報、各機関の応急対策状況等を集約・整理し、一元的な広報を実施する。また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市町村と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 広報活動に関しては、広報を担当する広報課と他の部課との緊密な連絡のもとに、統制の取れた、しかも迅速な情報の発表を行うものとする。
- (3) 広報手段
 - ア 住民等に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、県の広報媒体（あんしんトリピーメール、鳥取県防災アプリ（あんしんトリピーなび）、ホームページ（鳥取県公式サイト、モバイル版・携帯電話向けサイト）、鳥取県公式ツイッター、フェイスブック、テレビ、ラジオ、新聞広告等）のほか、緊急速報（エリア）メール及びLアラート（災害情報共有システム）等による報道機関活用によって行う。
 - イ 地図情報として提供した方が伝わりやすい情報（特に道路通行止め、土砂災害、河川堤防破堤などの災害情報）については、WebGIS（とっとりWebマップ）を活用して提供する。
 - ウ 障がいのある者等多様な者に確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達等の確実な伝達方法）により行う。
- (4) 市町村への協力要請及び市町村の支援
 - ア 確実に住民への伝達が必要な事項の広報については、必要に応じて、市町村に協力要請を行う。
 - イ 県は、市町村が避難指示等を発出した場合や、雨量・水位が自主避難の目安に達した場合は、県ホームページの活用等により、市町村の周知支援を行うとともに、住民に適切な行動を呼びかける。
- (5) 県庁内における情報共有

関係部課は、災害情報及び災害への対応状況、独自で実施した報道提供資料等を、庁内LANの災害情報データベースに登録する等により情報共有を図る。
- (6) 個人情報の取り扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節「個人情報の取扱い」を参照）

2 広報の内容

次の事項については、その都度、又は必要に応じて広報を行う。

- (1) 県本部の設置又は廃止
- (2) 災害軽減の事前対策
- (3) 災害の状況（災害の種別、災害の発生日時、災害発生区域、全般的概況、災害の規模）
- (4) 災害応急対策状況
- (5) 映像、写真等による災害現地の状況
- (6) その他一般住民や被災者に対する必要な情報、注意事項等
 - ア 雨量・河川水位などの情報
 - イ ライフライン（電気、電話、水道など）供給状況
 - ウ 交通機関（鉄道、バスなど）運行状況
 - エ 道路の規制状況
 - オ 学校の休校状況
 - カ 避難に関する情報
 - キ 各関係機関の問い合わせ先 など

3 大規模な災害が発生した際に優先すべき主な広報項目

大規模な災害が発生した際は、被災者の混乱拡大を防止するとともに、被災者の視点に立った広報に留意することとし、主に次表の項目を優先して広報を行う。

【主な広報項目と広報時期】

時期		広報項目
災害発生直後		(1) 緊急事態の宣言
		(2) 災害に関する情報
		(3) 被害情報
		(4) 県、市町村等の体制
		(5) 避難指示等の状況、避難者数
災害拡大期 (～1日後)		(6) 避難所の開設状況
		(7) 医療施設での受入状況
		(8) 災害用伝言ダイヤルの利用呼びかけ
		(9) ライフラインの被害状況及び復旧見込み
		(10) 道路規制の状況及び復旧見込み
		(11) 県、市町村等の活動状況
		(12) 消防・自衛隊等の活動状況
災害沈静期 (1日後～1週間後)		(13) 義援金による協力のお願ひ
		(14) ボランティア受入状況
		(15) 県、市町村が実施する生活支援情報
		(16) 被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）
		(17) 悪徳商法への注意喚起
		(18) 市町村での廃棄物処理の状況
災害復旧期 (1週間後～)		(19) 風評被害対策
		(20) 企業等への支援情報
		(21) 復興状況

【標準的な広報項目と実施主体】

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
(1) 緊急事態の宣言	① 緊急事態の宣言 災害の規模が大きく被害が甚大又は甚大であることが予測される旨を広報 ② 災害救助法の適用 <input type="checkbox"/> 救助を実施する区域（市町村） <input type="checkbox"/> 適用の日時（救助の機関） <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用により迅速かつ十分な救助が行われること ③ 自衛隊の災害派遣の要請 <input type="checkbox"/> 自衛隊の災害派遣の要請日時 <input type="checkbox"/> 自衛隊の災害派遣部隊の到着見込日時	県	
(2) 災害に関する情報	① 気象警報等 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 <input type="checkbox"/> 気象特別警報・警報・注意報 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報 <input type="checkbox"/> 水防警報 <input type="checkbox"/> 指定河川洪水予報 <input type="checkbox"/> 台風情報 <input type="checkbox"/> 今後の気象の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、県治山砂防課、県河川課、県総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）、市町村
	② 地震情報 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 <input type="checkbox"/> 各地点の震度 <input type="checkbox"/> 震源 <input type="checkbox"/> マグニチュード <input type="checkbox"/> 今後の地震発生の見込み等	県	鳥取地方気象台、地震専門家
	③ 津波に関する情報 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨並びに津波へ注意すること、海岸付近に近づかないこと及び高台又は堅牢な物へ避難することへの呼びかけについて広報 <input type="checkbox"/> 大津波警報等 <input type="checkbox"/> 今後の津波の到達予想時刻及び予想される津波の高さ、推移の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、津波専門家
	④ その他災害発生の状況 <input type="checkbox"/> 大規模事故の発生場所・状況・日時・原因等	県、市町村、消防	消防局、市町村、医療機関、原子力事業

	<input type="checkbox"/> 原子力災害の発生場所・状況・日時・原因・今後の進展予想等	局	者、原子力専門家
(3) 被害情報	① 人的被害：市町村ごと ※ 状況が不明な場合はその旨を広報 ※ 必要に応じて概数で発表 <input type="checkbox"/> 死者数 <input type="checkbox"/> 災害関連死者数 <input type="checkbox"/> 行方不明者数 <input type="checkbox"/> 重傷者数 <input type="checkbox"/> 軽傷者数	県	市町村、消防局
	② 住家被害等：市町村ごと ※ 状況が不明な場合はその旨を広報 ※ 必要に応じて概数で発表 <input type="checkbox"/> 住家全壊棟数 <input type="checkbox"/> 住家半壊棟数 <input type="checkbox"/> 住家一部損壊棟数 <input type="checkbox"/> 住家床上浸水棟数 <input type="checkbox"/> 住家床下浸水棟数 <input type="checkbox"/> 非住家被害棟数（非住家、公共建物）	県	市町村、消防局
	③ 公共交通機関の運行状況：運転見合わせ路線・区間 ※ 県は各機関の運行状況を集約・整理して発表 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 航空	県、各公共交通機関	県地域交通政策課、 県観光戦略課、 各公共交通機関
	④ 教育関係被害 <input type="checkbox"/> 文教施設の施設被害（箇所数・被害額） <input type="checkbox"/> 休校状況 <input type="checkbox"/> 教職員・児童生徒の安否・被害状況	県教育委員会、市町村	県教育委員会、市町村、学校
	⑤ その他の被害等 <input type="checkbox"/> 公共土木施設被害（箇所数・被害額） <input type="checkbox"/> 農林水産業施設被害（箇所数・被害額）	県	県、市町村
(4) 県、市町村等の体制	① 各機関の体制：設置・廃止時間（警戒体制・警戒本部・災害対策本部・現地災害対策本部等） ※ 県は各機関の体制を集約・整理して広報 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 警察本部 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> その他防災関係機関	県、警察本部、市町村、消防局、その他防災関係機関	県、警察本部、市町村、消防局、その他防災関係機関
(5) 避難指示等の状況、避難者数	① 市町村の避難指示等の発出の状況：市町村ごと（対象地区・世帯数・人数・避難場所・事由） <input type="checkbox"/> 高齢者等避難 <input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 緊急安全確保 ② 住民の避難状況：市町村ごと（現況・延べ数） <input type="checkbox"/> 避難指示による避難者数（世帯数・人数・避難所） <input type="checkbox"/> 自主避難による避難者数（世帯数・人数・避難所）	県、市町村	市町村
(6) 避難所の開設状況	① 避難所の開設状況：市町村ごと ※ 県は市町村の避難所開設状況を集約・整理して広報 <input type="checkbox"/> 避難所の名称・所在地・福祉避難所 <input type="checkbox"/> 避難に当たっての注意事項（給水・トイレ・食料の配給等）	県、市町村	市町村
(7) 医療施設での受入状況	<input type="checkbox"/> 医療機関の被害状況 <input type="checkbox"/> 負傷患者受入の可否	県	医療機関
(8) 災害用伝言ダイヤルの利用呼びかけ	<input type="checkbox"/> 電話の輻輳により被災地との連絡が取りにくくなっていることから、声で伝言の登録ができる「災害用伝言ダイヤル」や、携帯電話を使って安否状況の確認ができる「災害用伝言板サービス」の利用を呼びかける。	県	(各通信事業者)
(9) ライフラインの被害状況及び復旧見込み	① ライフライン被害の状況：市町村ごと ※ 詳細情報が不明な場合はその旨及びおおよその市町村・地域等を広報 ※ 必要に応じて概数で発表 <input type="checkbox"/> 停電（停電戸数：現状・延数・復旧見込） <input type="checkbox"/> 電話不通（影響戸数：現状・延数・復旧見込） <input type="checkbox"/> 水道被害（影響戸数：現状・延数・復旧見込） <input type="checkbox"/> 下水道被害（影響戸数：現状・延数・復旧見込）	県、各ライフライン事業者機関	県、各ライフライン事業者機関
(10) 道路規	① 道路の状況	県、道路	県道路企画課、道路管

制の状況及び復旧見込み	※ 県は路線数・箇所数を集計して広報 <input type="checkbox"/> 全面通行止（路線名・通行止箇所・復旧見込・迂回路・孤立集落情報） <input type="checkbox"/> 片側通行止（路線名・通行止箇所・復旧見込） <input type="checkbox"/> 高速道路（路線名・通行止箇所・復旧見込）	管理者	理者（県土整備事務所・総合事務所県土整備局、中国整備局各道路事務所、市町村、西日本高速道路）
(11) 県、市町村等の活動状況	① 県の活動状況 <input type="checkbox"/> 県本部会議で決定した災害応急対策の実施方針 <input type="checkbox"/> 食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の確保及び供給 <input type="checkbox"/> 各被災市町村への応援状況 <input type="checkbox"/> 県管理施設の復旧状況	県	県
	② 市町村の活動状況 <input type="checkbox"/> 市町村災害対策本部会議で決定した災害応急対策の実施方針 <input type="checkbox"/> 食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の住民への配分状況 <input type="checkbox"/> 市町村管理施設の復旧状況	県、市町村	市町村
(12) 消防・自衛隊等の活動状況	① 消防局の活動状況 <input type="checkbox"/> 配備動員人数・活動期間 <input type="checkbox"/> 消火・救助の実施状況	県、市町村	消防局
	② 消防団の活動状況 <input type="checkbox"/> 配備動員人数・活動期間 <input type="checkbox"/> 水防活動の実施状況 <input type="checkbox"/> 消火・救助の実施状況 <input type="checkbox"/> その他避難所警備等の実施状況等	県、市町村	市町村
	③ その他防災関係機関の活動状況等 <input type="checkbox"/> 県警本部 <input type="checkbox"/> 自衛隊 <input type="checkbox"/> 海上保安庁 <input type="checkbox"/> その他国の機関 <input type="checkbox"/> 応援他都道府県・市町村	県、市町村	各防災関係機関
(13) 義援金による協力のお願	※ 物資ではなくできれば義援金による支援をお願いする旨を記載 <input type="checkbox"/> 義援金募集窓口 <input type="checkbox"/> 義援金募集期間 <input type="checkbox"/> 義援金受付方法	県、市町村、NHK、日赤鳥取県支部	県、市町村、NHK、日赤本部
(14) ボランティア受入状況	<input type="checkbox"/> 必要となるボランティアの種類・場所・人数 <input type="checkbox"/> ボランティアの活動人数・活動場所・活動内容 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターに関する情報（検討状況、開設状況、連絡先等）	県、市町村、ボランティアセンター、県社協、市町村社協	ボランティアセンター、県社協、市町村社協
(15) 県、市町村が実施する生活支援情報	<input type="checkbox"/> 給水情報 <input type="checkbox"/> エコノミークラス症候群への注意 <input type="checkbox"/> 仮設入浴施設等の情報 <input type="checkbox"/> 簡易トイレ等の配布に関する情報 <input type="checkbox"/> 生活再建施策に係る手続き・窓口 <input type="checkbox"/> 防疫に関する注意事項 <input type="checkbox"/> 災害相談窓口の設置	県、市町村	県、市町村
(16) 被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）	<input type="checkbox"/> 建物・宅地の応急危険度判定の実施（無償） <input type="checkbox"/> 建物の被害認定・罹災証明の発行手続き（無償） <input type="checkbox"/> 被災度区分判定については被災者の必要に応じて業者と契約して実施すること（有償）	県、市町村	県、市町村
(17) 悪徳商法への注意喚起	<input type="checkbox"/> 悪徳商法への注意喚起	県、警察本部、市町村	県、警察本部、市町村
(18) 市町村	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理状況（市町村ごとの処理量）	県、市町村	県、市町村

での廃棄物 処理の状況	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理に当たっての注意事項（処理方法・費用 負担等）	村	
(19) 風評被 害対策	<input type="checkbox"/> 風評被害対策の実施状況 <input type="checkbox"/> 放射線モニタリングの評価結果（原子力災害のみ）	県、市町 村	県、市町村
(20) 企業等へ の支援情報	<input type="checkbox"/> 貸付・融資・猶予等の支援対策の状況（要件・手続き ・窓口等）	県、市町 村	県、市町村
(21) 復興状況	<input type="checkbox"/> 災害復興状況 <input type="checkbox"/> 災害復興イベント等の実施状況	県、市町 村	県、市町村

4 実施時期

- (1) 広報は、被害情報等を入手・集約後、速やかに実施するものとする。
- (2) 大規模な災害等、継続的に資料提供を行う場合は、時間を定めて実施するものとする。

5 報道機関への災害関係情報の発表

- (1) 実施要領
 - ア 県本部設置時
県本部が設置された場合にあっては、県本部事務局が広報課と連携し、報道機関に対して情報発表する。
 - イ それ以外の場合
 - (ア) 災害情報等、発表等に係る資料は、原則として危機管理局で調整し、広報課に提出する。
 - (イ) 被害が一の実施部に限られる場合等においては、当該実施部の担当課が広報課及び危機管理局の各課とあらかじめ協議の上、当該実施部で行うことができるものとする。この際、当該担当課は、必ず広報課に連絡するとともに、危機管理局に資料を提出する。
 - (ウ) 報道機関に対する記者発表や資料提供に係る調整は、広報課が行うものとする。この場合、広報課は、報道事項及び内容等について関係部課と十分連携を図るものとする。
 - a 広報課は各報道機関への利用可能な連絡方法（FAX等）の確認、確保を行うとともに、災害対策本部が設置されている場合は、取材記者に見合った取材スペースを確保し、また、必要に応じ近隣に臨時記者室、臨時会見室を設ける。
 - b 広報課は、必要に応じ各部課に対し、災害現地の写真又は映像等の収集を求めることができる。
 - (エ) 夜間・休日に資料提供する必要がある場合等においては、広報課とあらかじめ協議の上、危機管理局の各課で行うことができるものとする。

6 報道機関への放送の要請

県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理局）は、特に必要がある場合は、「災害時における放送の要請に関する協定」に基づき報道機関への放送要請を行う。

7 報道機関と連携した広報の実施

県本部事務局は、災害時において被災者へ支援情報などを周知する場合、必要に応じて報道機関と相互連携して、住民広報に取り組むものとする。なお、山陰両県の県及び市町村、ラジオ局（エフエム山陰、山陰放送）等が参画している「災害防災情報発信協議会」では、行政、公共機関、ラジオ局が連携し、ラジオを活用した災害時の情報発信や啓発番組の製作等に取り組むこととしている。

8 県ホームページでの県民への情報提供

- (1) 報道機関に資料提供を行った資料については、原則、県危機管理ホームページにおいて県民への情報提供を行う。
- (2) 避難指示の発出等、県民へ早急に伝達が必要な事項については、報道資料提供を待たずして早急に情報提供を行う。
- (3) 県（令和新時代創造本部）は、災害発生時において、アクセスの集中により県のホームページへの接続障害が懸念される場合には、岡山県との「災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定」（資料編参照）に基づき、岡山県に対し、一時的代替サイトの開設を依頼する。

第3節 警察本部の広報

被災地における各種犯罪の予防、相談への対応をはじめ、各種警察活動により把握した災害関連情報等を、警察広報紙、県警ホームページ等を通じて広く住民に提供し、被災地域の安全、安心の確保を図る。

第4節 市町村の広報

1 広報手段

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、市町村防災行政無線、広報車、災害対応自動販売機の電光掲示板、あんしんトリピーメール、[防災アプリ](#)、報道機関及び広報媒体（ホームページなど）、緊急速報（エリア）メールのほか、Lアラート（災害情報共有システム）などを活用し、住民に対して広報活動を行う。

2 広報項目

市町村は、次の事項について、その都度、又は必要に応じて住民に対して広報を行う。

- (1) 気象の状況に関すること
- (2) 災害の状況に関すること
- (3) 避難に関すること（避難指示等の避難情報、受入れ施設）
- (4) 応急対策活動の状況に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道等の復旧、電話の利用と復旧）
- (5) その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）
（給水、給食、電気・ガス・水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

3 県への要請

市町村は、必要に応じ、報道機関への資料提供等について県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理局）に要請するものとする。

第5節 防災関係機関における広報活動

- 1 防災関係各機関においても、当該機関が所掌する事務又は業務に関し、積極的に災害広報活動を行うものとする。
- 2 特に必要があるときは、県（県本部事務局又は危機管理局）、市町村及び報道機関に広報を要請する。

第6節 広聴活動計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、県及び各防災関係機関は次により広聴活動を実施するものとする。

1 県における広聴活動

- (1) 総合窓口の設置
 - ア 県（地域づくり推進部）は、通常の相談窓口に加え、必要に応じ災害関連の総合窓口を設置し、各種問合せに速やかに対応するとともに、関係部局及び関係機関の窓口業務を把握しておき、内容に応じて適切な相談窓口を紹介するものとする。
 - イ 県本部設置時においては、県本部事務局と連携し、情報提供、相談業務等を行うものとする。
- (2) 広聴活動に当たっては、関係課とも連携し、効果的な情報提供、相談業務等を行うものとする。
- (3) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。
- (4) 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

2 市町村における広聴活動

- (1) 被災者相談窓口の設置
 - ア 市町村は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。
 - イ また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。
- (2) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。
- (3) 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

3 防災関係機関における広聴活動

各防災関係機関においては、当該機関が所掌する事務又は業務に関連する問い合わせについて、速やかな対応に努めるものとする。

4 県内行政機関等による相談窓口の設置

鳥取行政監視行政相談センターは、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、被災者等からの各種相談、問い合わせ等に応じるための総合的な相談窓口（県内行政機関等で構成）を開設する。

県（地域づくり推進部）及び市町村は、県内行政機関等申し合わせに基づき、相談窓口の運営に協力するものとする。

5 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、[個人情報保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例](#)の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節 個人情報の取扱いを参照）

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への広報手段、広報項目
- 2 被災者相談窓口の設置

第5章 通信の確立

（NTT西日本、NTTドコモ中国支社、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、県危機管理局、県総務部）

第1節 目的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実にを行うことを目的とする。

第2節 災害時の通信

1 災害時の通信手段

災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

種類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	・停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT加入電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・回線の切断時は不通。停電時は一部不通。
携帯電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。（メール通信は比較的有効。） ・中継局の設備破損や停電時は不通。（数時間は予備バッテリー）
衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT加入電話（災害時優先）	・指定電話のみ使用可。
携帯電話（災害時優先）	・一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

（その他の使用可能な通信手段は、別表「通信手段一覧」を参照）

また、県本部が応急業務を行うために要するものを優先的に復旧するため、電子メール、とりネット（県ホームページ）等の連絡及び情報発信手段を復旧させるものとする。なお、具体的な復旧システムの優先度は、発生した災害等の内容や季節等により、県本部が判断し、時期調整などを行うものとする。その上で、県庁業務の基盤的なシステムを順次復旧させるものとする。

区分	摘要
連絡手段	①電子メール ②鳥取県災害情報配信システム ③とりネット（鳥取県ホームページ）
県庁業務の基盤的なシステム	①基幹系業務システム（財務、税務、給与） ②グループウェア（ロータスノート）

2 通信手段の確保

国、公共機関、県、市町村などの及び事故災害においては関係事業者等は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場等に配置する。また、国（総務省）に直ちに連絡するものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

3 県の通信体制の確立

（1）県庁舎、県本部の通信体制の確立

ア 県本部設置時には、通信断絶時に備え、衛星携帯電話を立ち上げるとともに、連絡先を関係機関に周知するものとする。

イ NTT回線の輻輳による通話規制に伴い、県庁舎内でも電話が輻輳するおそれがある場合には、災害時優先電話以外を規制することで必要な通信を確保するよう、県庁構内の電話交換機を災害優先回線モードに切り替えるものとする。

（2）被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県本部又は支部から市町村に派遣する職員（情報連絡員、災害時派遣チーム構成員）は、**県本部及び支部に配備している衛星携帯電話等の及び通信機器情報収集端末**を用いて県本部又は支部との通信連絡を行う。

（3）通信ネットワークの確保

災害等の発生時の応急対応を的確かつ速やかに実施するため、次の機関について優先的に通信手段を確保する。

機関	通信手段
警察本部	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
市町村	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
消防局	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ

陸上自衛隊（第8普通科連隊）	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
第八管区海上保安本部	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
各総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
防災航空センター	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）

機関	通信手段
国（消防庁）	中央防災無線、消防防災無線、電話（固定、携帯、衛星）
全国知事会・中国知事会	電話（固定、携帯、衛星）
関西広域連合	電話（固定、携帯、衛星）
災害時応援協定カウンターパート県（島根県、徳島県、岡山県）	消防防災無線、電話（固定、携帯、衛星）
日本赤十字社	電話（固定、携帯、衛星）
災害拠点病院	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
テレビ、ラジオ等報道機関	電話（固定、携帯、衛星）、防災行政無線（MCA）
ライフライン事業者	中央防災無線、電話（固定、携帯、衛星）

4 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

総務省中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を確保するための「災害対策用移動通信機器」と被災地や避難所等住民への災害支援や生活情報等の提供を支援する「臨時災害放送局用機器」を配備し、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

また、災害発生による通信・放送設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、防災行政無線を運用する地方公共団体等に移動電源車を貸し出し、通信の確保を行う体制を整備している。

県及び市町村は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受け申請を総務省中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器等の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動通信機（衛星携帯電話・MCA・簡易無線）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1,500台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車1台 （発電容量100kVA）	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
	臨時災害放送局用機器（FM局）	機器貸与：無償 運用経費：要	1台	他の総合通信局に配備されている臨時災害放送機器についても貸与可能である。
KDDI中国総支社	携帯電話		約100台	・電話による要請で調達可能。
	衛星携帯電話		約10台	
NTTドコモ中国支社	携帯電話		280台（うち鳥取支店30台）	・電話による要請で調達可能。 ・不足した際には本社、他支社より調達
	衛星携帯電話		105台（うち鳥取支店10台）	
ソフトバンク	携帯電話・衛星携帯電話等		全国で1500台、台数は災害規模・他地域の状況により判断	
楽天モバイル	携帯電話・衛星携帯電話等		全国で150台（内訳：携帯電話100台、衛星携帯電話50台）、台数は災害規模・他地域の状況により判断	

* 電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

5 ネットワーク機器等の予備資機材等の借受

県（総務部）は、災害等の発生により情報通信ネットワーク、情報システムに支障が生じた場合には、必要に応じて岡山県との「災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定」（資料編参照）に基づき、岡山県に対し、岡山県が所有・保管している光ファイバーケーブル及びネットワーク機器等の予備資機材やパソコン等の予備機材の借受について依頼するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時の市町村の通信体制の確立
- 2 災害対策用移動通信機器等の借受

別表「通信手段一覧」

(県庁からの発信の場合)

通信手段	県庁電話 通信可否	使用可能施設	通信可能な相手			備考
			中央 省庁	都道 府県	総合事務所・市町 村・消防・自衛隊米 子、航空センター	
県防災行政無線設備（地上系・衛星系）	○	総合事務所（東部においては東部庁舎）、市町村、消防局、自衛隊等	○	○	○	防災行政用
電気通信事業者回線設備（一般）	○		○	○	○	
〃（災害時優先）	△（指定電話のみ）		○	○	○	一般回線輻輳時に、通話制限がかけられにくい
国土交通省通信設備（中央防災無線）	○	内閣府等中央省庁、指定行政機関等	○	×	×	国の通信網（都道府県は、国との緊急連絡用に利用）
〃（消防防災無線）	○	消防庁、都道府県	○	○	×	消防防災用
〃（水防無線）	○	国土交通省機関、都道府県等	○	○	△	水防道路用
警察通信設備	×	警察本部等警察機関	○	△	△	警察用
海上保安部通信設備	×	境海上保安部等海上保安庁機関	○	△	×	海上保安用
電力通信設備	×	中国電力鳥取支社等	○	△	△	電気事業用
鉄道通信設備	×	鳥取駅、米子駅等	×	×	△	鉄道軌道事業用
消防用通信設備（鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県西部広域行政管理組合）	×	各管内の消防局施設等	×	×	△（管内のみ）	消防用
気象庁通信設備	×					気象用
自衛隊通信設備	×					防衛用

○中央防災無線

国の災害対策を円滑に実施するため、内閣府を中心に指定行政機関（中央省庁等 26 機関）、指定公共機関（NTT、NHK、電力等 49 機関）、防災関係機関等を結ぶ無線通信網

○消防防災無線

総務省消防庁と全都道府県の間を結ぶ無線通信網

△・・・最寄りの使用可能施設への使送が可能

災害応急対策編（共通）

第4部

防災関係機関の連携推進計画

第1章 応援活動の調整

（第八管区海上保安本部、自衛隊、県危機管理局、警察本部、消防局、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 受入体制の確立

1 県の受入体制の確立

- (1) 県本部事務局は、関係機関や国の情報先遣チーム等の応援又は派遣を受ける場合、県庁内外に連絡要員等の受入スペース及び通信機器等を確保又は設置し、受入体制を確立するものとする。
- (2) 県本部での受入が想定される機関のうち主なものは以下のとおり
ア 自衛隊 イ 海上保安庁 ウ 緊急消防援助隊 エ 中国地方整備局 オ 政府情報先遣チーム
カ 中国ブロック、四国ブロック キ 兵庫県 ク 徳島県 ケ DMAT
- (3) また、必要に応じて、現地本部における受入体制を同様に確立するものとする。

2 市町村の受入体制の確立

市町村は、国や関係機関等の応援を受ける場合、必要に応じて市町村役場庁舎等に連絡要員の受入スペースを確保し、受入体制を確立するものとする。

3 政府の現地対策本部との連携の確立

- (1) 県及び市町村は、政府の現地対策本部が設置された場合は、調整の上、庁舎内等に受入れスペースを確保するとともに、政府の支援活動が円滑に行われるよう、密接な連携体制の確保に努めるものとする。
- (2) また、災害対策本部会議や、現地対策本部との合同会議等を通じて、関係機関も含め、情報の共有と状況認識の統一を図るものとする。
- (3) 政府の現地対策本部は、次の構成員とされている。
ア 現地対策本部長 内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害の場合は担当省庁の副大臣又は大臣政務官）
イ 本部長 本省庁の課長級職員又は地方行政機関の部長級職員

第3節 関係機関調整会議の開催

県本部事務局は、警察本部・消防・海上保安庁・自衛隊等の複数の機関から応援を受けた場合は、部隊の活動区域、活動内容等を調整するため、「関係機関調整会議」を適宜開催し、迅速的確な応急活動の実施を図る。

1 開催目的

関係機関による各種災害応急活動が円滑に実施されるため、活動を調整することを目的とする。

2 開催時期

応援を受ける際、又は応援を受けた早期の段階に開催することとし、以降は必要に応じて開催する。

3 開催場所

開催場所は、次のいずれかの場所とする。

- (1) 県本部
- (2) 支部
- (3) 現地本部
- (4) その他関係機関で協議の上定めた場所

4 参加者

- (1) 県本部事務局（主催）
- (2) 次の各応援機関の連絡責任者等
ア 警察本部 イ 緊急消防援助隊指揮支援部隊長、代表消防機関（東部消防局又は西部消防局）及び被災地消防局 ウ 陸上自衛隊 エ 海上自衛隊 オ 航空自衛隊 カ 海上保安庁 キ 鳥取地方気象台 ク DMAT ケ 中国地方整備局 コ 政府の現地対策本部
- (3) 県実施部の連絡責任者
ア 令和新時代創造本部 イ 福祉保健部 ウ 県土整備部 エ その他必要な部局
- (4) その他県本部が必要と認める者

5 調整内容

- (1) 情報共有
ア 被災状況（建物被害、人的被害）
イ 被災者の要求事項
ウ 地震活動状況又は気象状況
エ 各応援機関の活動状況（体制、装備、通信体制）

- オ 道路等の交通施設の状況
- カ 県、市町村の受援体制
- (2) 部隊の活動区域、活動内容の調整
 - ア 活動区域、活動内容等（被災状況、時間の経過に伴い内容が異なる）
 - (ア) 情報収集活動
 - (イ) 消火、救出救助、避難誘導、捜索の活動
 - (ウ) 物資の供給、生活救援
 - (エ) 住宅応急復旧 等
 - イ 部隊進入要領、到着日時、活動拠点
- (3) 部隊増援の必要性
- (4) 航空運用調整班設置の必要性
- (5) 撤収時期、撤収要領

6 活動拠点の確保

- (1) 活動拠点については、関係機関調整会議においてあらかじめ定めた候補地から選定するものとする。
- (2) 各応援機関又は県本部事務局は、施設の被害状況、避難者等の状況を勘案して選定し、次の区分に従い、使用方法等について施設管理者又は所有者と調整するものとする。
 - ア 自衛隊の災害派遣に係る受援・・・県本部事務局
 - イ 緊急消防援助隊に係る受援・・・活動拠点等を管轄する消防局
- (3) 各受援計画であらかじめ定められた活動拠点等のうち、主なものは次表のとおり。

地区	活動拠点等	地上部隊		航空部隊		海上部隊
		緊急消防援助隊	自衛隊	緊急消防援助隊	自衛隊	自衛隊
東部地区	砂丘県営駐車場（鳥取市福部町）	●				
	ヤマタスポーツパーク（鳥取市布勢）	●				
	鳥取港（鳥取市港町）	●				●
	千代川市民スポーツ広場（鳥取市古市）	●				
	倉田スポーツ広場（鳥取市円通寺）	●				
	用瀬運動公園（鳥取市用瀬町）		●		●	
	鳥取空港（鳥取市湖山町西）			●	●	
中部地区	道の駅琴の浦琴浦パークキング （琴浦町別所）	●				
	お台場公園（北栄町由良宿）	●				
	東郷湖羽合臨海公園（南谷地区）（湯梨浜町南谷）	●				
	天神川河川防災ステーション（倉吉市福守町）	●				
	倉吉市営ラグビー場（倉吉市駄経寺町）	●				
	倉吉市関金総合運動公園（倉吉市関金町関金宿）	●				
	久米農村広場（倉吉市福富）		●			
倉吉市陸上競技場（倉吉市葵町）				●		
西部地区	鳥取県消防学校（米子市流通町）	●				
	米子市東山運動公園補助グラウンド（米子市東山町）	●				
	米子市東山運動公園スポーツ広場（米子市車尾）	●				
	米子市淀江運動公園スポーツ広場（米子市淀江町西原）	●				
	米子市弓ヶ浜公園（米子市両三柳）	●				
	境港市民スポーツ広場（境港市夕日ヶ丘）	●				
	旧鳥取県立境港水産高校グラウンド（境港市中野町）	●				
	南部町西伯カントリーパークグラウンド（南部町能竹）	●				
	南部町民運動場（南部町浅井）	●	●			
	米子空港（境港市小篠津町）			●	●	
	米子市営湊山球場（米子市久米町）				●	
	境港（境港市大正町）					●
	伯耆町民グラウンド（伯耆町大殿）	●				
	伯耆町立溝口中学校グラウンド（伯耆町長山）	●				
	伯耆町総合スポーツ公園グラウンド（伯耆町大原）	●				
大山町大山農村広場（大山町今在家）	●					
大山町名和総合運動公園（大山町名和）	●					

大山町中山運動場（大山町下甲）	●				
日南町総合運動場（日南町生山）	●				
日南町立日野上小学校跡地（日南町三栄）	●				
日野町立日野中学校グラウンド（日野町野田）	●				
江府町総合グラウンド（江府町大字州河崎）	●				

※地上部隊の活動拠点については、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣規模、災害発生場所等により、緊急消防援助隊の活動拠点を自衛隊が使用することがある。

第4節 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、消防局、消防団、警察、県、市町村等の関係機関・団体及び地域住民が混在し、合同で活動する機会が多いことから、各関係機関・団体の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ、活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努めたり、必要に応じて合同調整を行う場を設置する等、十分な連携を図るものとする。

第5節 防災関係機関の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

1 東部広域行政管理組合消防局

配備基準	配備体制	対応等
震度3	警戒配備体制	準備体制又は警戒体制をとる
震度4	災害配備体制	第1配備 増強隊、偵察隊を編成し災害活動実施
震度5弱～5強		第2配備 地震災害等消防対策本部を設置 初動活動及び情報収集実施
震度6弱以上		第3配備 第2配備までの体制に加え、応援受援体制をとる

2 中部ふるさと広域連合消防局

配備基準	配備体制	対応等
震度1～4	震災準備体制	地震情報の内容に応じ地震災害警防本部を設置
震度5弱以上	震災出動体制	地震災害警防本部を設置
震度4以上	警防本部	第1次運用 被害情報収集及び警戒体制
震度5弱以上		第2次運用 特別警戒体制
震度5強・6弱		第3次運用 地震災害警防本部、指揮本部を設置
震度6強以上		第4次運用 応援受援体制

3 西部広域行政管理組合消防局

配備基準	対応等
震度4	消防局警戒本部を設置
震度5弱以上	消防局指揮本部を設置

4 警察本部

配備基準	配備体制	対応等
震度4～5弱	準備体制	災害警備連絡室を設置
震度5強以上	警戒体制又は非常体制	総合災害警備本部、特別災害警備本部又は非常災害警備本部を設置 (被害の程度により配備体制、本部長が異なる)

5 自衛隊（第8普通科連隊等）

- (1) 震度5強以上で直ちに航空偵察を実施する。なお、状況により地上偵察を実施する。
- (2) 発生した事態に応じて、自治体に連絡員を派遣する。

6 第八管区海上保安本部（境海上保安部）

配備基準	対応等
震度5強	職員の自主参集
震度6弱以上	災害対策本部を設置

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関等の応援の受入体制の確立
- 2 現場活動における関係機関相互の連携

第2章 資機材等の調達及び受援

（中国地方整備局、県危機管理局、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第2節 資機材の調達受援

1 実施機関

- (1) 応急対策に必要な資機材は、原則として県、市町村、各実施機関が各々調達するものとする。
- (2) 県（実施部）は、あらかじめ把握している調査結果を基に、県内の防災関係機関及び建設業者等が保有する資機材の現況把握を行う。
- (3) 県（実施部）は、必要に応じて上記の資機材から緊急調達又は技能者等要員等の応援要請するものとする。（市町村から応援要請があったときを含む）
- (4) 必要に応じて、市町村が使用する資機材を、県が一括して調達するものとする。
 - ア 複数市町村及び複数現場で大規模に被災し、調達要請が輻輳するおそれがあるとき等は、県が、調達元、調達先、調達数量などの総合的な調整を行う。
 - イ 市町村等の要請元に対して県が一括して調達する旨を連絡し、必要な資機材を県に申し出るよう助言。
- (5) 県（実施部）は、県内調達で不足するとき、中国地方整備局等関係指定地方行政機関及び西日本高速道路（株）に対する応援要請により所要の資機材の確保を図る。
- (6) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、必要に応じ、自衛隊に対する災害派遣要請等により応急対策を図る。

2 資機材等の応援要請

- (1) 建設業者等に対する応援要請
 - ア 建設業者等との提携

県は、資機材及び技能者等要員の調達、提供について各県土整備事務所・県土整備局ごとに、建設業協会、造園建設業協会及び管工事業協会、石油商業組合との協定に基づき、応援要請を行う。
 - イ 調達資機材等の集積及び技能者等要員の派遣場所

県と建設業協会等との協定により調達された資機材の集積場所及び技能者等要員の派遣場所は県の指示する場所とする。
- (2) 中国地方整備局に対する応援要請
 - ア 県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、中国地方整備局（**統括防災官室企画部防災課**）に対し、同整備局所管の災害対策用の建設機械等の~~（無償）~~貸付要請を行うものとする。
 - イ オペレーター等の費用については、原則として要請側の負担とする。
- (3) 西日本高速道路（株）に対する応援要請
 - ア 県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、西日本高速道路（株）中国支社に対し、同社及びグループ会社等の建設機械等の提供について要請するものとする。
 - イ 資機材の提供に係る費用は、原則として要請側の負担とする。

3 資機材等の調達・受援及び運用等に係る調整

- 県（県土整備部）は、必要に応じ、資機材等の調達・受援及び運用などについて調整を行う。
- (1) 複数の地区で必要な資機材等について、優先的、重点的に投入する地区などの調整
 - (2) 被災者の救出救助と道路の応急復旧など、複数の用途で同時に必要となる資機材に係る調整
 - (3) 道路管理者など、複数の機関で同時に必要となる資機材に係る調整

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 資機材等の調達及び受援

第3章 自治体の広域応援

(県危機管理局、県令和新时代創造本部、市町村)

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 県内自治体の相互応援

1 県内自治体への応援要請

- (1) 被災市町村は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第67条、第68条の規定及び相互応援協定に基づき、県（県本部事務局又は危機管理局）及び被災地外の県内市町村に応援を要請する。
- (2) 応援の種類は以下のとおり
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
 - エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - オ 被災者を一時受入れするための施設の提供
 - カ その他特に要請のあった事項
- (3) 応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。（後日、文書を提出）
 - ア 被害の状況
 - イ 応援を要する物資等の品名、数量等
 - ウ 応援を要する職種別人員
 - エ 応援職員を一時受入れするための施設の規模
 - オ 応援場所及び応援場所への経路
 - カ 応援の期間
 - キ その他必要な事項
- (4) また、被災地外の市町村は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を持たずに必要な応援を行うものとする。（被災市町村からの要請があったものとみなす。）

2 連携備蓄の応援

- (1) 被災市町村は、発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（県本部事務局又は危機管理局）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。
- (2) 被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。
- (3) 被災地外の市町村は、一定以上の震度の地震の発生等大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

3 費用負担

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。
- (2) 応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

第3節 県外自治体への応援要請

1 災害発生時の県外自治体への応援要請

- (1) 県（県本部事務局）は、大規模な災害等が発生し、県内の防災力のみでは十分な応急措置をとることができず必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条の規定又は各相互応援協定に基づき、他都道府県に応援を求める。

なお、応援要請の順序及び基準の目安は次のとおり。（この際、それぞれの協定は他の協定による応援を妨げるものではないことに留意。）

- ア 中国ブロックの県、兵庫県、徳島県
県内の人員・物資では、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき
 - イ 四国ブロックの県（中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定）
中国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき
 - ウ 他ブロック都道府県（全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）
中国・四国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき
- (2) 応援要請に係る手順
 - ア 応援要請は、電話、ファクシミリその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。

- イ 応援要請に当たっては次の事項を明確にし、応援が迅速、確実に実施できるようにする。
- (ア) 応援を必要とする理由、業務の種類、場所、数量（災害応急対策要員、労務、機械、物資）
 - (イ) 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時、応援を必要とする期間等
 - (ウ) その他応援に関し必要な事項
- ウ 必要に応じてブロックの幹事県に対して、広域応援の調整業務を行う職員の派遣を求めるものとする。
- エ 県内の被災市町村から、短期の事務要員に係る人的支援の要請等があった場合は、県（県本部事務局）は、総務省及び同省の「応急対策職員派遣制度」におけるブロック幹事県にその旨を連絡し、必要に応じて当該システムによる対口支援の実施について調整を行うものとする。

2 主な応援業務

- (1) 災害時における職員派遣（看護師、保健師、応急危険度判定要員、被災度判定要員等）
- (2) 災害時における物資の提供（毛布、ブルーシート、紙おむつ等の生鮮品以外の物資等）

3 応援費用の負担

応援に要した経費は、原則として要請県（要請市町村）の負担とするが、応援業務の内容により所要経費が極めて軽微なものについては、協定により応援実施者の負担とすることができるようにする。

第4節 中国ブロックにおける広域支援体制

1 カウンターパート制による支援

- (1) 中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合、中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を実施する。
- (2) 支援担当県は、以下のとき支援対象県と相互に連絡し、被害状況等の情報共有を開始する。
 - ・支援対象県に災害対策本部が設置されたとき
 - ・支援対象県で、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
 - ・支援対象県で、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき
- (3) 支援担当県は、以下のとき支援対象県に情報連絡員を派遣し、情報収集を行う。
 - ・支援対象県から支援担当県に支援要請の意向が示されたとき
 - ・支援担当県が支援が必要と判断し情報連絡員派遣の申し出を行い、支援対象県がその受入れを了承したとき
 - ・通信途絶等により、支援対象県の被害状況等の情報を収集することが困難な場合で、支援対象県に甚大な被害が推測されるとき

※支援担当県が支援対象県に情報連絡員を派遣したときには、中国地方知事会会長県にその旨を連絡する。

[カウンターパート制による支援順位]

支援対象県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

[広域応援担当部局連絡先（令和5-3年1月現在）＊勤務時間内に限る]

連絡担当部局	島根県	岡山県	広島県	山口県	全国知事会
	防災危機管理課	危機管理課	危機管理課	防災危機管理課	調査第二部
電話（NTT）	0852-22-5885	086-226-7385	082-513-2786	083-933-2360	03-5212-9131
FAX（NTT）	0852-22-5930	086-225-4659	082-227-2122	083-933-2408	03-5212-9129
電話（衛星）	032-300-25885	033-101-2572	034-101-2784	035-201-2360	048-300-9-5092
FAX（衛星）	032-300-25930	033-101-5730	034-101-119	035-201-2408	048-300-9-5169
電話（消防無線）	32-25885	33-2572	34-84	35-7-2360	—
FAX（消防無線）	32-25930	33-5730	34-89	35-7-2408	—

＊勤務時間外の連絡先については、全国知事会作成の担当部局名簿による。

2 中国5県広域支援本部による支援

- (1) 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援の実施のため、中国地方知事会会長県に必要に応じて中国5県広域支援本部を設置する。
- (2) 中国5県広域支援本部に対する支援の要請は、被災県から中国地方知事会の会長県に対し、所定の方法により行う。
- (3) 中国5県広域支援本部は、中国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う。
- (4) 被災県以外の各県は、必要に応じて広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整

の下、被災県が必要とする支援を行う。

- (5) 支援担当県は、被災地ニーズ、支援状況等を広域支援本部に報告する。

第5節 全国知事会における広域相互応援体制

1 全国知事会による情報収集

いずれかの都道府県で、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、災害対策都道府県連絡本部を設置し、被災県及び被災県が所属するブロック知事会の幹事県などから被災情報等の収集を行う。

2 全国知事会による応援

(1) 被災県は、広域応援の要請をしようとするときは、自らが所属するブロック知事会幹事県に対し、被害状況等を報告するとともに所定の方法により応援要請を行う。ブロック知事会幹事県は、ブロック内での支援では対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行う。

(2) 全国知事会は、被災県が所属するブロック知事会幹事県から応援要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、各都道府県に対して応援の要請を行う。

3 他都道府県の応援実施のための情報収集

他県等で、次のいずれかの災害が発生した場合は、県（危機管理局）は、中国ブロック幹事県等を通じて被害程度や応援の必要性等の情報収集を実施し、必要であれば中国ブロック幹事県を通じて応援を実施する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき
 (2) 自衛隊又は緊急消防援助隊の派遣を伴う災害が発生したとき

第6節 大規模災害発生時における県内市町村への応援の要請

大規模災害発生時において、県は、被災都道府県からその区域内の被災市町村に対する応援職員の派遣要請を受けた場合、災害対策基本法の規定に基づき、県内市町村に対し当該被災市町村の応援を求めることができる。

県内の市町村からの応援職員だけでは、被災市町村からの要請に対応できない場合は、必要に応じて、県外自治体に応援要請を行う。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時の県及び県内市町村への応援及び応援の要請
 - (1) 応援の種類
 - (2) 応援要請の方法
 - (3) 緊急を要する場合の自主応援
- 2 災害発生時の県外の市町村への応援及び応援の要請
 - (1) 応援の種類
 - (2) 応援要請の方法
 - (3) 緊急を要する場合の自主応援
- 3 連携備蓄の応援

第4章 消防活動

(消防局、市町村、県危機管理局、警察本部)

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 消防活動

消防局、市町村、県等は、災害発生時に、県民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

1 実施機関及び活動内容

(1) 消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ア 情報収集伝達活動 | イ 火災防御活動 | ウ 救助活動 |
| エ 救急活動 | オ 水防活動 | カ 住民の避難誘導 |

(2) 市町村

ア 市町村は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- | | | |
|--------------|-------------|----------|
| (ア) 情報収集伝達活動 | (イ) 火災防御活動 | (ウ) 救助活動 |
| (エ) 水防活動 | (オ) 住民の避難誘導 | |

イ 鳥取県水難救済会の救難所を有する沿岸市町村は、海上保安部（署）から出動要請があったときは、救難所所属の救助員及び船等を出動させ水難救助活動及び行方不明者の捜索を行う。

ウ 消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、市町村と併せて県本部事務局（県本部を設置していない場合、危機管理局）又は消防局に対して被害情報の提供を行う。

エ また、市町村は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

(3) 県（危機管理局）

県（危機管理局）は、消防局及び市町村等と連携し、関係機関との必要な連絡調整等を行う。

(4) 警察本部

警察本部は、消防活動について、消防局と相互に協力する。

(5) 自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- ア 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- イ 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- ウ 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- エ 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- オ 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を市町村、消防局、警察等へ通報する。
- カ 活動を行うときは、可能な限り市町村、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

第3節 消防広域応援計画

1 県内の広域消防相互応援

(1) 被災地の広域行政管理組合又は広域連合（以下「被災地組合」という）は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県内の他の消防局に対して応援を要請する。

(2) 応援費用は、鳥取県下広域消防相互応援協定に定める負担区分による。

2 県による航空消防支援

(1) 被災地の消防局は、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。

(2) 受入体制

支援要請をした消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
- ウ その他必要な地上支援

(3) 県消防防災ヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担する。

3 隣県の消防機関との相互応援

被災地組合は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、相互応援協定に基づ

く応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊による応援

(1) 県への応援要請

被災地組合は、県内の消防応援だけでは十分な体制を取ることができないと判断したときは、速やかに県（危機管理局）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

(2) 消防庁への応援要請

県（危機管理局）は、(1)の要請を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、消防庁に対し応援の要請を行う。

なお、被災地組合から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（東部消防局）又は代表消防機関代行（西部消防局）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要だと判断した場合は、消防庁に対し応援の要請を行う。

(3) 緊急消防援助隊の活動内容

ア 災害に関する情報の収集及び伝達

イ 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動

ウ 特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動

エ 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動

オ その他必要な活動

(4) 消防応援活動調整本部の設置

ア 県は、緊急消防援助隊が出動する災害が発生したときは、直ちに下表の区分により消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するとともに、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、調整本部を運営するものとする。

調整本部の名称	設置者	本部長	副本部長	設置場所
鳥取県消防応援活動調整本部	知事	知事	危機管理局消防防災課長 指揮支援部隊長	県庁第二庁舎4階
（調整本部の事務） (1) 現地消防局の活動、応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること (3) 各種情報の集約及び整理に関すること (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関すること (5) その他必要な事項に関すること				

イ 県は調整本部を設置したときは、その旨を消防庁及び調整本部の関係機関に連絡するとともに、本部員の派遣を要請するものとする。

ウ 県は、緊急消防援助隊の応援決定通知を受けたときは、その旨を被災地組合及び代表消防機関（東部消防局）に通知するものとする。

(5) 指揮本部の設置等

ア 指揮者（被災地消防局長）は、緊急消防援助隊が出動する災害が発生したときは、直ちに自らを本部長とする指揮本部を設置するものとする。

イ 指揮者は、早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域の確認を行い、調整本部に報告するとともに、緊急消防援助隊の受入体制を整える。

ウ 調整本部は、イの報告を取りまとめて消防庁に報告する。

(6) 進出拠点の決定

ア 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地組合と協議

イ 調整本部は、消防庁から進出拠点の決定を受け、進出拠点を担当する消防局に連絡

ウ 進出拠点を担当する消防局は、進出拠点に連絡員等を派遣

(7) 宿営場所の決定

調整本部は、被災地組合と協議して緊急消防援助隊の宿営場所を決定し、消防庁に報告する。

(8) 燃料等調達要請

調整本部は、緊急消防援助隊の燃料、重機、物資等の調達が必要と判断した場合は、県災害対策本部と協議し、鳥取県が締結する災害時応援協定の例により要請するものとする。

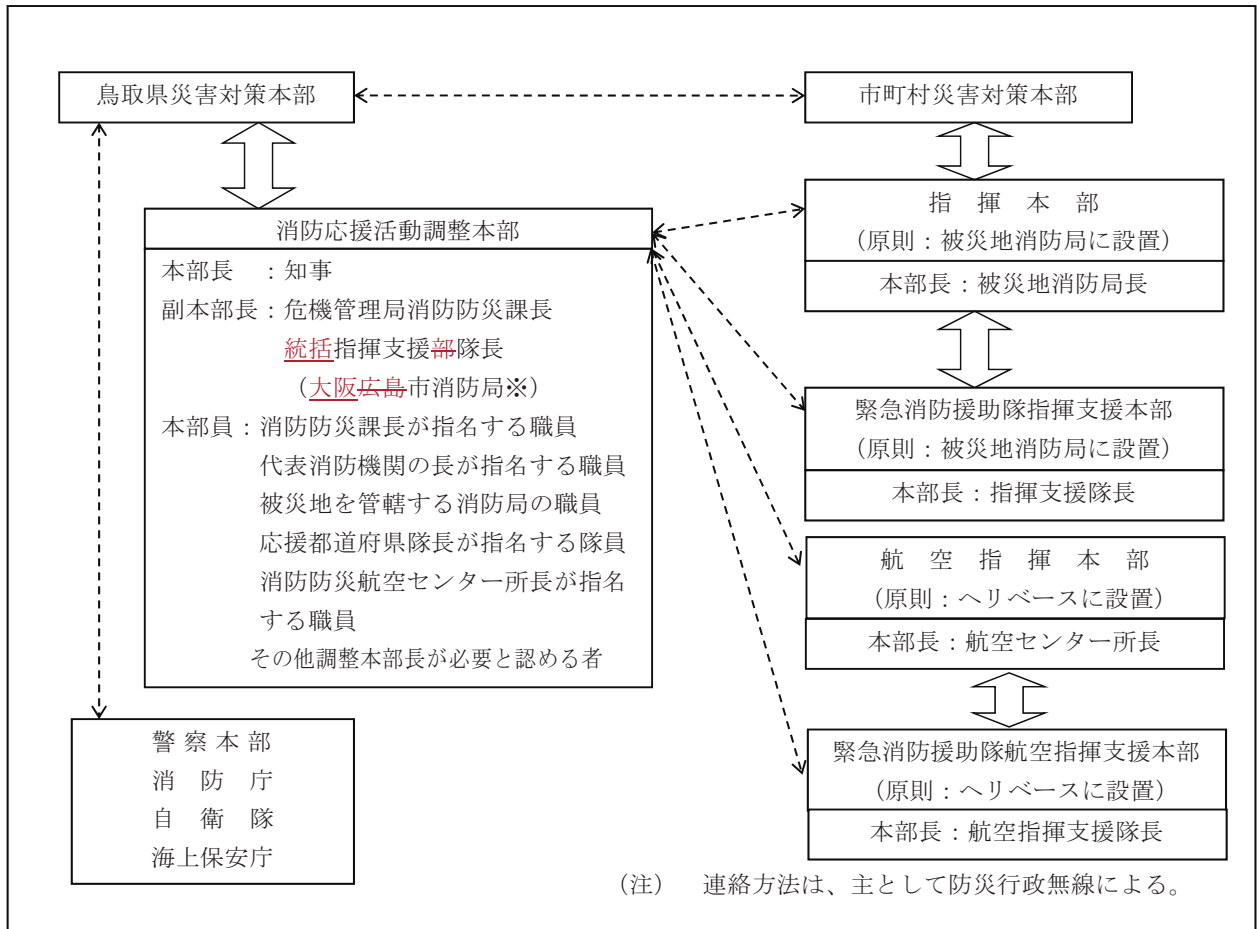
(9) その他、緊急消防援助隊の受援に関することは、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

5 広域航空消防応援

(1) 概要は、第7部第5章「ヘリコプターの活用」のとおり。

(2) 応援費用は、被災地消防局において負担する。

緊急消防援助隊の主な連絡系統図



※ 大阪広島市消防局が被災等により指揮支援を行うことができないときは、京都福岡市消防局がその任に当たる。

第4節 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時の火災防御、救急、救助活動等の実施
 - (1) 消防団の動員による次の活動の実施
 - ア 情報収集伝達活動
 - イ 火災防御活動
 - ウ 救助活動
 - エ 水防活動
 - オ 住民の避難誘導
 - (2) 鳥取県水難救済会の救難所救助員及び救助船等による水難救助活動及び行方不明者の搜索（該当市町村のみ）
 - (3) 大規模災害時の、消防団による県本部事務局又は消防本部への被害情報の提供
 - (4) 自主防災組織の実施する救助、救援活動への支援

第5章 災害警備の実施

(警察本部)

第1節 目的

この計画は、県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

第2節 警備実施計画

災害警備活動については、警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」による。その災害警備活動の基本的事項は次のとおりである。

1 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、警察本部及び警察署に次の警備本部等を設置する。

- (1) 第一次体制（準備体制）の場合は、災害警備連絡室
- (2) 第二次体制（警戒体制1）の場合は、総合災害警備本部（本部長：警備部長）及び現地災害警備本部
- (3) 第三次体制（警戒体制2）の場合は、特別災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部
- (4) 非常体制の場合は、非常災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部

2 災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 災害に備えての措置
 - ア 災害警備計画の策定
 - イ 災害危険箇所等の把握
 - ウ 災害警備用装備資機材の整備
 - エ 災害警備用物資の備蓄等
 - オ 警察施設等の災害対策
 - カ 教養訓練
 - キ 情報通信の確保
 - ク 業務継続性の確保
 - ケ 交通の確保等に関する体制及び施設の整備
 - コ 避難誘導體制の整備
 - サ 関係機関との相互連携
 - シ ボランティア受け入れのための体制整備
- (2) 災害発生時における措置
 - ア 初動体制の確立
 - イ 情報の収集・伝達
 - ウ 救出救助活動等
 - エ 警戒区域の設定
 - オ 避難誘導等
 - カ 緊急交通路の確保
 - キ 行方不明者の調査及び搜索
 - ク 検視・死体見分、身元確認等
 - ケ 社会秩序の維持

3 通信の組織に関する措置

この計画における警察本部には、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部の組織を含むものとする。

第3節 警察による広域応援

1 警察災害派遣隊の災害派遣要請

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

2 警察ヘリコプターの応援

概要は、災害応急対策編（共通）第7部第5章「ヘリコプターの活用」のとおり。

第6章 海上保安庁の応援要請

(第八管区海上保安本部、県危機管理局)

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、海上保安庁の応援を要請し、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 救援協力要請

1 救援協力要請者

- (1) 知事
- (2) 市町村長は、海上保安庁に救援協力の要請を行う必要があると認めるときは、知事に対し、海上保安庁への救援協力の要請を求めるものとする。

2 救援協力の要請基準

災害による被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要と認められる場合、県（県本部事務局又は危機管理局）は速やかに海上保安庁に対し、救援協力要請を行うものとする。

3 救援協力の要請準備体制

- (1) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、救援協力の要請を行う見込みがあるときは、あらかじめ出動準備の要請を行うものとする。
- (2) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、災害の状況等により、海上保安庁との情報共有及び救援協力に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、連絡要員の派遣を依頼する。（県本部又は県危機管理局へ）

4 救援協力の要請手続き

- (1) 県（県本部事務局又は危機管理局）は、災害救援活動において海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合、次の事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、文書による要請をするいとまがない場合は、電話等で口頭による要請を行い、後刻、第八管区海上保安本部長に対して速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- イ 救援活動を必要とする期間
- ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

- (2) 要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	NTT回線
		電話番号／ファクシミリ
第八管区海上保安本部 (警備救難部)	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
		0773-78-2375

5 救援協力の内容

- (1) 応援要請の範囲は、概ね次のとおりである。
 - ア 海上、港湾、河口付近における救急救命、被災者の捜索
 - イ 救援に関する輸送（航空機、船艇）
 - (ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資の緊急輸送
 - (イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資の緊急輸送
 - (ウ) 県、市町村、ライフライン事業者機関等の災害応急対策要員等の緊急輸送
 - (エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送
 - (オ) 緊急輸送に必要な施設等の復旧等に必要な人員及び物資の輸送
 - (カ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資の輸送
 - (キ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - (ク) 輸送施設の応急復旧等に必要な物資の輸送
 - (ケ) 災害復旧に必要な人員及び物資の輸送
 - ウ 陸上におけるヘリを活用した捜索、輸送等の活動
 - エ 巡視船艇を活用した沿岸部の消火活動
- (2) 海上保安庁は、陸上における救助・救急活動等についても海上における災害応急対策業務の実施に支障がない範囲で支援を行うものとする。

6 海上保安庁の指揮組織の活用

知事は、県本部に海上保安庁の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

7 受入体制

知事は、救援協力が決定したときは、以下のとおり受入体制を整備する。

- (1) 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。
- (2) 関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。
- (3) 必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、海上保安庁及び応援を受ける関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

8 負担区分

海上保安庁の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び海上保安庁が協議して、その都度決定し協定するものとする。

9 応援の終了

海上保安庁は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において応援の必要がなくなったと認める場合は応援を終了し、撤収するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 海上保安庁の救援協力の要請に係る知事への要求
- 2 海上保安庁の救援協力の受入時の受入体制の整備

第7章 自衛隊の災害派遣要請

（自衛隊、県危機管理局）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、自衛隊の災害派遣を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

- (1) 知事
- (2) 海上保安庁長官、管区海上保安本部長
- (3) 空港事務所長（地方航空局組織規制（平成13年1月6日国土交通省令第25号）に定める空港事務所長をいう。）
- (4) 市町村長が応急措置を行う必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請を要求することができる。（市町村長が直接自衛隊に通知を行う場合については後述）

2 災害派遣の要請基準

- (1) 災害に際して災害応急対策の実施がそれぞれの市町村長において不可能又は困難であり、当該市町村等が部隊等の派遣要請を知事に申請した場合において知事が必要と認めるとき、又は知事が自らの判断において部隊等の派遣を必要と認めるときは、知事は部隊等の派遣を要請するものとする。
なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。
- (2) 自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、(1)の要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

3 救援協力の要請準備体制

県（危機管理局）は、災害の状況等により、自衛隊との情報共有及び部隊等の派遣に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、自衛隊連絡幹部の県本部（現地対策本部を含む）又は危機管理局への派遣を依頼する。

4 災害派遣の要請手続き

- (1) 市町村長は、部隊等の派遣を必要とするときは、部隊等の災害派遣要請申請書（様式は資料編のとおり）に次の事項を記載し、知事に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出する。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めよう努めるものとする。
ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
- (2) 市町村は、(1)の要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。
なお、市町村はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- (3) 知事は、市町村から(1)の要求を受けたときは、直ちにその適否を決定し、陸上自衛隊第8普通科連隊長等に対して派遣要請を行う。この際、要請事項が未定の場合であっても時機を失することなく要請するよう努めるとともに、市町村の申請の要件不備を理由に差し戻すことなく自衛隊に要請するものとする。
- (4) 災害派遣要請の窓口は、県本部事務局又は危機管理局（危機対策・情報課）とする。
- (5) 要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	NTT回線	地域衛星電話
		電話番号/ファクシミリ	電話番号/ファクシミリ
陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）	鳥取県米子市両三柳2603	0859-29-2161 内線235（当直302）	17-5600-11 17-5600-12（当直） FAX 17-5600-19
海上自衛隊舞鶴地方総監部（防衛部第3幕僚室）	京都府舞鶴市宇余部下1190	0773-62-2250/0773-64-3609 内線2222又は2223	
航空自衛隊第3輸送航空隊（防衛部運用班）	鳥取県境港市小篠津町2258	0859-45-0211 内線231（当直225）	
自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取市富安2丁目89-4	電話 0857-23-2251 FAX 0857-23-2253	
（注意事項） ・派遣の連絡は、陸上自衛隊とともに、海上自衛隊又は航空自衛隊の派遣が想定される場合でも、陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）に対して行うことで足る。 ・自衛隊鳥取地方協力本部に対し、上記の連絡を依頼することができる。			

5 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため市町村長等と緊密に連絡、協力して、支援に当たる。

（1）災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- イ 差し迫った必要性があること
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

（2）災害派遣の活動基準

- ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。
- イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。
- ウ 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

（3）災害派遣の活動は、次のとおり。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績があるので留意すること。

（災害派遣時に実施する救援活動の一例）

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
避難者支援	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する（機雷の除去、陸上において発見された不発弾の除去等を除く）。
	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸し付けし、又は救いゆつ品を譲与する。

その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	(予防派遣)	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

6 自衛隊の指揮組織の活用

知事は、県本部と自衛隊の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

7 部隊等の受入れ措置

- (1) 県は、「自衛隊受援計画」に基づき、部隊等の受入れを行う。
- (2) 知事は、部隊等の災害派遣が決定したときは、以下の通り受入体制を整備する。
 - ア 派遣部隊の集結場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。
 - イ 関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。
 - ウ 必要に応じて関係市課職員を派遣して、県、部隊等及び派遣を受けた関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。
- (3) 部隊等の派遣を受け入れた市町村長等は、次の点に留意して、部隊等の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。
 - ア 部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであること。
 - イ 部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等について準備しておくこと。
 - ウ 部隊等を受け入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障を来さないよう努める。

8 負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。
- (2) 県が負担する経費は、以下のとおりである。
 - ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費
 - イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
 - ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等
- (3) 自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。
 - ア 派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
 - イ 写真用消耗品費
 - ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

9 部隊等の撤収

- (1) 派遣された部隊等は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収するものとする。
- (2) 市町村は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、撤収要請申請書（資料編のとおり）により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。
- (3) 知事は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、3に準じ部隊等の撤収要請を陸上自衛隊第8普通科連隊長等に対して申請するものとする。

10 部隊等に関する報告

部隊等の派遣を受け入れた市町村長等（派遣要請を知事に申請した者、又は4(2)により部隊等の派遣を受け入れた場合にあつては、当該派遣の受入れをした市町村長）は、部隊等活動状況を逐次知事に報告するとともに、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書（資料編のとおり）により知事に報告するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 自衛隊の災害派遣の要請手続き
 - (1) 知事への要請の要求
 - (2) 知事に対して要求ができない場合の自衛隊への通知及び自衛隊の連絡先
- 2 派遣部隊等の受入に関する事項
 - (1) 受入体制の整備
 - (2) 受入に当たっての留意事項
 - (3) 費用の負担区分
 - (4) 部隊等の撤収の要請
 - (5) 部隊等に関する報告

第8章 応援・受援計画

（国、県、市町村、消防、海上保安庁、自衛隊ほか）

第1節 目的

本計画は、災害が発生した場合において、県及び市町村が災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に応援を受け、又は応援することを目的とする。

第2節 受援計画

1 組織体制

（1）県

ア 県は、災害対策本部（事務局）に応援・受援の機能を担う班（本章において以下「広域応援・受援班」という。）を設置する。

イ 広域応援・受援班は、災害の状況に応じ、災害対策現地本部や被災市町村庁舎に職員を配置して、その機能を担わせることが有効なことに留意する。

（2）市町村

ア 市町村は、災害対策本部体制に、組織の規模や特性等を踏まえて、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当として「受援班」もしくは「受援担当」（本章において以下「受援班等」という。）を設置する。

イ また、災害対策本部の各班や各課に、各業務についての受援に関する専門的な業務を行うため、受援の業務担当窓口を配置する。

2 所掌事務

（1）県（広域応援・受援班）

広域応援・受援班の主な役割は次のとおりとする。

ア 受援に関する状況把握・とりまとめ

被災市町村における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況のとりまとめを行う。

イ 応援に関する状況把握・とりまとめ

地方公共団体や関係機関からの応援申し出（応援可能性）や、応援状況を把握し、とりまとめる。

ウ 応援・受援調整及び調整会議等の実施

・ 応援に当たる国、地方公共団体や関係機関と調整し、必要に応じて被災状況、支援ニーズ、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等を情報共有するため、合同の連絡会議や調整会議を開催する。

・ 応援が必要な被災市町村と調整する。

・ 関係課を交えた庁内の調整会議を開催・運営する。

エ 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ

・ 被災市町村の業務支援のための庁内職員の応援に関して全体調整する。

・ 県内の被災していない市町村と応援職員に関して全体調整する。

・ 被災市町村向け庁内応援の把握・とりまとめ（被災県への応援も含む）

オ 資源の調達・管理

・ 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。

・ 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。

・ 今後、必要となる人的・物的資源を要請する。

（2）市町村（受援班等）

受援班等の主な役割は次のとおりとする。

ア 受援に関する状況把握・とりまとめ

庁内における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況のとりまとめを行う。

イ 資源の調達・管理

・ 人的・物的資源の過不足を整理する。

・ 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。

・ 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請や調整を行う。

ウ 庁内調整

・ 受援に関する状況について、災害対策本部内で共有する。

・ 庁内の実施部、災害対策本部事務局の各担当等との調整の必要性を検討する。

エ 調整会議の開催

必要に応じて、受援に関する調整会議を開催する。

オ 応援職員への支援

応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

(3) 市町村（受援業務の担当窓口）

受援業務の担当窓口の主な役割は次のとおりとする。

ア 応援に関する状況把握

各々の業務における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況を取りまとめる。

イ 資源の調達・管理

- ・人的・物的資源の過不足を整理する。
- ・業務担当班・課の中で、被災自治体の職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
- ・業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
- ・今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。

ウ 受援班等への報告

応援に関する状況について、受援班等に報告する。

エ 調整会議への参加

受援班等が実施する調整会議に参加する。

オ 応援職員への支援

個別の業務を実施するに当たり、応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

3 応援要請の手順及び受入

(1) 自治体の応援

各ブロック等で定める応援・受援に関する計画のほか、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

(2) 緊急消防援助隊の応援

「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」のほか、災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」による。

(3) 海上保安庁

災害応急対策編（共通）第4部第6章「海上保安庁の応援要請」による。

(4) 自衛隊

「自衛隊受援計画」のほか、災害応急対策編（共通）第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」による。

(5) ヘリコプター

各関係機関のヘリコプターの受入は、災害応急対策編（共通）第7部第5章「ヘリコプターの活用」による。

4 応援機関等との活動調整及び活動拠点

災害応急対策編（共通）第4部第1章「応援活動の調整」による。

5 資機材の受援

災害応急対策編（共通）第4部第2章「資機材等の調達及び受援」による。

6 受援の際に配慮すべき事項

県、市町村は、応援職員の受入に当たり、次の点に配慮するよう努める。なお、応援のため参集した他の機関については、被災自治体への負担を避けるためできる限り自己完結型とすることを原則としている場合があることから、応援や被災状況等の実態を踏まえて対応することとする。

(1) スペースの確保

応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペース、駐車スペースを可能な限り提供する。

(2) 資機材の提供

執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。

(3) 執務環境の整備

執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。

(4) 宿泊場所に関するあっせん等

応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、状況に応じて宿泊可能な場所の情報提供やあっせんなどを行う。

被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

7 ボランティアとの連携

県、市町村は、社会福祉協議会、被災地での支援活動に協力するNPO・NGO等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、必要に応じて災害対策本部への参加を求めたり、情報共有のための連絡調整会議を開催することなどを通じて、被災者の支援ニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行う者の生活環境に配慮するものとする。

また、プロボノ（職業上持っている知識・技能、資機材を活かして社会貢献するボランティア）についても、連携を図る。

詳細については災害応急対策編（共通）第10部第2章「ボランティアとの協働」による。

8 その他

県が実施する受援事務に関する体制及び手順等の基本的な事項については、「鳥取県広域受援実施大綱」によるものとする。

第3節 応援計画

1 応援の基本方針等

- (1) 県における応援の基本方針は次のとおりとする。ただし、被災地の状況に応じて適宜修正する。市町村は、県に準じて方針を定める。
 - ア 安全を第一に考える
 - イ 被災者・被災自治体の目線での対応を心掛ける
 - ウ 指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援する
 - エ 応援にあたり、衣食住等は自己完結を目指し、被災自治体の手をできるだけ煩わさない
 - オ 健康管理に十分気をつける
 - カ 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する
- (2) 応援職員の携行品としては、次に例示するものとする。
 - 食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン（タブレット端末）、通信機器、デジタルカメラ、地図、車両等の移動手段、燃料の携行缶、個人装備（防寒着、ライト、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具等）、その他（トイレバック、ウェットティッシュ、充電器等）

2 組織体制

県は、県外における災害で他県を応援する場合、その状況に応じ、応援業務を総括するための組織として支援本部を設置する。

市町村は、県に準じて応援業務を総括する組織の設置や、防災担当課において「支援担当窓口」等を設置するよう努める。

3 所掌事務

県の支援本部の主な役割は次のとおりとする。市町村においては、県の例に準じて役割を定める。

- (1) 応援に関する状況把握・とりまとめ
 - 庁内における人的・物的資源の応援状況（品目、期限、到達状況、数量など）をとりまとめる。
- (2) 応援に係る資源管理
 - 被災県・市町村における人的・物的資源に関するニーズと、現状の応援状況を整理する。
 - 今後、必要となる人的・物的資源の内容を検討し、必要に応じて応援計画の作成や事前準備を行う。
- (3) 庁内調整
 - 応援状況について、庁内において共有する。必要に応じて関係機関等とも共有する。
 - 他の応援との調整の必要を検討する。
- (4) 応援の検討
 - 必要に応じて、支援本部会議等により応援の要否、内容等について調整・検討を行う。
- (5) 応援職員に対する支援
 - 派遣する応援職員に、被災地の状況について情報提供を行う。
 - 派遣する応援職員の応援先での宿泊場所と被災地内外の車両など移動手段を用意する。
 - 応援に入る際の携行品、応援業務に必要な資機材について準備する。（応援職員に準備をさせる場合もある）
 - 派遣中の応援職員向けの調整・相談窓口を設け、応援業務の後方支援を行う。
 - 適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテーション計画を作成し管理する。

4 応援の手順

各ブロック等で定める応援・受援に関する計画のほか、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

また、南海トラフ地震に対する対応は、震災対策編第1部第8章「南海トラフ地震の対応」による。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 受援・応援の体制及び手順に関する事
- 2 受援の際に配慮すべき事項
- 3 ボランティアとの連携に関する事

災害応急対策編（共通）

第5部

避難対策計画

第1章 避難の実施

（第八管区海上保安本部、自衛隊、市町村、県危機管理局、
県福祉保健部、県子育て・人材局、県県土整備部、県教育委員会、警察本部）

第1節 目的

この計画は、災害時において市町村長等が行う避難指示等を的確に発出することにより、危険区域内の住民を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 避難指示等の発出

1 実施責任者

- (1) 災害による避難指示等は、それぞれの法律に基づき行いが、災害応急対策の第1次的責任者である市町村長を中心として相互に連携を取り、住民・滞在者の避難措置を実施するものとする。
- (2) なお、学校における児童・生徒の集団避難は、市町村長等の避難措置によるほか、市町村立学校においては、市町村教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、市町村長・教育長の指示を待つことなく実施できる。
- (3) 県、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合その他適宜適切に、避難指示等の対象地域、判断時期について助言するものとする。また、県は時期を失することなく避難指示等が発出されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。なお、避難指示等の発出判断に直結するような情報については、市町村からの求めの有無に関わらず、ホットラインの活用等により速やかに市町村長（避難指示等を判断する長）等に伝達するものとする。

2 避難指示等の類型

(1) 立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動	避難指示等を発出する際の住民への周知内容 (上段：要旨、下段：周知文例)
高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動に時間を要する住民の避難が必要な状況	高齢者等の避難行動に時間を要する住民や避難支援者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	「避難に時間が要する人は避難を開始」 「いつでも避難できるよう準備を開始」 高齢者等避難情報を〇〇地域に発令しました。 高齢者など特に避難行動に時間が必要な方は避難場所への避難行動を、避難支援者は避難支援の行動を開始してください。 そのほかの方も、いつでも避難できるよう、家族等との連絡や非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。
避難指示	災害が発生するおそれが高く、危険な場所から住民の避難が必要な状況	計画された避難場所へ立退き避難を行う。 高齢者等避難の発出後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。	「人的被害の危険性が非常に高い状況であり直ちに避難」 避難指示を〇〇地域に発令しました。 直ちに避難所等への避難を開始してください。
緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況 ・住民が避難所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる場合、いまだ危険な場所にいる住民に対し、直ちに安全確保を図るよう促す必要があると判断される状況	→指定緊急避難場所等へ立退き避難をすることがかえって危険である場合、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避を行うなど、直ちに安全を確保する。	「命の危険が迫っており、直ちに安全確保」 緊急安全確保を〇〇地域に発令しました。 命の危険が迫っています。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避など、直ちに身の安全を確保してください。

※状況に応じて、実況の気象状況や河川の水位状況を付加したり、市町村の実情に応じた共助に関する呼びかけを付加することなども有効。

(2) 屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことよりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそ	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

	れがあると認めるとき	
--	------------	--

3 避難の指示等の実施責任者及び根拠法令

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
高齢者等避難	市町村長	災対法第56条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認めるとき	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
避難指示	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めるとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	1. 同上において市町村長が指示できないと認めるとき 2. 同上において市町村長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（市町村長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者）	水防法第29条	洪水、高潮、津波	洪水、高潮、津波により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用される	同上（公安委員会に報告）
緊急安全確保	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等の緊急安全措置の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	緊急安全措置の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	1. 同上において市町村長が指示できないと認めるとき 2. 同上において市町村長から要求があったとき	緊急安全確保の指示（市町村長に通知）

4 避難行動要支援者対策

市町村は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿等を効果的に利用し、避難行動要支援者についての迅速な安否確認等の実施、個別避難計画等に基づく避難行動要支援者の迅速・的確な避難支援を実施する。

また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）については、あらかじめ各施設の避難確保計画に定めた避難方法に応じて、施設と連携しながら必要な避難支援を行う。

5 高齢者等避難の発出

市町村は、避難が必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者並びに危険箇所にある要配慮者利用施設に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施するものとする。

6 避難指示等発出時の県への報告

- (1) 避難指示等を発出した市町村は、災害対策基本法第60条第4項の規定に基づき、速やかに県（危機対策・情報課）に報告するものとする。
- (2) 県は避難指示等が発出されたときは、県のホームページ等により、住民に避難情報を広報するものとする。

7 避難指示等の伝達

(1) 市町村の避難指示等の伝達

ア 市町村は、避難指示等を発出したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。伝達方法を定めていない場合にあっては、早急に手段を確立し、あらゆる手段を用いて情報伝達に努めるものとする。

特に避難指示に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達を行うなど工夫するものとする。

イ 避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、テレビ・ラジオ（報道機関への放送要請）、緊急速報メール等の活用など複数の伝達手段を用いるとともに、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達、受信確認の実施等により、障がいのある者等多様な者を含めた地域全体への確実な情報伝達を行い、その対象者ごとのとるべき避難行動もわかりやすく伝達することで、積極的な避難行動につなげるものとする。その際、情報を伝達する者の避難時間を考慮して早めの伝達に努める等、安全確保に留意する。

また、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味も含めて伝達に努めるものとする。

ウ 保育所、幼稚園、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。

また、大規模事業所、私立学校、国立学校等の多くの人間が集まる施設が区域内にある場合は、当該施設等への伝達についても留意するものとする。

(2) 放送機関への避難指示等発出情報の伝達

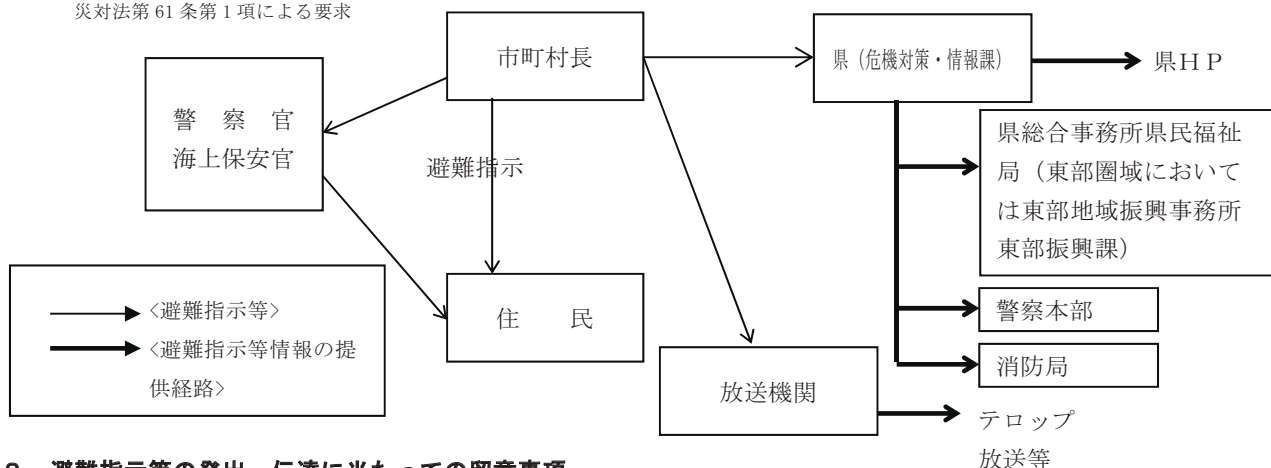
避難指示等を発出した市町村は、当該情報を放送機関にアラートにより配信するものとする。その際、各放送機関にはテロップ放送やアナウンス等できるだけ文字及び音声の両方により、県（危機管理局）には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

(3) 放送機関による避難指示等の放送

避難指示等の発出情報の伝達を受けた放送機関は、テロップ放送やアナウンス等できるだけ文字及び音声の両方により、住民に避難情報を伝達するよう努めるものとする。

避難指示等の伝達フロー

災対法第61条第1項による要求



8 避難指示等の発出・伝達に当たっての留意事項

(1) 避難指示等の発出

ア 市町村長は、あらかじめ作成した基準に基づき、避難指示等を発出する。またその際は、避難指示等の対象地域をできるだけ絞りこむとともに、避難指示等の類型それぞれについて、災害の状況、対象者ごとにとるべき避難行動が具体的でわかりやすい内容となるよう配慮するものとする。

イ 基準に達しない場合であっても、気象等の状況を勘案し、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示等を発出する。

ウ 市町村は、避難指示等の発出の参考とするため、国、県、その他関係機関の情報を能動的に入手するものとし、発出の判断に当たっては、必要に応じ、技術的な助言を求めるものとする。

エ 県及び国（指定地方行政機関）は、市町村からの求めがない場合であっても、積極的に技術的な助言を行うものとする。

(2) 夜間の避難

市町村は、夜間の避難は危険を伴うため、日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。ただし、急を要する場合は夜間等であっても避難情報を発出するものとするが、周囲の状況等から判断して、屋内での安全確保措置についても次善の策として検討する。

(3) ダム・ため池に係る避難指示等の発出等

市町村は、災害の発生が予測されるときは、ダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や、避難指示等を行う。

(4) 立入制限等の措置

避難指示等や、その他立入制限措置等の一覧は、次のとおりである。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	市町村長	災対法 第63条第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法 第63条第2項	災害全般	上記の場合において 1 市町村長又は委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき 2 市町村長が要求したとき	同上（市町村長に通知）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法 第63条第3項	災害全般	市町村長その他災対法第63条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上（市町村長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条第1項	洪水、高潮、津波	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条第2項	洪水、高潮、津波	上記の場合において水防団長が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上

出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条第1 項	火災	火災について消防警戒区域を設定 したとき	区域への出入禁 止、制限又は区域 からの退去命令
	警察官	消防法 第28条第2 項	火災	上記の場合において、消防吏員等 が現場にいないとき、又は消防吏 員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用 禁止	消防長又は 消防署長	消防法 第23条の2 第1項	ガス、火 薬危険物 の漏えい 飛散、流 出	火災の発生のおそれ、かつ発生し た場合に人命又は財産に対する被 害を防止するため、火災警戒区域 を設定したとき	区域への出入禁 止、制限又は区域 内からの退去命令 及び区域内の火気 使用禁止
	警察署長	消防法 第23条の2 第2項	ガス、火 薬危険物 の漏えい 飛散、流 出	同上の場合において、消防吏員 等が現場にいないとき、又は消防 吏員等の要求があったとき	同上

9 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難場所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に待避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、市町村から住民に対して平時からあらかじめ十分に周知を図るとともに、災害が発生するおそれのあるときや、避難情報を発出したときには、住民への周知徹底に努めるものとする。

- (1) 道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。
- (2) 切迫した状況下であると住民自身が判断したときは、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋での自宅退避、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

第3節 事象ごとの避難指示等の発出基準等

1 河川の氾濫等に係る避難指示等の発出

(1) 避難指示等の発出

市町村は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 発出の目安となる情報

発出等の目安となる水位情報等については、以下の国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位等によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

また、気象庁による長期・短期の降雨予測等を活用し、日没前に避難行動を完了できるように早期に避難指示等を発出する等、判断に活用するものとする。

●国土交通省「川の防災情報」	インターネットURL	https://www.river.go.jp/
	携帯電話URL	http://i.river.go.jp/
●鳥取県防災情報	インターネットURL	http://tottori.bosai.info/
	携帯電話URL	http://tottori.bosai.info/mobile/
●鳥取県河川監視カメラ提供システム	インターネットURL	http://tottori-kasen.info/
	携帯電話URL	http://tottori-kasen.info/index-mobile.html

(3) 避難指示等発出の参考となる水位等（河川等の氾濫）

ア 洪水予報河川

水位の種類	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
氾濫危険水位（危険水位）	緊急安全確保	氾濫危険情報（洪水警報）	出動・指示
避難判断水位（氾濫危険水位（危険水位）に達する一定時間前の水位）	避難指示	氾濫警戒情報（洪水警報）	出動・指示
氾濫注意水位（警戒水位）	高齢者等避難	氾濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備

イ 水位周知河川（水位情報周知河川）

水位の種類	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
氾濫危険水位（危険水位）に相当する水位	緊急安全確保	—	出動・指示
避難判断水位（特別警戒水位）	避難指示	—	出動・指示
氾濫注意水位（警戒水位）	高齢者等避難	—	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備

ウ その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、雨水出水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難指示等の発出を判断するものとする。

気象状況等	発出の目安となる避難情報
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い（洪水警報発表）※キキクル危険度分布（気象庁ホームページ（ https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html ）を参照のこと）は、洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生の危険度が高まっているか、3時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の3時間先までの洪水発生の危険度の高まりの面的な把握の参考になる。	高齢者等避難
近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	避難指示
近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり雨水出水（河川に排水できずに氾濫した水）排水ポンプの運転停止や水門閉鎖	緊急安全確保

(4) 水位以外の状況

市町村長は、その他、水位以外の状況についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
堤防の決壊（破堤）につながるような漏水等の発見	避難指示
堤防の決壊（破堤）につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など	緊急安全確保

(5) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち洪水浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、破堤・溢水等により被害が及ぶおそれがある地域の洪水浸水想定区域にある住家等のある地域にある者
- エ 発出に当たっては、洪水浸水想定区域の住家に限らず集落・地域単位での発出を行う

2 土砂災害に係る避難指示等の発出

(1) 避難指示等の発出

市町村は、土砂災害について、県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 発出の目安となる情報

発出の目安となる情報については、以下のホームページ等で提供している土砂災害警戒情報等によるものとするほか、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

●鳥取県防災情報
 インターネットURL <http://tottori.bosai.info/>
 携帯電話URL <http://tottori.bosai.info/mobile/>

(3) 大雨警報及び土砂災害警戒情報による判定の目安

大雨警報及び土砂災害警戒情報における市町村長の避難指示等発出の目安は下表のとおりである。

また、避難指示等の解除に当たっては、大雨警報の土砂災害・洪水・浸水のピーク時間を参考として、現地の安全性を確認の上、解除する。

なお、土砂災害警戒情報は、比較的規模の大きい土砂災害の発生のおそれを示すものであり、発表前もしくは解除後であっても土砂災害が発生するおそれがあることを、情報利用者は十分認識する必要がある。

区分		土砂災害に関する情報	発出の目安となる避難情報
大雨警報（土砂災害）	警戒	—	高齢者等避難
土砂災害警戒情報	非常に危険	人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 スネーク曲線が2時間後にCLに達すると予測された場合	避難指示
大雨特別警報（土砂災害）	災害切迫 極めて危険	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫 土砂災害がすでに発生している可能性が高い スネーク曲線が実況でCLに達し、災害が多発するおそれが高いと認めた場合	（避難完了） 、緊急安全確保

※スネーク曲線：土砂災害警戒判定図における実況雨量及び1、2時間先予測雨量の推移の線

※CL（Critical Line）：土砂災害警戒判定図における土砂災害警戒情報の基準となる土砂災害発生危険基準線

(4) 警戒情報以外の状況

市町村長は、その他、警戒情報以外の状況についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

警戒情報以外の状況	発出の目安となる避難情報
強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難
土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	避難指示
近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	緊急安全確保

(5) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者及び要配慮者利用施設
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び要配慮者利用施設
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあつては、土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺内の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び要配慮者利用施設
- エ 土砂災害の前兆現象を発見した場合にあつては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び要配慮者利用施設
- オ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発出を行う

3 高潮災害に係る避難指示等の参考情報

(1) 避難指示等の発出

市町村は、高潮災害について、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。
 なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
高潮特別警報・警報・注意報	高潮に警戒すべき時間帯、ピーク時の最大水位とその時刻
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

(3) その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高潮時の危険箇所	海岸付近の低地、湾奥部、V字谷等、急峻な海底地形、河口部（高潮と洪水の両方の危険性）
高潮の危険性がある時	台風の接近・上陸時、満潮時刻及び満潮時刻の前後数時間

(4) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち高潮により浸水するおそれのある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた高潮により浸水するおそれのある地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあつては、高潮により浸水するおそれのある地域にある者
- エ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

4 高波災害に係る避難指示等の参考情報

(1) 避難指示等の発出

市町村は、高波災害について、気象庁が発表する気象注意報及び警報等に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高波に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。
 なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
波浪特別警報・警報・注意報	波浪に警戒すべき時間帯、最大波高
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

(3) その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高波時の危険箇所	過去に高浪による被害が生じた箇所、海岸沿いに施設が設置されている箇所、弱堤箇所（土地利用上、地質上）、堤標高箇所

(4) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援

者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち高波により被害がある地域にあるため早急の避難準備が必要な者

- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた高波により被害がある地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、高波により被害がある地域にある者
- エ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

5 津波災害に係る避難指示等の発出

(1) 避難指示等の発出の基本的な考え方

ア 市町村は、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発出せず、基本的には「避難指示」のみを発出する。ただし、遠地地震のように津波が到達するまでに相当の時間があるものについては、気象庁が到達予想時刻等を「遠地地震に関する情報」として発表した情報等から、「高齢者等避難」の発出を検討する。

イ 市町村は、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度の長い揺れを感じた場合においても、津波が起きることを想定して避難指示を発出する。

(2) 避難指示等を発出する対象区域

ア 避難指示等を発出する対象区域は、平成23年に県が「鳥取県津波対策検討委員会」において作成した津波浸水予測図（津波災害対策編第1部第1章「計画的な津波対策の推進」参照）により、浸水が想定される区域をもとに、市町村が地域の実情に応じてあらかじめ定めるものとする。

イ 市町村は、上記アの津波浸水予測図の想定を超えた浸水被害が発生するおそれがあることを踏まえ、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮の上、より安全性が高まるよう、避難指示等を発出する対象区域を決定するものとする。

(3) 発出に当たっての留意点

ア 市町村は、避難指示等を発出する際には、住民に対し、津波は局所的に高くなる場合があること及び、想定を越える範囲で浸水が拡大するおそれがあることを併せて周知するものとする。

（参考：気象庁が発表する津波に関する警報等の区分及び、目安となる避難情報）

区分	発表される津波の高さ (数値での発表)	発出の目安となる避難情報	必要となる避難行動
大津波警報	10m超、10m、5m	避難指示	速やかな安全な場所（高台）への避難 <u>海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立ち退き避難が必要となる場合がある。</u>
津波警報	3m		
津波注意報	1m		

6 その他避難指示等の参考情報

(1) 避難指示等の発出

ア 市町村は、その他気象庁が発表する気象等の警報等及び気象情報等並びに住民等からの異常情報の通報を参考として、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

イ 特に、記録的短時間大雨情報については、数年に一度しか現れないような雨量が観測されたときであり、重大な災害に結びつく場合が多いことから、発表のあった地域内及び地域に隣接する市町村は、より一層の警戒に努めるよう、体制を強化するものとする。

(2) 避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁等が発表する気象等の警報等及び気象情報等の概要については、第3部第1章「気象情報の伝達」を参照。

第4節 避難誘導

1 避難者の誘導方法

(1) 避難のための立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難、立退きが不可能な場合においては、市町村において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとする。

(2) また、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、市町村においてあらかじめ定めた責任者が、あらかじめ定めた方法によりそれぞれ避難させるものとする。

(3) 避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。

(4) 避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。

(5) 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市町村において処置できないときは、市町村長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。

(6) 知事は(5)の要請を受けたときは、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請等を行う等により輸送手段を確

保し、陸上、水上輸送及び空輸により避難させるものとする。

- (7) 知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。なお、知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難の順位は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、子ども、病人等を先に行い、次いで、一般青壮年女性女子、一般青壮年男性男子の順で避難するものとする。
- (2) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するように努めるものとする。
- (3) 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。
- (4) 自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

第5節 児童・生徒等の集団避難

1 避難実施の基準

- (1) 教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
- (2) 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

2 実施要領

- (1) 教育長は、安全性や状況を勘案して、市町村長等の指示によらずして、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施するものとする。
- ・ 県教育長・・・県立学校、特別支援学校の学校長に指示
 - ・ 市町村教育長・・・小学校、中学校及び義務教育学校の学校長に指示
- (2) 教育長は、避難の指示等に際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。
- (3) 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行うものとする。
- (4) 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点（駅など）に教職員を派遣し、安全を確保する。
- (5) 学校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。
- (6) 学校長は、集団避難が必要なときは、市町村等と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、市町村は、児童生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。
- (7) 市町村は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

3 留意すべき事項

- (1) 学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。
- ア 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握。
 - イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。
 - (ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。
 - (イ) 措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。
 - (ウ) 児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。
 - なお、対応困難時は市町村等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。
 - (エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

4 県立学校・私立学校等の避難措置

- (1) 県立学校の避難措置
- ア 県立学校においても、上記1から3に準じ避難措置を行う。
 - イ 県（教育委員会）は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要な情報及び避難指示等についての情報伝達を行う。
- (2) 私立学校、国立学校等の避難措置
- ア 私立学校及び国立学校においても、上記1から3に準じ避難措置を行うものとする。
 - イ 県（子育て・人財局）及び市町村は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要な情報及び避難指示等についての情報伝達を行う。

5 保育所等の避難措置

- (1) 保育所等については早期の避難準備が必要となることから、市町村は通常の避難指示等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。
- (2) また、災害の発生が予期される場合には、市町村は早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育所等に指示するものとする。

第6節 広域一時滞在

1 県内における広域一時滞在

- (1) 被災市町村
 - ・被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内各市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内各市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
 - ・被災市町村は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。
- (2) 協議先市町村
 - ・協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。
- (3) 県
 - ・県は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行うなど、必要な協力を行うよう努める。

2 県外における広域一時滞在

- (1) 被災市町村
 - ・被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。
- (2) 県
 - ・県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合等に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
 - ・県は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

3 県の対応

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災により著しく低下した場合には、市町村からの要求を待つことなく、広域一時滞在のための協議を市町村に代わり、実施するものとする。

4 他の都道府県から協議を受けた場合

- (1) 県
 - ・県は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。
- (2) 市町村
 - ・市町村は、県から（1）の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

5 被災住民に対する情報提供と支援

- ・被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- ・広域一時滞在接受入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 避難指示等の発出
 - (1) 災害の種類に応じた避難指示等の発出の基準又は参考情報（河川の氾濫等、土砂災害、高潮災害、高波災害、津波、その他（記録的短時間大雨情報等））
 - (2) 避難指示等発出時の県への報告
- 2 避難指示等の伝達
 - (1) 住民等への伝達
 - (2) 放送機関への避難指示等発出情報の伝達
- 3 避難誘導
 - (1) 避難者の誘導方法
 - (2) 知事への要請
- 4 児童・生徒等の集団避難
 - (1) 児童・生徒の集団避難計画及び各学校の避難計画の作成
 - (2) 教育長による早期の避難の実施
 - (3) 夜間・休日等の災害発生時の児童・生徒の安否確認及び県教育委員会への報告
- 5 保育所等の避難措置

第2章 指定緊急避難場所・指定避難所の開設

（市町村、県教育委員会、県有施設を所管する各部局）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し住家被害の発生及び危険回避のため、住民の避難が必要になった場合において、緊急避難場所及び避難所を適切に開設及び運営することを目的とする。

※ 本章において、災害対策基本法に定める「指定緊急避難場所及び指定避難所」を「指定緊急避難場所等」という。

※ 本項目において、指定避難所及び臨時的に開設された避難所を含め、単に「避難所」という。

第2節 指定緊急避難場所等の開設及び運営

市町村は、発災時に必要に応じ指定緊急避難場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、事態の切迫した状況下では、計画された指定緊急避難場所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意すること。

1 指定緊急避難場所の開設

（1）発生した災害の種類に応じて、適切な指定緊急避難場所を順次決定する。ただし、災害の種別によっては、時間的に余裕がなく施設管理者や避難者の判断によらざるを得ない場合があることに留意する。

ア あらかじめ指定等された指定緊急避難場所を優先

イ 風水害については、浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、必要に応じてあらかじめ指定した指定緊急避難場所以外の緊急避難場所を選定

（2）市町村は、避難指示等を発出したとき並びに災害発生又は災害発生のおそれにより自主避難者があるときは、必要に応じて指定緊急避難場所を開設し、避難者を受け入れ保護するものとする。

（3）市町村は、夜間等に施錠されている施設を指定緊急避難場所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに指定緊急避難場所の開設を行う。

（4）市町村は、指定緊急避難場所を開設したときは、県（県本部事務局又は危機管理局）に直ちに次の事項を報告するものとする。

ア 指定緊急避難場所開設の日時及び場所 イ 指定緊急避難場所開設数及び受け入れ人員

ウ 開設期間の見込み

2 指定避難所の開設

（1）市町村は、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする必要がある場合には指定避難所を開設するものとする。

なお、地震災害時は、余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施した上で行うものとする。

（2）適当な指定避難所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮受け入れ施設を確保すると共に、その他の施設を確保して避難所を開設する。

（3）災害救助法適用の場合、以下の項目に留意して避難所を確保する。

ア 災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用（公の施設については原則無償借り上げ）

イ 民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置することも可能（緊急やむを得ない切迫した事情がある場合を除き、県（福祉保健部）は内閣府と連絡調整を図って実施）

ウ 既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設営が可能

エ 開設期間が7日間を超えると予想される場合、県（福祉保健部）は内閣府と協議

（4）避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の設置・維持について適否を検討する。

（5）市町村は、指定避難所を開設したときは、県（県本部事務局又は危機管理局）に次の事項を報告するものとする。

また、県はこの情報を国と共有するものとする。

ア 指定避難所の開設の日時及び場所 イ 指定避難所の開設数及び受け入れ人員

3 避難所の運営

市町村は、あらかじめ市町村が定めた避難所運営マニュアル等に基づき、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。その際、市町村は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その

立ち上げを支援するものとする。

- (1) 避難所の開設に当たっては、2泊以上の宿泊を伴う等長期にわたる避難が予測される場合は、避難者1人当たり建物面積として6㎡（うち有効建物面積3㎡程度）の確保を目安とする。短期避難の場合であっても、最低でも避難者1人当たり1.65㎡のスペースの確保を目安とする。（要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保）
- (2) 市町村は、地域住民や自主防災組織等の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）なお、地域住民や自主防災組織等は、避難所の良好な生活環境を実現するため、発災当初から主体的に避難所運営に参画するよう努めるものとする。
- (3) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市町村職員を配置する。その際、障がい者、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。
- (4) 男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で避難所運営ができるよう努める。
- (5) 男女別だけでなく、LGBT等の性的少数者への配慮も必要であることに留意する。
また、周囲の理解不足により不安を抱えていたり、周囲に話せない状況である可能性があることにも留意する。具体的には、相談できる窓口、男女共用スペースやユニバーサルトイレ（最低1基）の設置、風呂等を個別利用できる時間設定、男女別の救援物資を人目に触れず支給できるよう配慮するとともに、周囲へ理解を求めるよう努める。
- (6) 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。
- (7) 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。
- (8) 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。
- (9) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。
- (10) 新型コロナウイルスなどの感染症が流行している状況においては、市町村は、災害予防編（共通）第5部第7章「感染症対策の強化」により、感染症対策を講じるよう努めるものとする。
- (11) 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用により、避難所の早期解消に努める。
- (12) 市町村及びN T T西日本は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信の確保を目的として、事前設置している特設公衆電話の利用を開始する。
- (13) 県及び市町村は、LGBT等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。
また、県及び市町村は、新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。
- (14) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (15) 市町村は、避難所で停電が発生している状況において、電源の確保が必要と判断する場合は、県に支援を要請するものとし、県は「災害時における電動車両等の支援に関する協定」に基づき、事業者から電動車両の貸与を受け、市町村へ派遣するものとする。

4 要配慮者対策

市町村は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成19年2月鳥取県災害対策研究会策定）や鳥取県避難所運営マニュアル作成指針（平成30年3月鳥取県危機管理局）等に基づき、要配慮者の避難生活への支援を的確に実施する。

(1) 避難所での対策

市町村は、避難所において、次の事項について十分配慮するものとする。

- ア 要配慮者のための相談窓口の設置
- イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等
- ウ 要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、妊産婦・乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）
- エ 避難所における要配慮者の把握と支援ニーズの把握
- オ 避難所のバリアフリー化への配慮
- カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- キ 母乳保育を継続するための支援
- ク 粉ミルク、哺乳瓶・乳首、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ケ 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援
- コ 特に医療的ケアを必要とする者の受入が想定される場合は非常用電源の確保

(2) その他災害時に配慮すべき事項

- ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
- イ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ウ 仮設住宅の優先的入居
- エ 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
- オ ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
- カ 福祉相談窓口の設置
- キ 風邪等の感染症対策
- ク 避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置も検討）
- ケ 障がい者等要配慮者の多様な態様へ配慮した適切な方法による情報提供
- コ 学校の教室や保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
- サ 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応
- シ 食物アレルギーの症状を示すなど食事への配慮が必要な方への対応

(3) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣

- ア 市町村は、大規模災害等の発生等により災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある場合、高齢者・障がい者等要配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対してDWA Tの派遣を要請する。
- イ 県は、「鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」及び「鳥取県災害派遣福祉チームマニュアル」に基づき、鳥取県災害福祉支援センター（鳥取県社会福祉協議会内）に設置する福祉チーム事務局に依頼してチームの組成を行った上で、被災地市町村と派遣調整等を行い、DWA Tを派遣する。

【DWA Tとは】

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの福祉専門職により構成する応援派遣チームで、災害が発生した際に、避難所、福祉避難所及び被災者宅等において、要配慮者に関するニーズを聞き取り、福祉的な課題に対応して、福祉避難所へのつなぎや関係機関への受入れを調整する等、必要な支援を行う。

5 所要物資の確保

- (1) 避難所開設及び受入れのための所要物資は、当該市町村長において確保するものとする。
- (2) ただし、現地において確保できないときは、市町村長は物資の確保について知事に要請するものとする。
- (3) 県はこれを確保の上、避難所等に配送するものとする。

第3節 避難所以外の避難生活者への対応

- 1 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中避難している被災者など避難所以外で避難生活を送っている者の早期把握に努め、必要な支援を行うとともに、必要に応じ避難所への移動を促すものとする。
また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（県本部事務局又は危機管理局）への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りに来ている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。
- 3 また、車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群発症の恐れがあるため、避難状況の把握に努めるとともに、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。
- 4 対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下

のとおりである。

- 1 避難所の開設及び開設時の県への報告
- 2 避難所の運営
- 3 所要物資の確保及び県への要請
- 4 避難所外等における避難生活者への対応
- 5 県に対する災害時福祉支援チームの派遣要請

第3章 孤立発生時の応急対策

（県危機管理局、県土整備部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

第2節 孤立状況の把握

1 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、県（危機管理局、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

- （1）道路の崩壊
- （2）道路への土砂崩れや雪崩の流入
- （3）大雨、大雪に伴う事前通行止め 等

2 通信設備の状況の把握

県（危機管理局、県土整備部、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

3 道路及び電気、水道等ライフライン施設の状況の把握

- （1）孤立状態の早期解消を図る必要があることから、道路管理者及び通信・電気・ガス・上下水道等のライフライン施設を所管する事業者等は、所管する道路及びライフライン施設の途絶状況の把握に努めるとともに、把握した状況及び復旧状況を把握し、被災市町村に連絡するものとする。
- （2）県（危機管理局、県土整備部、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。（電気、水道、食糧の有無等）

4 孤立集落に所在する者の状況把握

県（危機管理局、県農林水産部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無 等）

5 孤立状況の共有

- （1）市町村は、孤立集落の発生について把握した場合、所定の様式により、県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理局）及び県総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）に報告するものとする。
- （2）県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理局）及び県総合事務所（県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、孤立集落発生について把握した場合、関係機関（警察本部、消防局、自衛隊等）との情報の共有に努める。

第3節 物理的な孤立の解消

1 道路及びライフライン施設交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、道路及び孤立地域のライフライン各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

その際、WEB会議システムを活用して情報の即時共有と調整を行い、早期復旧を図るものとする。

2 代替交通の確保

孤立が発生した場合、県（危機管理局、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

3 物資の供給

県（危機管理局、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

4 帰宅困難者の支援

県（危機管理局、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

なお、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

5 ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、市町村、消防局及び県（危機管理局）は、ヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を行う。

第4節 情報孤立の解消

県及び市町村は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

- 1 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、市町村は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。
- 2 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、市町村、県（危機管理局、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））等は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。
- 3 県、市町村及びライフライン施設を所管する事業者は、住民の不安を軽減するため、道路やライフライン施設の復旧状況についてSNS等を活用して情報発信するよう努める。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 孤立状況の把握及び共有
- 2 市町村管理道に係る交通の復旧
- 3 代替交通の確保
- 4 物資の供給
- 5 帰宅困難者の支援
- 6 ヘリコプターによる緊急輸送の要請
- 7 衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の災害に強い通信設備の配備又は配備の要請